

玉城町都市計画マスタープラン

令和4年3月

玉 城 町

目次

第1章 玉城町の現況	1
1. 概要	1
2. 人口・世帯数	3
3. 産業	10
4. 土地利用	21
5. 市街化動向	28
6. 都市施設	34
7. 道路・交通	36
8. 法規制	42
9. 災害	46
10. 玉城町の現況特性	50
第2章 上位関連計画	53
1. 第6次玉城町総合計画	53
2. 伊勢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	57
3. 第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略	61
4. 玉城町国土強靱化地域計画	63
5. 玉城町公共施設等総合管理計画	65
6. 玉城町空家等対策計画	68
7. 外城田川治水整備計画	69
8. 社会資本総合整備計画	70
第3章 問題点・課題の整理	73
第4章 全体構想	79
1. まちづくりの目標	79
2. 分野別方針	89
第5章 重点的まちづくり施策	101
1. 基本的な考え方	101
2. 重点的まちづくり施策	101
第6章 計画実現に向けて	111
1. 町民・企業協働の推進	111
2. まちづくりの進捗管理、計画の見直し	113
参考資料	115
1. 策定の経緯	115
2. 玉城町都市計画マスタープラン策定委員会名簿	115
3. 用語解説	116

第1章 玉城町の現況

第1章 玉城町の現況

1. 概要

(1) 位置・地勢

玉城町は、三重県の南東部に位置し、北は明和町、東は伊勢市、西は多気町、南は国東山系をへだてて度会町に接しています。

古くから陸上交通の要地で、田辺の丘を通過して大和を結ぶ初瀬街道と外城田の丘を通る熊野街道（世界遺産熊野古道出立の地）が伊勢に通じていました。現在は、中部に JR 参宮線、南部に伊勢自動車道が通っています。

総面積は 40.91km² を有し、中部は外城田川や汁谷川が流れる平野が広がっています。北部は多気丘陵の先端部にあたる玉城丘陵で、南部には国東山や大日山を主峰とする標高 100～300m の国東山地が位置しています。

■玉城町の位置



(2) 歴史・沿革

玉城町は、神宮の鎮座とともに、神領となり、その中心でした。倭姫命に随行して皇大神宮の祢宜となった荒木田氏によって開拓された農業のまちです。

延元元年（1336年）、北畠親房によってはじめて田丸城が築かれ、北畠国司三大将の一人として愛洲氏、田丸氏が相次いで兵1千の大將となって拠りました。

天正3年（1575年）、織田信雄が三重の天守閣を掲げて現在の城郭を築き上げ、北畠国司を滅しました。その後、天正8年（1580年）の炎上以来、稲葉氏、藤堂氏の領下となり、元和5年（1619年）から明治維新にかけて紀州領となりました。

明治2年（1869年）、田丸民生局支配となりましたが、廃藩置県とともに明治4年（1871年）には度会県、明治9年（1876年）には三重県の管轄となりました。

明治22年（1889年）、町村制施行とともに田丸町、東外城田村、有田村、下外城田村となり、昭和30年（1955年）4月10日、田丸町、東外城田村、有田村（湯田・妻ヶ広を除く）が合併して、玉城町が誕生しました。昭和31年（1956年）9月30日に下外城田村を編入し、昭和32年（1957年）4月1日に栗野の区域を伊勢市へ境界変更し、現在に至っています。

2. 人口・世帯数

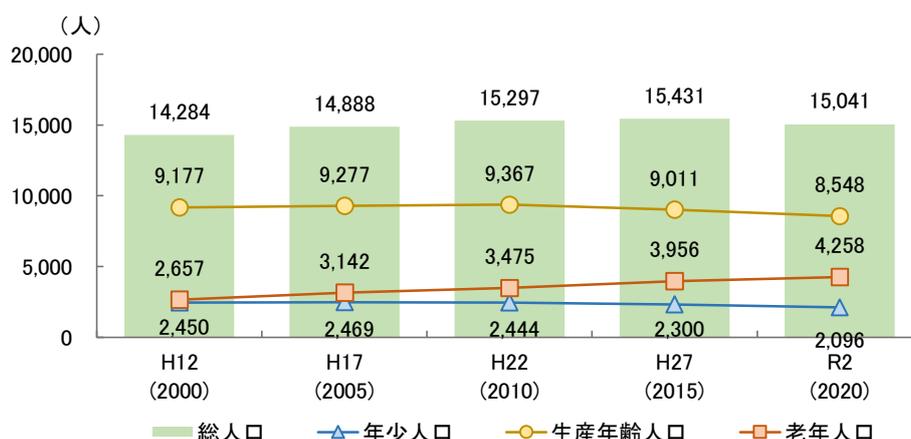
(1) 人口

①総人口・年齢別人口

玉城町の人口は令和2年(2020年)で15,041人と、平成27年(2015年)までの増加から減少に転じました。

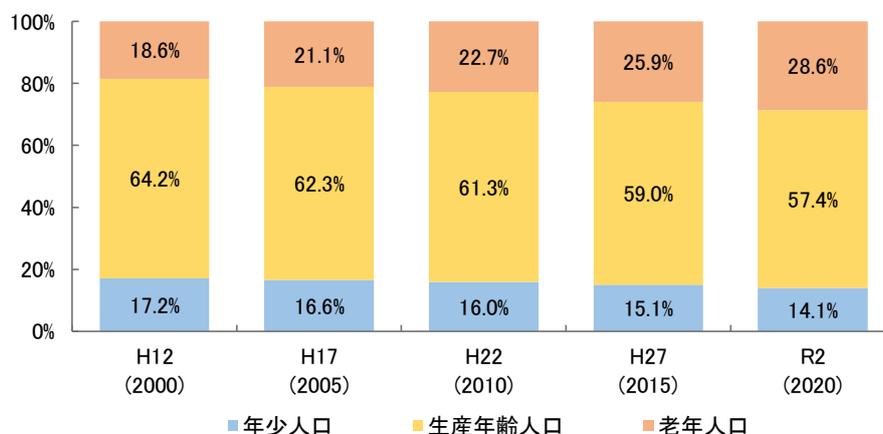
年齢別にみると、年少人口(15歳未満)は平成17年(2005年)をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)時点で2,096人(総人口の14.1%)となっています。一方、老年人口(65歳以上)は増加が続いており、令和2年(2020年)時点で4,258人(総人口の28.6%)となるなど、少子高齢化が進行しています。生産年齢人口(15~64歳)は平成22年(2010年)まで増加していましたが、令和2年(2020年)には8,548人(総人口の57.4%)と大きく減少しています。

■総人口・年齢別人口の推移



※総人口には年齢不詳を含む

■年齢別人口構成比の推移

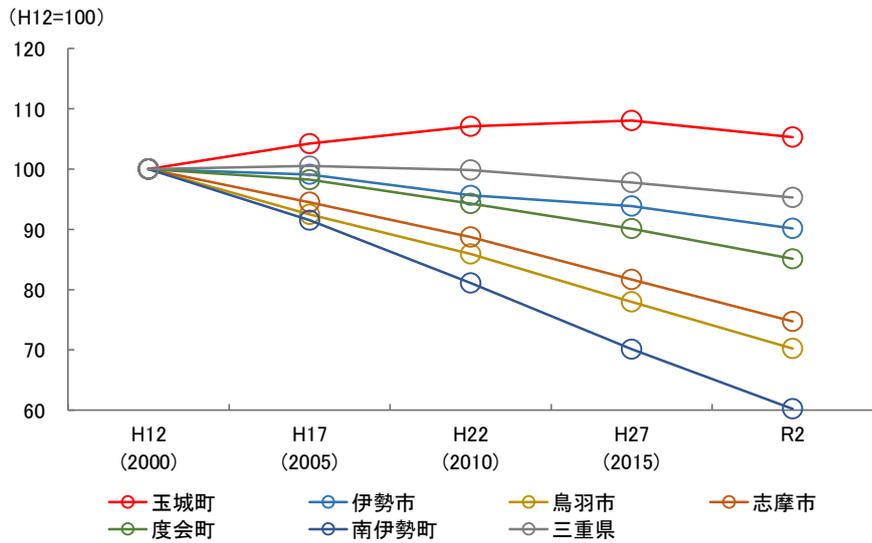


※年齢不詳の人口を除く構成比

資料：国勢調査

人口の推移を伊勢志摩圏域並びに三重県全体と比較すると、玉城町を含め伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体の人口が減少傾向にあるなか、令和2年(2020年)に減少に転じたのは玉城町のみです。一方、伊勢志摩圏域の他の市町は、平成12年(2000年)と比較して減少の一途をたどっています。

■総人口の推移（伊勢志摩圏域・三重県との比較）



			H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
伊勢志摩圏域	玉城町	人口(人)	14,284	14,888	15,297	15,431	15,041
		指数(H12=100)	100	104	107	108	105
	伊勢市	人口(人)	136,173	134,973	130,271	127,817	122,765
		指数(H12=100)	100	99	96	94	90
	鳥羽市	人口(人)	24,945	23,067	21,435	19,448	17,525
		指数(H12=100)	100	92	86	78	70
	志摩市	人口(人)	61,628	58,225	54,694	50,341	46,057
		指数(H12=100)	100	94	89	82	75
度会町	人口(人)	9,218	9,057	8,692	8,309	7,847	
	指数(H12=100)	100	98	94	90	85	
南伊勢町	人口(人)	18,235	16,687	14,791	12,788	10,989	
	指数(H12=100)	100	92	81	70	60	
三重県	人口(人)	1,857,339	1,866,963	1,854,724	1,815,865	1,770,254	
	指数(H12=100)	100	101	100	98	95	

※H12 までの志摩市、南伊勢町、H17 までの伊勢市は旧市町村の合計値

資料：国勢調査

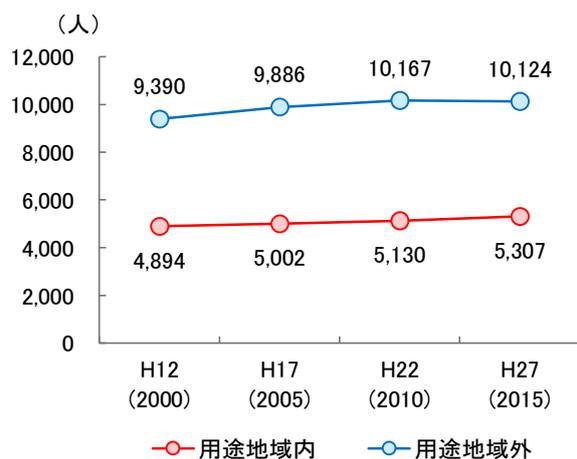
伊勢志摩圏域の比較：都市計画マスタープランは「都市計画」の上位計画が三重県作成の「都市計画区域マスタープラン」であるため、伊勢志摩圏域が同計画の対象であることから、P6 以降の数値比較を実施しています。

②用途地域内・外の人口

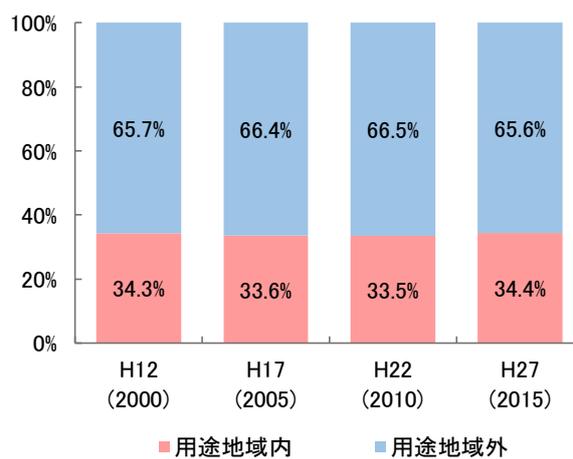
平成 27 年（2015 年）時点の用途地域内・外の人口をみると、用途地域内が 5,307 人（総人口の 34.4%）、用途地域外が 10,124 人（総人口の 65.6%）と、用途地域外の人口が多い状況です。

平成 12 年（2000 年）からの推移をみると、用途地域内・外ともに増加が続いていますが、構成比に大きな変化はなく、町全体で人口が増加している状況にあります。

■用途地域内・外の人口の推移



■用途地域内・外の人口構成比の推移



資料：平成 28 年度都市計画基礎調査

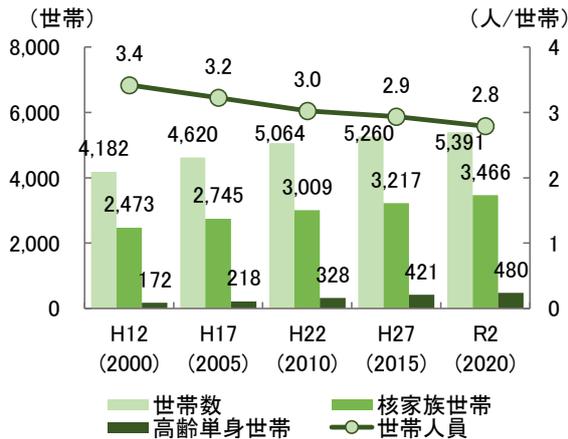
(2) 世帯数

玉城町の世帯数は増加が続いています。最新の令和2年(2020年)の世帯数は5,391世帯で、平成12年(2000年)から1,209世帯(約29%)の増加となっています。

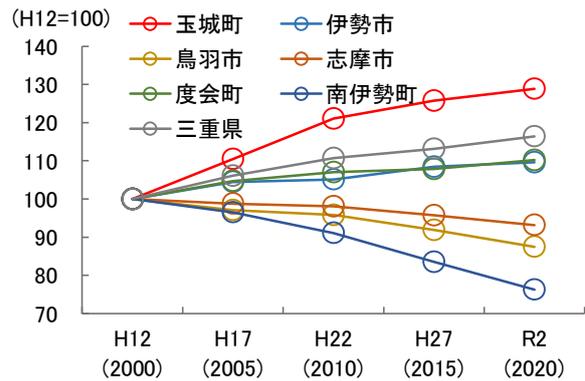
一方、世帯人員は、核家族化や高齢単身世帯の増加により、平成12年(2000年)の3.4人/世帯から令和2年(2020年)には2.8人/世帯にまで減少しています。

また、世帯数の推移を伊勢志摩圏域並びに三重県全体と比較すると、三重県全体や隣接する伊勢市、度会町なども増加するなか、玉城町の増加率は最も高くなっています。

■世帯数の推移



■世帯数の推移(伊勢志摩圏域、三重県との比較)



		H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	
伊勢志摩圏域	玉城町	世帯数(世帯)	4,182	4,620	5,064	5,260	5,391
		指数(H12=100)	100	110	121	126	129
	伊勢市	世帯数(世帯)	46,957	49,045	49,361	50,938	51,470
		指数(H12=100)	100	104	105	108	110
	鳥羽市	世帯数(世帯)	8,413	8,167	8,057	7,730	7,360
		指数(H12=100)	100	97	96	92	87
	志摩市	世帯数(世帯)	20,950	20,700	20,553	20,057	19,523
		指数(H12=100)	100	99	98	96	93
	度会町	世帯数(世帯)	2,434	2,549	2,605	2,626	2,683
		指数(H12=100)	100	105	107	108	110
南伊勢町	世帯数(世帯)	6,505	6,280	5,926	5,432	4,963	
	指数(H12=100)	100	97	91	84	76	
三重県	世帯数(世帯)	636,682	675,459	704,607	720,292	741,183	
	指数(H12=100)	100	106	111	113	116	

※H12 までの志摩市、南伊勢町、H17 までの伊勢市は旧市町村の合計値

資料：国勢調査

(3) 人口動態

① 転入・転出

平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけての転入・転出状況を見ると、転入人口が転出人口よりも 345 人多く、転入超過となっています。

平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）にかけての転入・転出状況と比較すると、転入人口が 204 人減少したのに対して、転出人口は 47 人の減少となっており、転入超過の傾向は弱まっています。

転入元・転出先の内訳をみると、いずれの期間も三重県内での移動が多くなっていますが、三重県内に対しては転入超過、三重県外に対しては転出超過となっています。したがって、県内から人口が流入する一方で、県外へ人口が流出している状況にあります。また、三重県内の市町についてみると、転入超過となっている地域が多く、特に伊勢市に対しては大幅な転入超過となっています。一方、松阪市に対しては転出超過、明和町に対しては転入超過から転出超過へと変化しています。

■ 転入・転出人口の推移

	H17→H22(2005→2010)					H22→H27(2010→2015)				
	転入人口(人)	構成比	転出人口(人)	構成比	転入-転出(人)	転入人口(人)	構成比	転出人口(人)	構成比	転入-転出(人)
総数	1,758	-	1,256	-	502	1,554	-	1,209	-	345
三重県内	1,340	76.2%	867	69.0%	473	1,178	75.8%	859	71.1%	319
津市	93	5.3%	80	6.4%	13	76	4.9%	64	5.3%	12
伊勢市	678	38.6%	345	27.5%	333	549	35.3%	314	26.0%	235
松阪市	151	8.6%	159	12.7%	-8	145	9.3%	167	13.8%	-22
志摩市	58	3.3%	10	0.8%	48	57	3.7%	14	1.2%	43
明和町	93	5.3%	51	4.1%	42	74	4.8%	86	7.1%	-12
度会町	46	2.6%	34	2.7%	12	51	3.3%	46	3.8%	5
南伊勢町	57	3.2%	15	1.2%	42	70	4.5%	11	0.9%	59
その他	164	9.3%	173	13.8%	-9	156	10.0%	157	13.0%	-1
三重県外	418	23.8%	389	31.0%	29	376	24.2%	350	28.9%	26

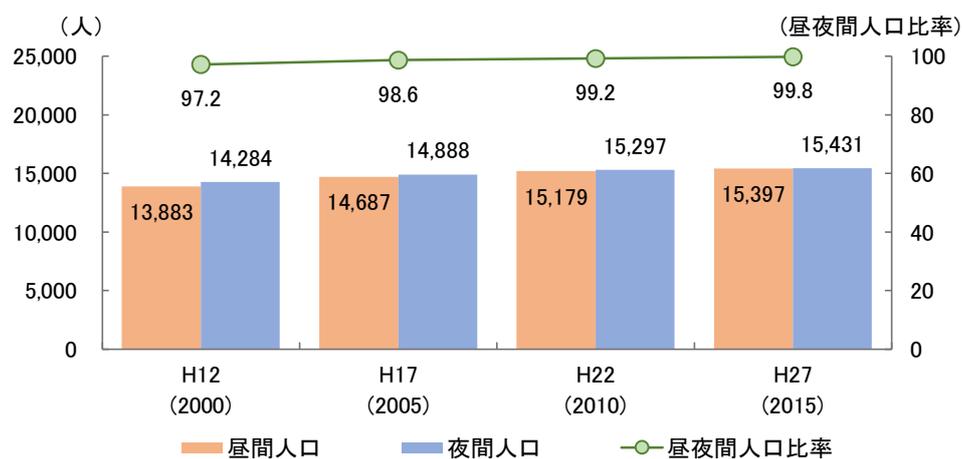
資料：国勢調査

②昼夜間人口

玉城町の昼間人口と夜間人口は、いずれも増加が続いています。

昼夜間人口比率は流出超過（100 未満）が続いていますが、平成 12 年（2000 年）の 97.2 から平成 27 年（2015 年）には 99.8 に上昇するなど、就業の場が増えつつある状況がうかがえます。

■昼夜間人口・昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査

③流入・流出

平成 27 年（2015 年）時点の自都市内就業率（玉城町に常住する就業者のうち町内で従業する就業者数の割合）は、41.2%となっており、平成 12 年（2000 年）より低下しています。また、流入人口（町外に常住し玉城町で従業する就業者数）、流出人口（玉城町に常住し町外で従業する就業者数）ともに増加しており、町外に住む人が就業の場とする傾向が強まる一方で、町外で従業する人が居住の場とする傾向も強まっている状況です。

流入・流出人口の推移をみると、流入人口は平成 12 年（2000 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて 820 人増加しており、平成 27 年（2015 年）時点で 4,897 人となっています。流入元をみると、伊勢市が約 5 割を占めて最も多く、次いで松阪市、明和町、度会町の順となっており、近隣市町からの流入が多い状況にあります。

流出人口は平成 12 年（2000 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて 578 人増加しており、平成 27 年（2015 年）時点で 4,520 人となっています。流出先をみると、流入と同様に伊勢市が 4～5 割を占めて最も多く、次いで松阪市、明和町、津市の順となっています。近隣市町への流出が多い状況にありますが、流入に比べて津市や三重県外など近隣市町以外の占める割合が多くなっています。

■玉城町における就業者数の推移

	H12(2000)		H27(2015)	
	就業者数(人)	構成比	就業者数(人)	構成比
玉城町で従業する就業者	7,580	-	8,157	-
玉城町内に常住	3,503	47.1%	3,194	41.2%
玉城町外に常住(流入)	4,077	54.8%	4,897	63.2%
従業地不詳	0	0.0%	66	0.9%
玉城町に常住する就業者	7,445	-	7,752	-
玉城町内で従業	3,503	47.1%	3,194	41.2%
玉城町外で従業(流出)	3,942	52.9%	4,520	58.3%
従業地不詳	0	0.0%	38	0.5%

■流入・流出人口の推移

	H12(2000)					H27(2015)				
	流入人口(人)	構成比	流出人口(人)	構成比	流入-流出(人)	流入人口(人)	構成比	流出人口(人)	構成比	流入-流出(人)
総数	4,077	-	3,942	-	135	4,897	-	4,520	-	377
三重県内	4,056	99.5%	3,892	98.7%	164	4,832	98.7%	4,414	97.7%	418
津市	105	2.6%	369	9.4%	-264	260	5.3%	379	8.4%	-119
伊勢市	2,162	53.0%	1,944	49.3%	218	2,288	46.7%	1,940	42.9%	348
松阪市	526	12.9%	720	18.3%	-194	900	18.4%	924	20.4%	-24
志摩市	38	0.9%	38	1.0%	0	101	2.1%	42	0.9%	59
多気町	196	4.8%	184	4.7%	12	201	4.1%	312	6.9%	-111
明和町	461	11.3%	241	6.1%	220	492	10.0%	390	8.6%	102
度会町	285	7.0%	68	1.7%	217	316	6.5%	108	2.4%	208
南伊勢町	87	2.1%	47	1.2%	40	113	2.3%	66	1.5%	47
その他	196	4.8%	281	7.1%	-85	161	3.3%	253	5.6%	-92
三重県外	21	0.5%	50	1.3%	-29	65	1.4%	106	2.2%	-41

資料：国勢調査

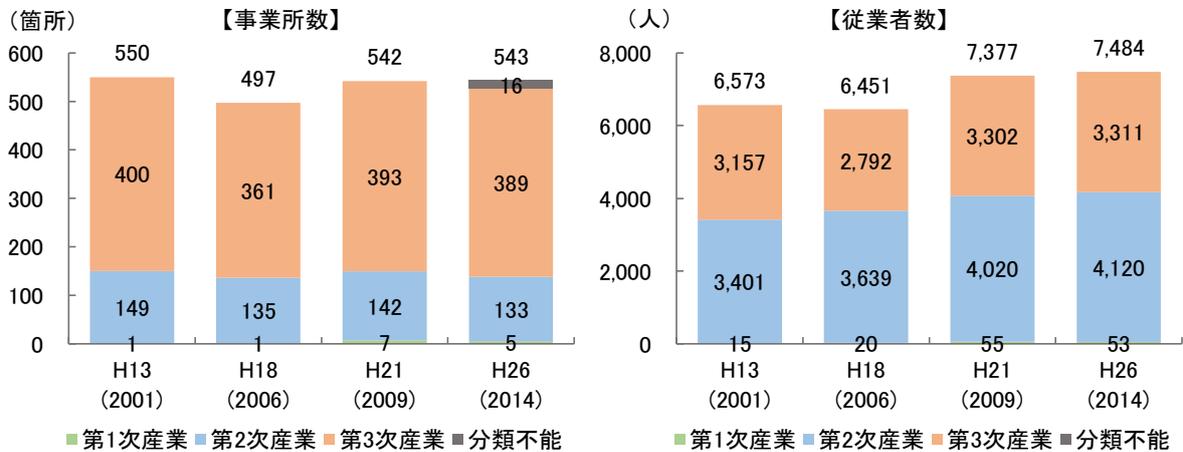
3. 産業

(1) 事業所数・従業者数

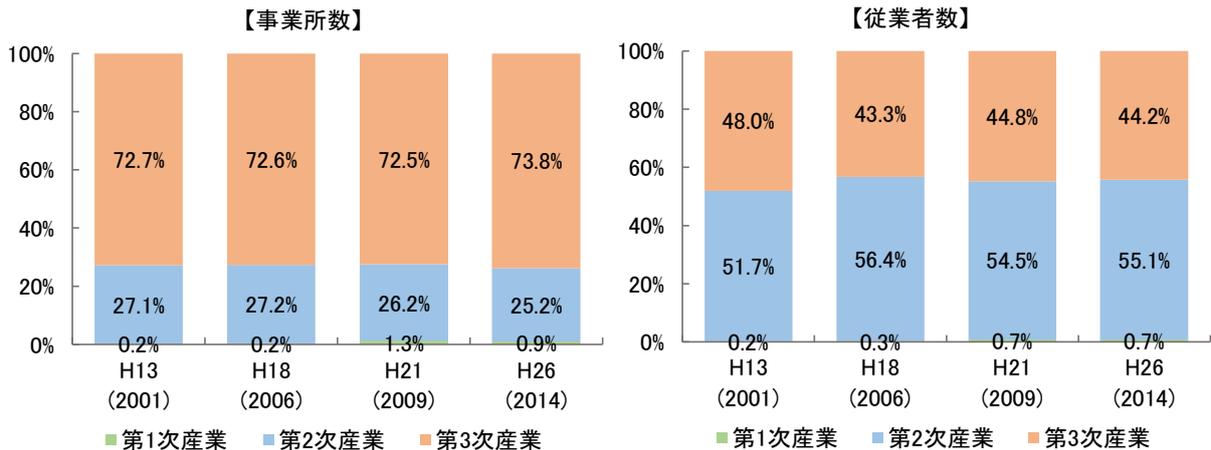
玉城町の事業所数は減少傾向にあり、平成 26 年（2014 年）時点で 543 箇所となっています。一方、従業者数は増加傾向にあり、平成 26 年（2014 年）時点で 7,484 人となっています。

産業 3 分類別にみると、第 1 次産業の割合は事業所数、従業者数ともに約 1%と非常に少ないものの、事業所数・従業者数ともに増加傾向にあります。第 2 次産業の割合は事業所数では約 3 割、従業者数では 5～6 割を占めています。事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は増加が続いています。第 3 次産業の割合は事業所数では約 7 割、従業者数では 4～5 割を占めています。第 2 次産業と同様、事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は増加傾向にあります。

■ 産業 3 分類別事業所数・従業者数の推移



■ 産業 3 分類別事業所数・従業者数の構成比の推移

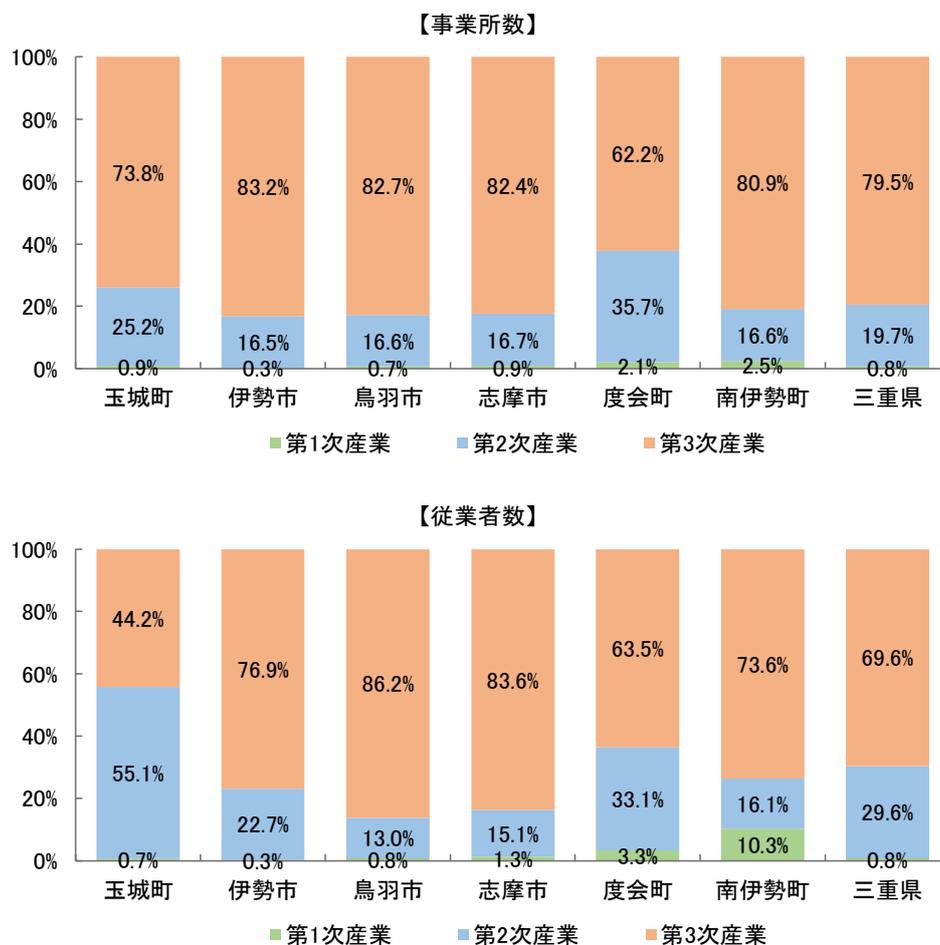


※分類不能の産業を除く構成比

資料：事業所・企業統計調査（平成 13・18 年）、経済センサス基礎調査（平成 21・26 年）

平成 26 年（2014 年）の産業 3 分類別事業所数・従業者数の構成比を伊勢志摩圏域並びに三重県全体と比較すると、事業所数は伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体と概ね同じ構成比となっています。一方、従業者数では第 2 次産業の割合が突出しており、工業中心の産業構造となっています。

■産業 3 分類別事業所数・従業者数の構成比（伊勢志摩圏域、三重県との比較）（平成 26 年（2014 年））



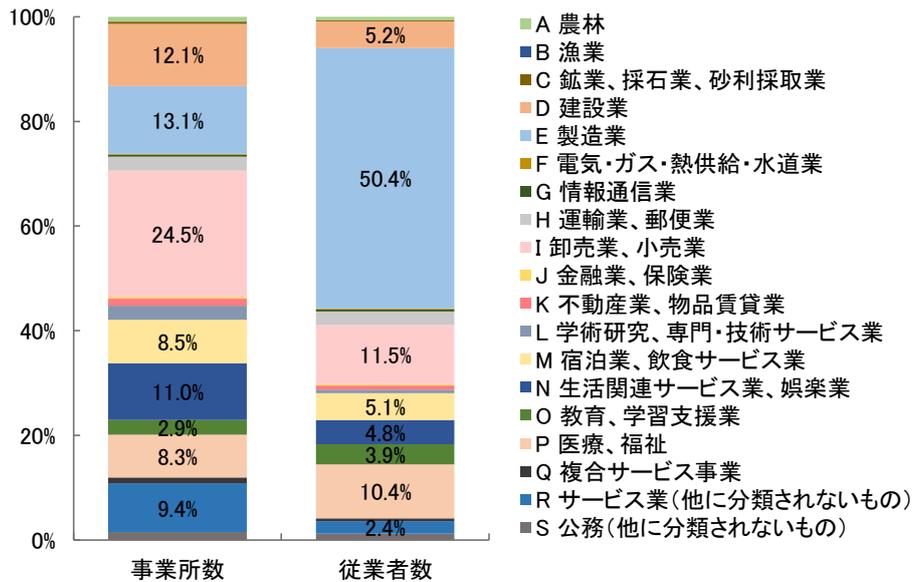
※分類不能の産業を除く構成比

資料：平成 26 年経済センサス基礎調査

平成 26 年 (2014 年) の産業大分類別事業所数の構成比をみると、「卸売業、小売業」が 24.5% で最も多く、次いで「製造業」(13.1%)、「建設業」(12.1%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(11.0%) の順となっています。また、産業大分類別従業者数の構成比をみると、「製造業」が 50.4% で最も多く、次いで「卸売業、小売業」(11.5%)、「医療、福祉」(10.4%)、「建設業」(5.2%) の順となっています。

従業者数における「製造業」の割合が突出しており、玉城町の基幹産業となっています。

■産業大分類別事業所数・従業者数（平成 26 年（2014 年））



	事業所数(箇所)		従業者数(人)	
	事業所数	構成比	従業者数	構成比
A 農林	5	1.0%	53	0.7%
B 漁業	0	0.0%	0	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.4%	10	0.1%
D 建設業	63	12.1%	384	5.2%
E 製造業	68	13.1%	3,726	50.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.2%	9	0.1%
G 情報通信業	2	0.4%	32	0.4%
H 運輸業、郵便業	14	2.7%	196	2.7%
I 卸売業、小売業	127	24.5%	850	11.5%
J 金融業、保険業	2	0.4%	18	0.2%
K 不動産業、物品賃貸業	7	1.3%	56	0.8%
L 学術研究、専門・技術サービス業	14	2.7%	53	0.7%
M 宿泊業、飲食サービス業	44	8.5%	378	5.1%
N 生活関連サービス業、娯楽業	57	11.0%	353	4.8%
O 教育、学習支援業	15	2.9%	287	3.9%
P 医療、福祉	43	8.3%	770	10.4%
Q 複合サービス事業	6	1.2%	39	0.5%
R サービス業(他に分類されないもの)	49	9.4%	178	2.4%
S 公務(他に分類されないもの)	8	1.5%	92	1.2%
A~S 全産業	519	100.0%	7,392	100.0%

資料：平成 26 年経済センサス基礎調査

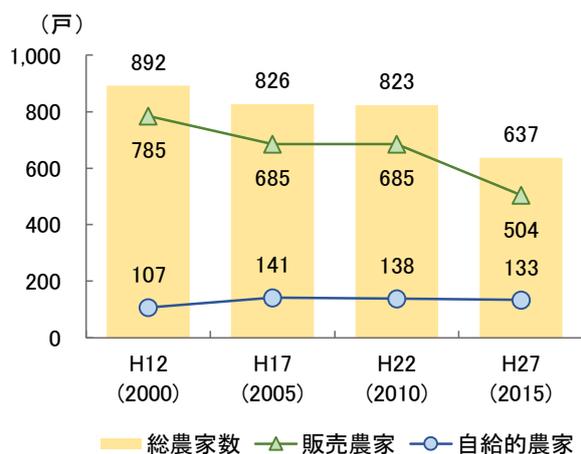
(2) 農業

玉城町の農家数は減少が続いています。農家の種類別にみると、販売農家は減少が続いていますが、自給的農家は長期的には増加傾向にあります。

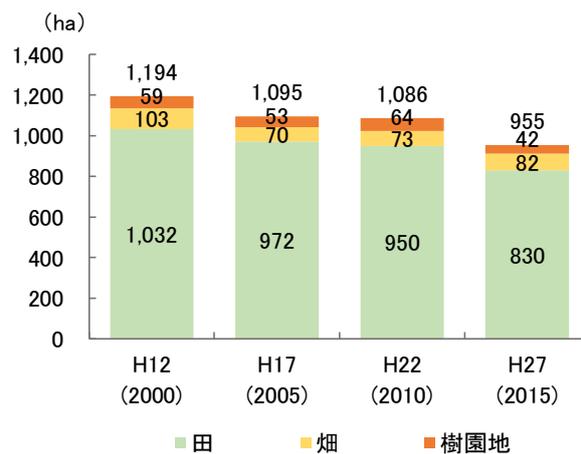
また、農家数の減少に伴い経営耕地面積も減少が続いています。

経営耕地の種類をみると、田が約9割を占めており、稲作が玉城町の農業の中心となっています。

■農家数の推移



■経営耕地面積の推移 (販売農家)



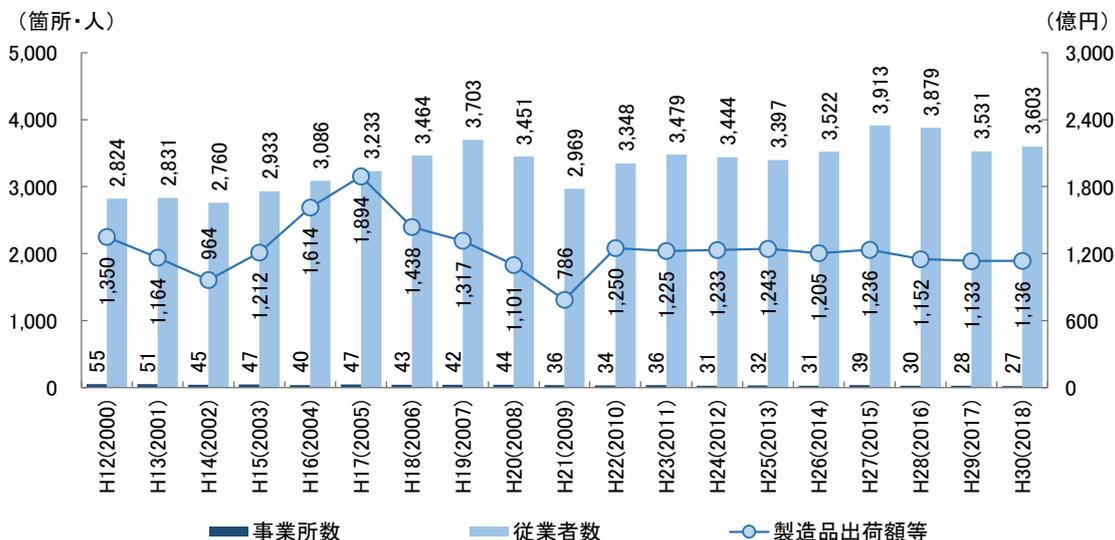
資料：農林業センサス

(3) 工業

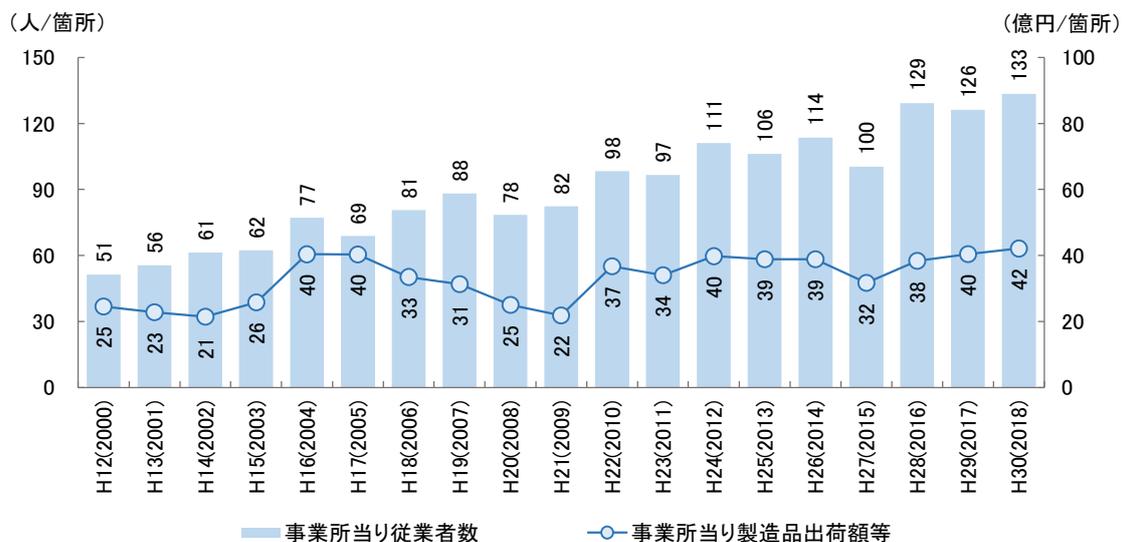
玉城町の工業の推移をみると、事業所数は減少傾向にあり、平成30年（2018年）時点で27箇所となっています。従業者数は増減を繰り返していますが、長期的には増加傾向にあり、平成30年（2018年）時点で3,603人となっています。製造品出荷額等は平成17年（2005年）に1,894億円にまで増加しましたが、その後平成21年（2009年）にかけて大きく減少しています。平成22年（2010年）以降は緩やかな減少傾向となっており、平成30年（2018年）時点の製造品出荷額等は1,136億円となっています。

事業所当りの従業者数と製造品出荷額等の推移をみると、いずれも増減を繰り返していますが、長期的には増加傾向にあります。事業所数が減少し、事業所当りの従業者数や製造品出荷額等が増加していることから、小規模な事業所数が減少する一方、新たな工場の立地や既存企業の業務拡大が進んでいるものと推測されます。

■事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



■事業所当りの従業者数・製造品出荷額等の推移

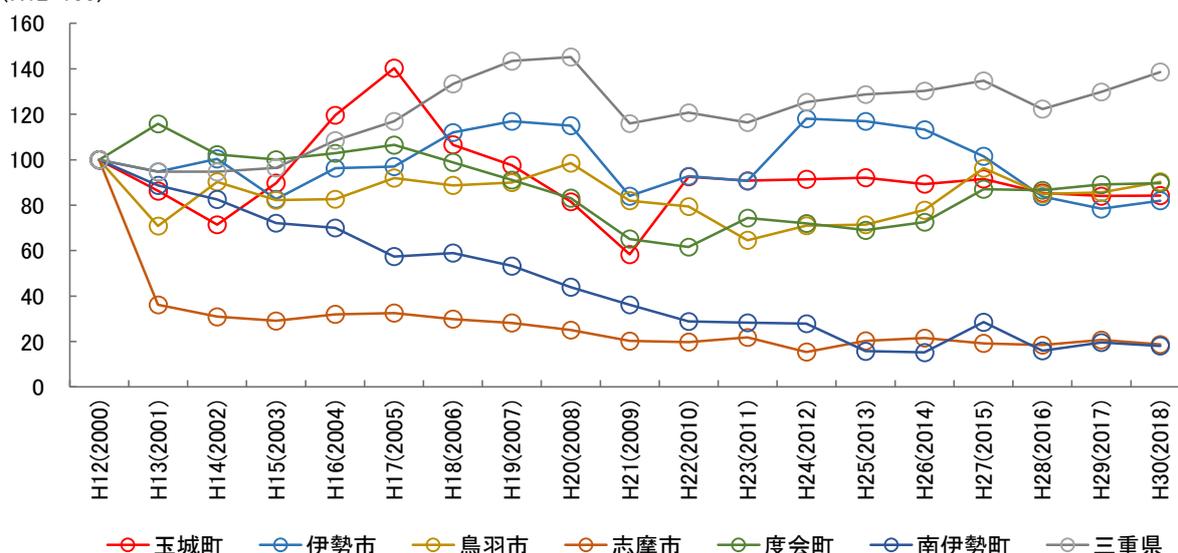


資料：工業統計調査（平成23・27年以外）、経済センサス活動調査（平成23・27年）

製造品出荷額等の推移を伊勢志摩圏域並びに三重県全体と比較すると、三重県全体が増加するなか、玉城町の製造業はやや停滞している状況にあります。また、伊勢志摩圏域のなかでみると、玉城町の製造業は伊勢市に次ぐ規模を有していますが、鳥羽市や度会町が平成22年(2010年)以降増加傾向にあるのに対して、玉城町や伊勢市は減少傾向にあります。

■製造品出荷額等の推移（伊勢志摩圏域、三重県との比較）

(H12=100)



		H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)
伊勢志摩圏域	玉城町 製造品出荷額等(億円)	1,350	1,164	964	1,212	1,614	1,894	1,438	1,317	1,101	786
	指数(H12=100)	100	86	71	90	120	140	107	98	82	58
	伊勢市 製造品出荷額等(億円)	3,039	2,875	3,051	2,513	2,926	2,949	3,403	3,554	3,494	2,552
	指数(H12=100)	100	95	100	83	96	97	112	117	115	84
	鳥羽市 製造品出荷額等(億円)	121	86	110	100	100	112	108	109	120	100
	指数(H12=100)	100	71	90	82	83	92	89	90	98	82
	志摩市 製造品出荷額等(億円)	877	317	271	255	281	286	262	247	219	177
指数(H12=100)	100	36	31	29	32	33	30	28	25	20	
度会町	製造品出荷額等(億円)	44	51	45	44	46	47	44	40	37	29
	指数(H12=100)	100	116	102	100	103	106	99	91	83	65
南伊勢町	製造品出荷額等(億円)	86	77	71	62	60	50	51	46	38	31
	指数(H12=100)	100	89	83	72	70	57	59	53	44	36
三重県	製造品出荷額等(億円)	80,889	76,672	76,574	78,039	87,751	94,581	107,885	116,018	117,451	93,746
	指数(H12=100)	100	95	95	96	108	117	133	143	145	116
		H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	
伊勢志摩圏域	玉城町 製造品出荷額等(億円)	1,250	1,225	1,233	1,243	1,205	1,236	1,152	1,133	1,136	
	指数(H12=100)	93	91	91	92	89	92	85	84	84	
	伊勢市 製造品出荷額等(億円)	2,818	2,753	3,586	3,554	3,439	3,083	2,546	2,380	2,490	
	指数(H12=100)	93	91	118	117	113	101	84	78	82	
	鳥羽市 製造品出荷額等(億円)	96	78	86	87	94	117	103	104	110	
	指数(H12=100)	79	65	71	71	78	96	85	86	90	
	志摩市 製造品出荷額等(億円)	173	191	135	178	189	168	161	181	164	
指数(H12=100)	20	22	15	20	21	19	18	21	19		
度会町	製造品出荷額等(億円)	27	33	32	31	32	39	38	39	40	
	指数(H12=100)	62	74	72	69	73	87	87	89	90	
南伊勢町	製造品出荷額等(億円)	25	24	24	14	13	25	14	17	16	
	指数(H12=100)	29	28	28	16	15	29	16	20	18	
三重県	製造品出荷額等(億円)	97,647	94,157	101,370	104,092	105,427	108,986	98,955	105,034	112,079	
	指数(H12=100)	121	116	125	129	130	135	122	130	139	

※H16 までの志摩市、南伊勢町、伊勢市は旧市町村の合計値

資料：工業統計調査（平成23・27年以外）、経済センサス活動調査（平成23・27年）

平成 28 年（2016 年）の産業中分類別の事業所数・従業者数をみると、事業所数では「金属製品製造業」が 8 箇所でも多く、従業者数では「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が 1,754 人で最も多くなっています。事業所当りの従業者数をみると、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「化学工業」、「電気機械器具製造業」、「金属製品製造業」が 100 人/箇所以上となっています。これらの産業の事業所当り従業者数は三重県全体の平均よりもかなり多く、県内有数の規模を誇る事業所が玉城町に立地しています。

平成 12 年（2000 年）からの変化をみると、「家具・装備品製造業」や「窯業・土石製品製造業」などの事業所が減少しています。一方、新たに大規模な「化学工業」が立地し、「金属製品製造業」や「電子部品・デバイス・電子回路製造業」で従業者数が大幅に増加しています。

■産業中分類別事業所数・従業者数（平成 12 年（2000 年））

	玉城町			三重県		
	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	事業所当り 従業者数 (人/箇所)	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	事業所当り 従業者数 (人/箇所)
食料品製造業	5	75	15.0	797	18,912	23.7
飲料・たばこ・飼料製造業	1	X	-	151	1,522	10.1
繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	2	X	-	162	3,513	21.7
衣服・その他の繊維製品製造業	1	X	-	279	3,715	13.3
木材・木製品製造業(家具を除く)	1	X	-	424	4,126	9.7
家具・装備品製造業	7	48	6.9	172	2,426	14.1
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-	-	117	2,448	20.9
出版・印刷・関連産業	1	X	-	212	3,325	15.7
化学工業	-	-	-	124	12,085	97.5
石油製品・石炭製品製造業	1	X	-	23	1,371	59.6
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1	X	-	298	10,362	34.8
ゴム製品製造業	-	-	-	91	5,672	62.3
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	7	176	25.1
窯業・土石製品製造業	5	56	11.2	463	11,887	25.7
鉄鋼業	4	70	17.5	156	3,700	23.7
非鉄金属製造業	-	-	-	66	3,214	48.7
金属製品製造業	10	637	63.7	639	13,129	20.5
一般機械器具製造業	4	212	53.0	673	21,421	31.8
電気機械器具製造業	10	1,571	157.1	678	38,073	56.2
輸送用機械器具製造業	-	-	-	348	31,314	90.0
精密機械器具製造業	-	-	-	24	727	30.3
その他の製造業	2	X	-	217	3,077	14.2
合計	55	2,824	51.3	6,121	196,195	32.1

資料：工業統計調査

■産業中分類別事業所数・従業者数（平成 28 年（2016 年））

	玉城町			三重県		
	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	事業所当り 従業者数 (人/箇所)	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	事業所当り 従業者数 (人/箇所)
食料品製造業	3	59	19.7	476	18,179	38.2
飲料・たばこ・飼料製造業	-	-	-	70	1,501	21.4
繊維工業	1	59	59.0	135	2,722	20.2
木材・木製品製造業(家具を除く)	-	-	-	129	1,814	14.1
家具・装備品製造業	2	38	19.0	69	1,742	25.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-	-	70	2,198	31.4
印刷・関連産業	-	-	-	101	1,946	19.3
化学工業	1	304	304.0	119	14,754	124.0
石油製品・石炭製品製造業	1	12	12.0	17	1,667	98.1
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1	42	42.0	233	11,140	47.8
ゴム製品製造業	-	-	-	58	7,103	122.5
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	2	26	13.0	258	7,054	27.3
鉄鋼業	1	7	7.0	100	2,422	24.2
非鉄金属製造業	-	-	-	54	6,225	115.3
金属製品製造業	8	1,060	132.5	440	13,855	31.5
はん用機械器具製造業	2	168	84.0	135	10,187	75.5
生産用機械器具製造業	1	19	19.0	298	10,456	35.1
業務用機械器具製造業	-	-	-	51	5,221	102.4
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	1,754	438.5	80	19,101	238.8
電気機械器具製造業	2	299	149.5	191	13,760	72.0
情報通信機械器具製造業	-	-	-	8	2,015	251.9
輸送用機械器具製造業	-	-	-	291	39,609	136.1
その他の製造業	1	32	32.0	115	2,651	23.1
合計	30	3,879	129.3	3,498	197,322	56.4

資料：経済センサス活動調査

平成 28 年（2016 年）の産業中分類別の製造品出荷額等をみると、三重県全体でも主要産業（県全体の 16.3%）となっている「電子部品・デバイス・電子回路製造業」が 539 億円（町全体の 46.8%）で最も多くなっています。また、「金属製品製造業」が 304 億円（町全体の 26.4%）で、県内構成比の 8%を占めるなど、これらが玉城町の製造業を牽引しています。

平成 12 年（2000 年）からの変化をみると、「金属製品製造業」は 105 億円の増加、「食料品製造業」は 6 億円の減少となっています。

■産業中分類別製造品出荷額等（平成 12 年（2000 年））

	玉城町			三重県	
	製造品 出荷額等 (億円)	構成比	県内 構成比	製造品 出荷額等 (億円)	構成比
食料品製造業	13	1.0%	0.3%	4,432	5.5%
飲料・たばこ・飼料製造業	X	-	-	676	0.8%
繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	X	-	-	640	0.8%
衣服・その他の繊維製品製造業	X	-	-	314	0.4%
木材・木製品製造業(家具を除く)	X	-	-	923	1.1%
家具・装備品製造業	5	0.4%	1.1%	461	0.6%
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-	-	901	1.1%
出版・印刷・同関連産業	X	-	-	626	0.8%
化学工業	-	-	-	8,050	9.9%
石油製品・石炭製品製造業	X	-	-	3,490	4.3%
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	X	-	-	3,931	4.9%
ゴム製品製造業	-	-	-	1,592	2.0%
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	104	0.1%
窯業・土石製品製造業	9	0.7%	0.3%	3,354	4.1%
鉄鋼業	11	0.8%	0.9%	1,123	1.4%
非鉄金属製造業	-	-	-	2,552	3.2%
金属製品製造業	199	14.8%	7.2%	2,782	3.4%
一般機械器具製造業	351	26.0%	5.3%	6,639	8.2%
電気機械器具製造業	736	54.6%	4.2%	17,555	21.7%
輸送用機械器具製造業	-	-	-	19,631	24.3%
精密機械器具製造業	-	-	-	247	0.3%
その他の製造業	X	-	-	913	1.1%
合計	1,350	100.0%	1.7%	80,937	100.0%

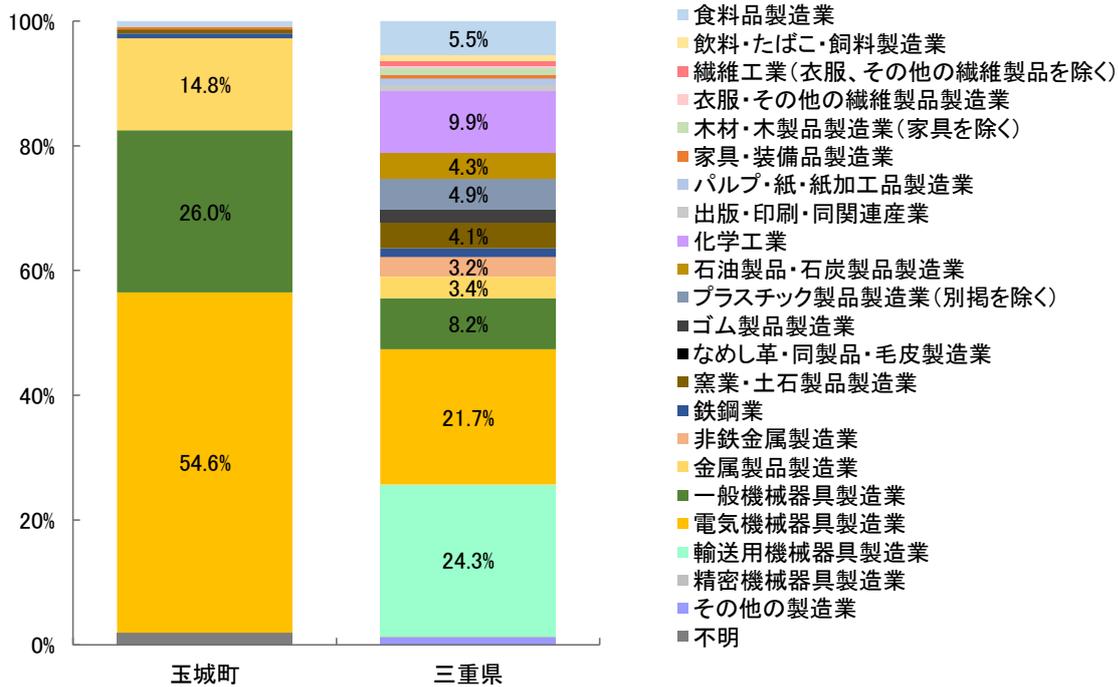
資料：工業統計調査

■産業中分類別製造品出荷額等（平成 28 年（2016 年））

	玉城町			三重県	
	製造品 出荷額等 (億円)	構成比	県内 構成比	製造品 出荷額等 (億円)	構成比
食料品製造業	7	0.6%	0.2%	4,712	4.8%
飲料・たばこ・飼料製造業	-	-	-	762	0.8%
繊維工業	X	-	-	549	0.6%
木材・木製品製造業(家具を除く)	-	-	-	676	0.7%
家具・装備品製造業	X	-	-	352	0.4%
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-	-	882	0.9%
印刷・同関連産業	-	-	-	333	0.3%
化学工業	X	-	-	11,061	11.2%
石油製品・石炭製品製造業	X	-	-	4,475	4.5%
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	X	-	-	4,471	4.5%
ゴム製品製造業	-	-	-	2,098	2.1%
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	X	-	-	2,590	2.6%
鉄鋼業	X	-	-	1,097	1.1%
非鉄金属製造業	-	-	-	4,154	4.2%
金属製品製造業	304	26.4%	8.0%	3,818	3.9%
はん用機械器具製造業	X	-	-	3,348	3.4%
生産用機械器具製造業	X	-	-	2,573	2.6%
業務用機械器具製造業	-	-	-	2,068	2.1%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	539	46.8%	3.3%	16,127	16.3%
電気機械器具製造業	X	-	-	5,082	5.1%
情報通信機械器具製造業	-	-	-	1,230	1.2%
輸送用機械器具製造業	-	-	-	25,500	25.8%
その他の製造業	X	-	-	996	1.0%
合計	1,152	100.0%	1.2%	98,955	100.0%

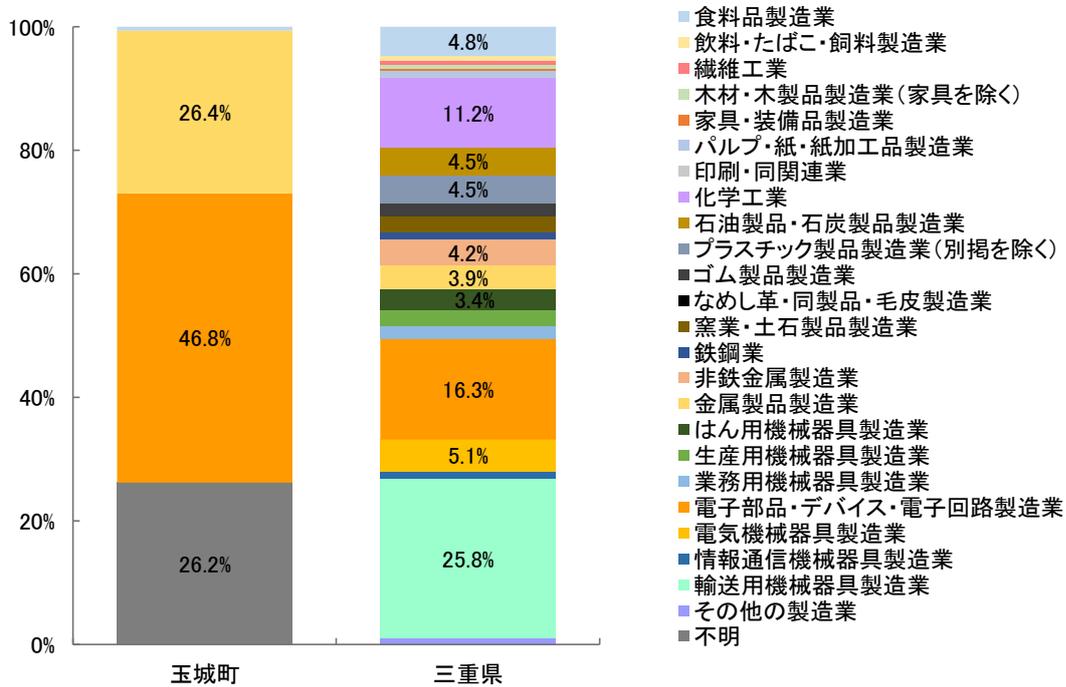
資料：経済センサス活動調査

■産業中分類別製造品出荷額等構成比（平成12年（2000年））



資料：工業統計調査

■産業中分類別製造品出荷額等構成比（平成28年（2016年））



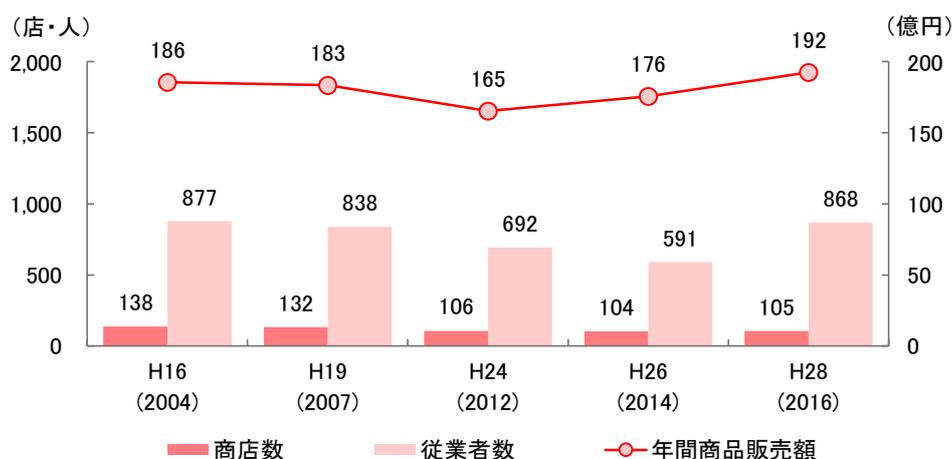
資料：経済センサス活動調査

(4) 商業

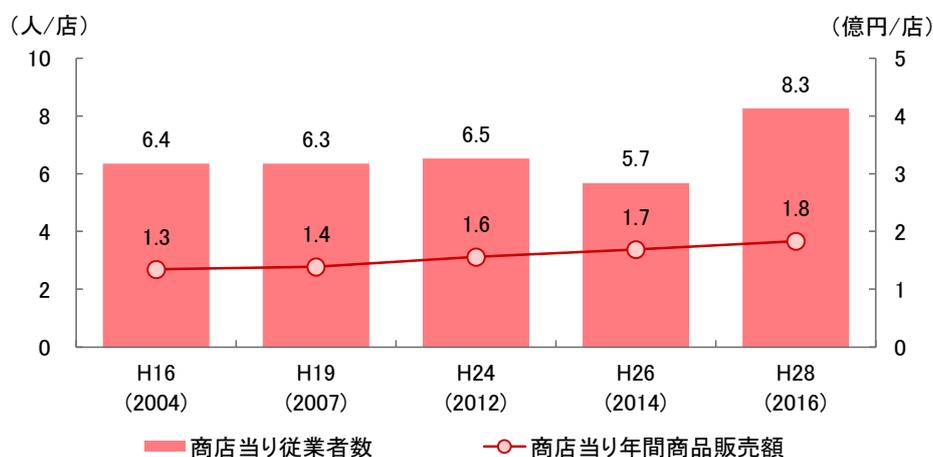
玉城町の商業の推移をみると、商店数は減少傾向にあり、平成 28 年（2016 年）時点で 105 店となっています。従業者数は平成 26 年（2014 年）まで減少していましたが、平成 28 年（2016 年）に 868 人と大きく増加しています。年間商品販売額は平成 24 年（2012 年）以降増加が続いており、平成 28 年（2016 年）時点で 192 億円となっています。

商店当りの従業者数と年間商品販売額の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。商店数が減少し、商店当りの従業者数と年間商品販売額が増加していることから、小規模な店舗が減少する一方、店舗の大型化が進んでいるものと推測されます。

■ 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移



■ 商店当りの従業者数、年間商品販売額の推移

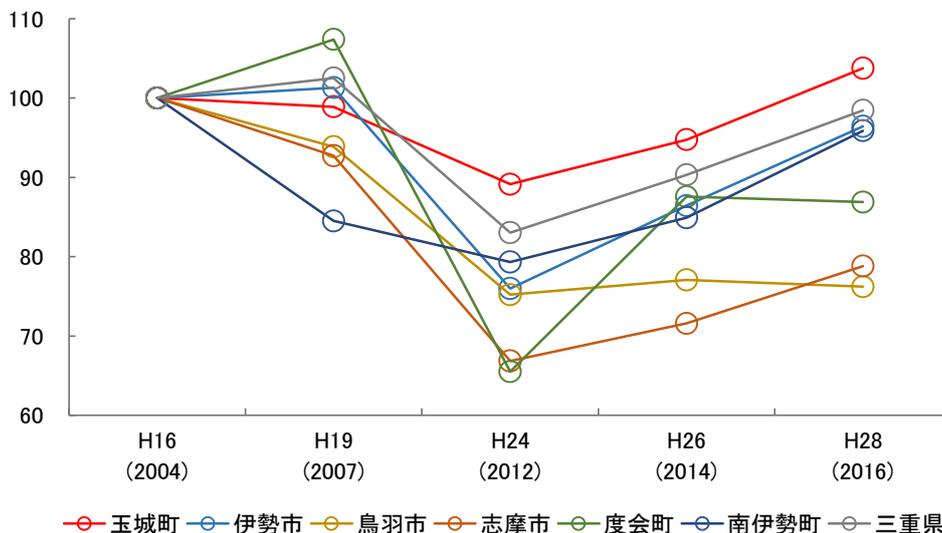


資料：商業統計調査（平成 24・28 年以外）、経済センサス活動調査（平成 24・28 年）

年間商品販売額の推移を伊勢志摩圏域並びに三重県全体と比較すると、玉城町は伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体とほぼ同様の傾向で推移していますが、近年の増加率は高い水準にあります。

■年間商品販売額の推移（伊勢志摩圏域、三重県との比較）

(H16=100)



		H16 (2004)	H19 (2007)	H24 (2012)	H26 (2014)	H28 (2016)	
伊勢志摩圏域	玉城町	年間商品販売額(億円)	186	183	165	176	192
		指数(H16=100)	100	99	89	95	104
	伊勢市	年間商品販売額(億円)	3,037	3,076	2,307	2,624	2,928
		指数(H16=100)	100	101	76	86	96
	鳥羽市	年間商品販売額(億円)	326	306	245	251	248
		指数(H16=100)	100	94	75	77	76
	志摩市	年間商品販売額(億円)	731	678	489	523	576
		指数(H16=100)	100	93	67	72	79
	度会町	年間商品販売額(億円)	57	61	37	50	49
		指数(H16=100)	100	107	65	88	87
	南伊勢町	年間商品販売額(億円)	200	169	159	170	192
		指数(H16=100)	100	84	79	85	96
	三重県	年間商品販売額(億円)	38,438	39,404	31,906	34,717	37,836
		指数(H16=100)	100	103	83	90	98

資料：商業統計調査（平成24・28年以外）、経済センサス活動調査（平成24・28年）

4. 土地利用

(1) 土地利用現況

玉城町の土地利用の構成比をみると、用途地域内では、住居系が22.9%で最も多く、次いで山林(18.2%)、農地(14.4%)の順となっています。自然的土地利用が39.4%で宅地(28.3%)よりも多く、低密度な土地利用となっています。一方、用途地域外では、農地が43.7%で最も多く、次いで山林(24.6%)、道路(7.9%)の順となっています。

用途地域別にみると、第一種低層住居専用地域では山林が67.1%を占めており、住宅地としての土地利用がほとんど進んでいない状況にあります。第一種中高層住居専用地域では、都市的土地利用が63.5%を占めていますが、住居系は13.5%にとどまっています。第二種中高層住居専用地域や第一種住居地域では、住居系が約3割で最も多いものの、自然的土地利用も3~4割と多く残っています。第二種住居地域では第一種低層住居専用地域と同様、山林が最も多くなっており、宅地としての利用が進んでいない状況にあります。

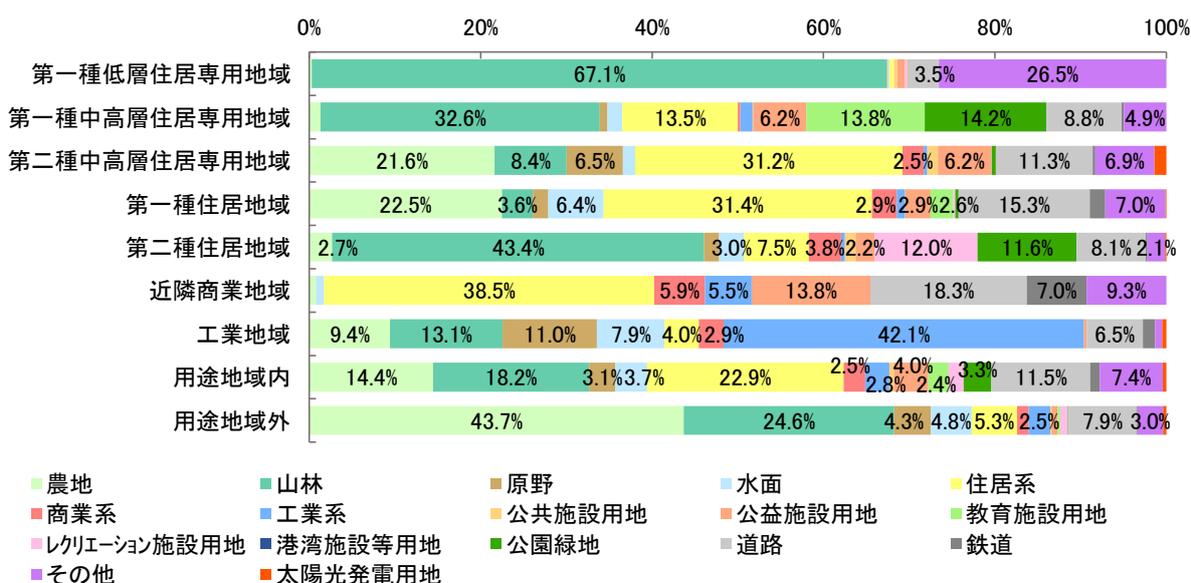
近隣商業地域では、住居系が38.5%を占めており、商業系は5.9%にとどまっています。また、工業系が5.5%を占めており、住・商・工が混在した土地利用となっている状況です。

工業地域では、工業系が42.1%で最も多くなっていますが、自然的土地利用も41.5%と多くなっています。

土地利用の分布をみると、中心部の用途地域内では田丸駅周辺に住居系を中心とした市街地が広がっていますが、外縁部にはまとまった農地が分布しています。また、佐田地区に大規模な工業系用地が分布しています。北東部の用途地域内には、公園緑地やレクリエーション施設用地、その他の用地が分布していますが、大部分が山林となっています。

用途地域外は、大規模な農地が広範囲に分布し、集落地が点在しています。(主)鳥羽松阪線の沿道にはロードサイド型の商業系用地が多く立地しているほか、南西部を中心に大規模な工業系用地がいくつか点在しています。

■用途地域別の土地利用構成比（平成30年度（2018年度））



資料：平成30年度都市計画基礎調査

■用途地域別の土地利用現況（平成30年度（2018年度））

（面積：ha）

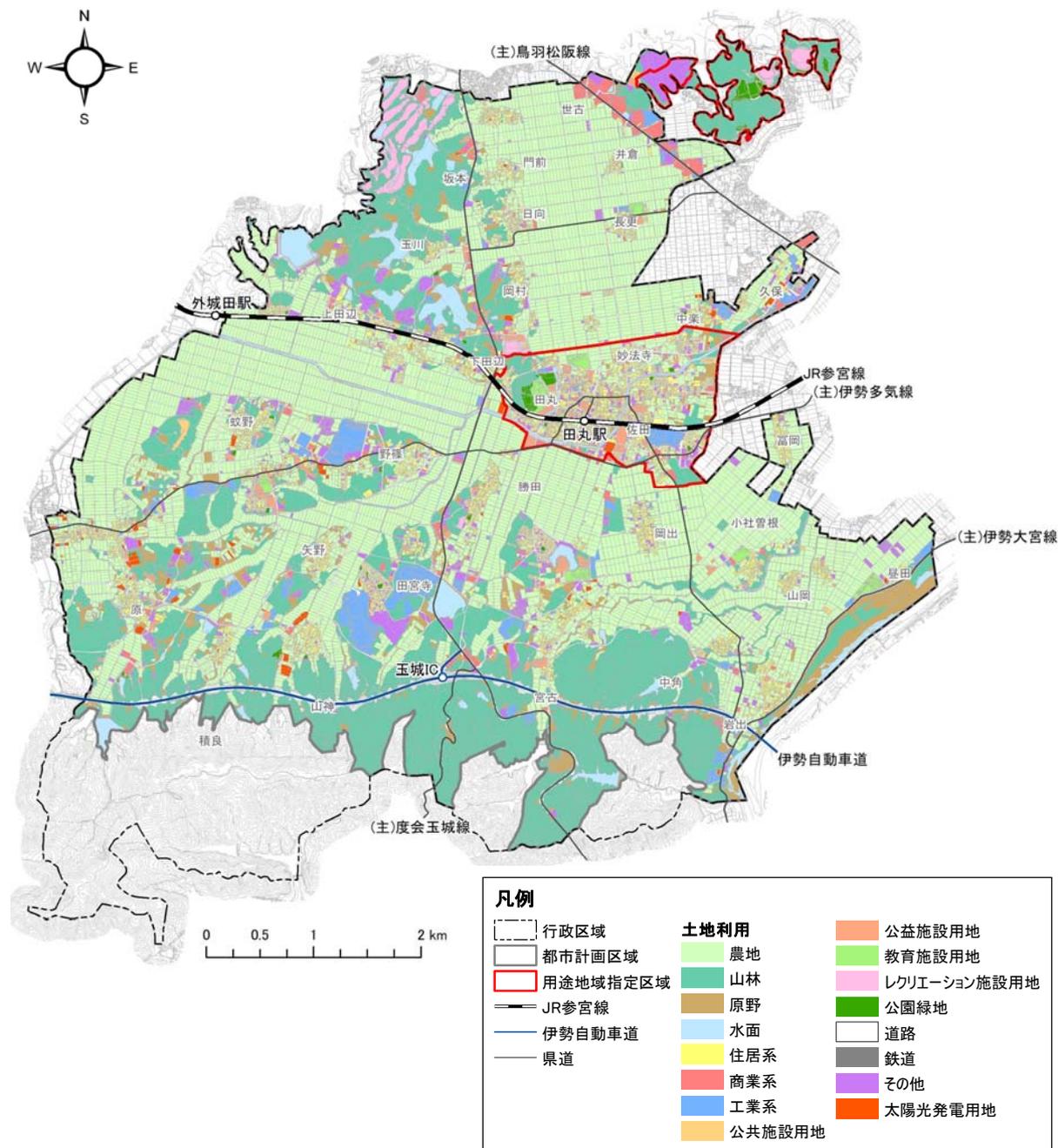
		用途地域								用途地域外	
		住居系					商業系	工業系	合計		
		一低	一中高	二中高	一住	二住	近商	工業			
自然的	農地	0.06	0.34	13.22	21.62	0.94	0.07	1.14	37.39	1,463.53	
	山林	13.08	8.44	5.14	3.48	15.37	0.00	1.59	47.10	822.05	
	原野	0.01	0.24	4.00	1.74	0.61	0.00	1.33	7.93	142.45	
	水面	0.05	0.44	0.87	6.18	1.05	0.08	0.96	9.63	159.26	
	合計	13.20	9.46	23.23	33.02	17.97	0.15	5.02	102.05	2,587.29	
都市的	宅地	住居系	0.10	3.49	19.05	30.16	2.66	3.31	0.48	59.25	177.65
		商業系	0.00	0.08	1.54	2.77	1.33	0.51	0.35	6.58	44.41
		工業系	0.00	0.37	0.24	0.95	0.17	0.47	5.09	7.29	84.43
		小計	0.10	3.94	20.83	33.88	4.16	4.29	5.92	73.12	306.49
	公共施設用地	0.08	0.02	0.76	0.04	0.44	0.00	0.00	1.34	5.33	
	公益施設用地	0.18	1.60	3.79	2.79	0.79	1.19	0.04	10.38	24.56	
	教育施設用地	0.00	3.58	0.00	2.54	0.00	0.00	0.00	6.12	9.69	
	レクリエーション施設用地	0.07	0.00	0.05	0.24	4.24	0.00	0.00	4.60	30.58	
	港湾施設等用地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	公園緑地	0.01	3.67	0.28	0.36	4.10	0.00	0.00	8.42	3.12	
	道路	0.69	2.28	6.90	14.74	2.85	1.57	0.79	29.82	263.71	
	鉄道	0.00	0.07	0.18	1.74	0.07	0.60	0.17	2.83	3.75	
	その他	5.17	1.28	4.22	6.73	0.73	0.80	0.10	19.03	101.12	
	太陽光発電用地	0.00	0.00	0.86	0.12	0.05	0.00	0.06	1.09	12.56	
合計	6.30	16.44	37.87	63.18	17.43	8.45	7.08	156.75	760.91		
総合計	19.50	25.90	61.10	96.20	35.40	8.60	12.10	258.80	3,348.20		

（構成比）

		用途地域								用途地域外	
		住居系					商業系	工業系	合計		
		一低	一中高	二中高	一住	二住	近商	工業			
自然的	農地	0.3%	1.3%	21.6%	22.5%	2.7%	0.8%	9.4%	14.4%	43.7%	
	山林	67.1%	32.6%	8.4%	3.6%	43.4%	0.0%	13.1%	18.2%	24.6%	
	原野	0.1%	0.9%	6.5%	1.8%	1.7%	0.0%	11.0%	3.1%	4.3%	
	水面	0.3%	1.7%	1.4%	6.4%	3.0%	0.9%	7.9%	3.7%	4.8%	
	合計	67.7%	36.5%	38.0%	34.3%	50.8%	1.7%	41.5%	39.4%	77.3%	
都市的	宅地	住居系	0.5%	13.5%	31.2%	31.4%	7.5%	38.5%	4.0%	22.9%	5.3%
		商業系	0.0%	0.3%	2.5%	2.9%	3.8%	5.9%	2.9%	2.5%	1.3%
		工業系	0.0%	1.4%	0.4%	1.0%	0.5%	5.5%	42.1%	2.8%	2.5%
		小計	0.5%	15.2%	34.1%	35.2%	11.8%	49.9%	48.9%	28.3%	9.2%
	公共施設用地	0.4%	0.1%	1.2%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.5%	0.2%	
	公益施設用地	0.9%	6.2%	6.2%	2.9%	2.2%	13.8%	0.3%	4.0%	0.7%	
	教育施設用地	0.0%	13.8%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.3%	
	レクリエーション施設用地	0.4%	0.0%	0.1%	0.2%	12.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.9%	
	港湾施設等用地	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	公園緑地	0.1%	14.2%	0.5%	0.4%	11.6%	0.0%	0.0%	3.3%	0.1%	
	道路	3.5%	8.8%	11.3%	15.3%	8.1%	18.3%	6.5%	11.5%	7.9%	
	鉄道	0.0%	0.3%	0.3%	1.8%	0.2%	7.0%	1.4%	1.1%	0.1%	
	その他	26.5%	4.9%	6.9%	7.0%	2.1%	9.3%	0.8%	7.4%	3.0%	
	太陽光発電用地	0.0%	0.0%	1.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.5%	0.4%	0.4%	
合計	32.3%	63.5%	62.0%	65.7%	49.2%	98.3%	58.5%	60.6%	22.7%		
総合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

資料：平成30年度都市計画基礎調査

■土地利用現況（平成30年度（2018年度））

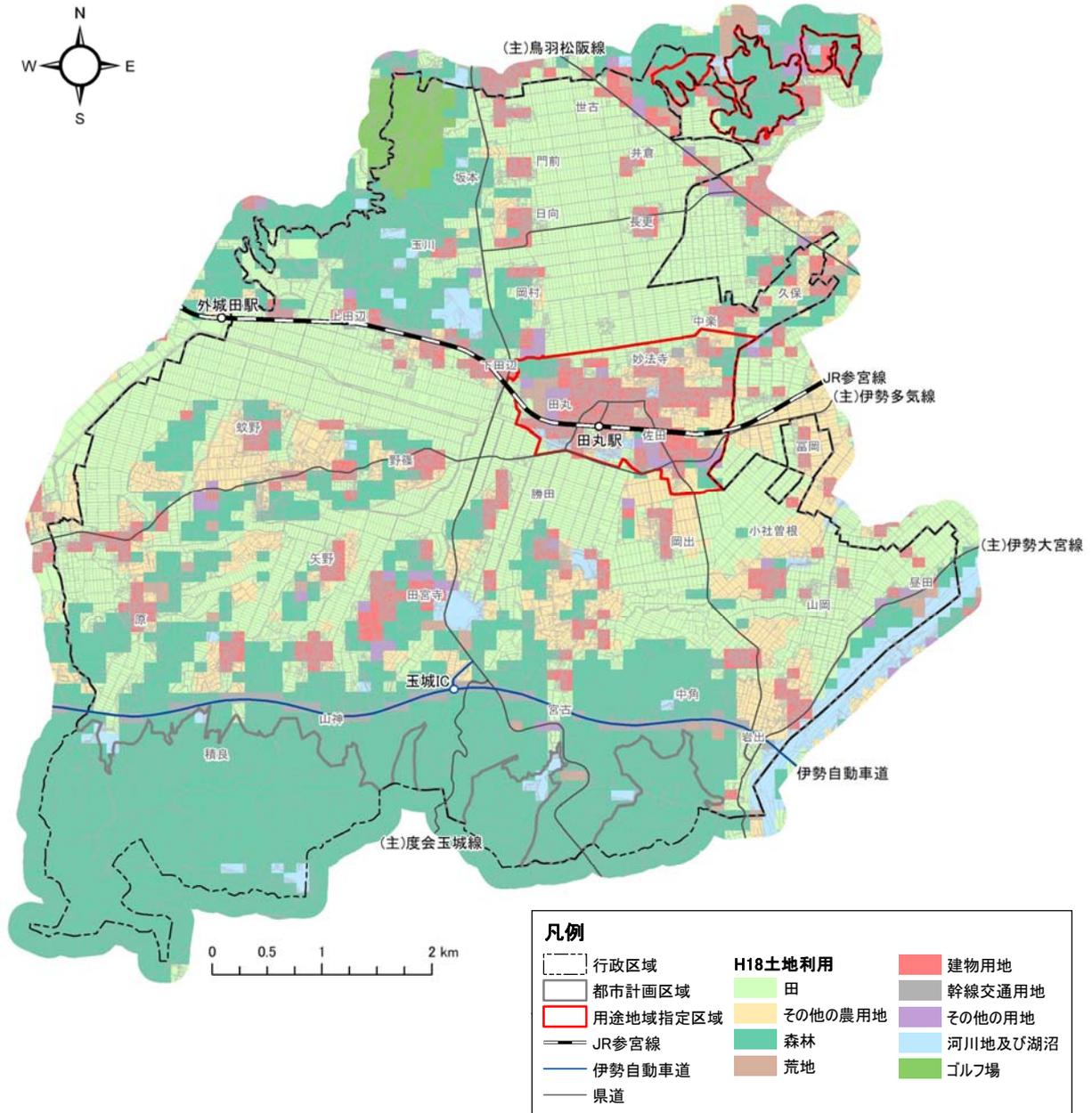


資料：平成30年度都市計画基礎調査

(2) 土地利用動向

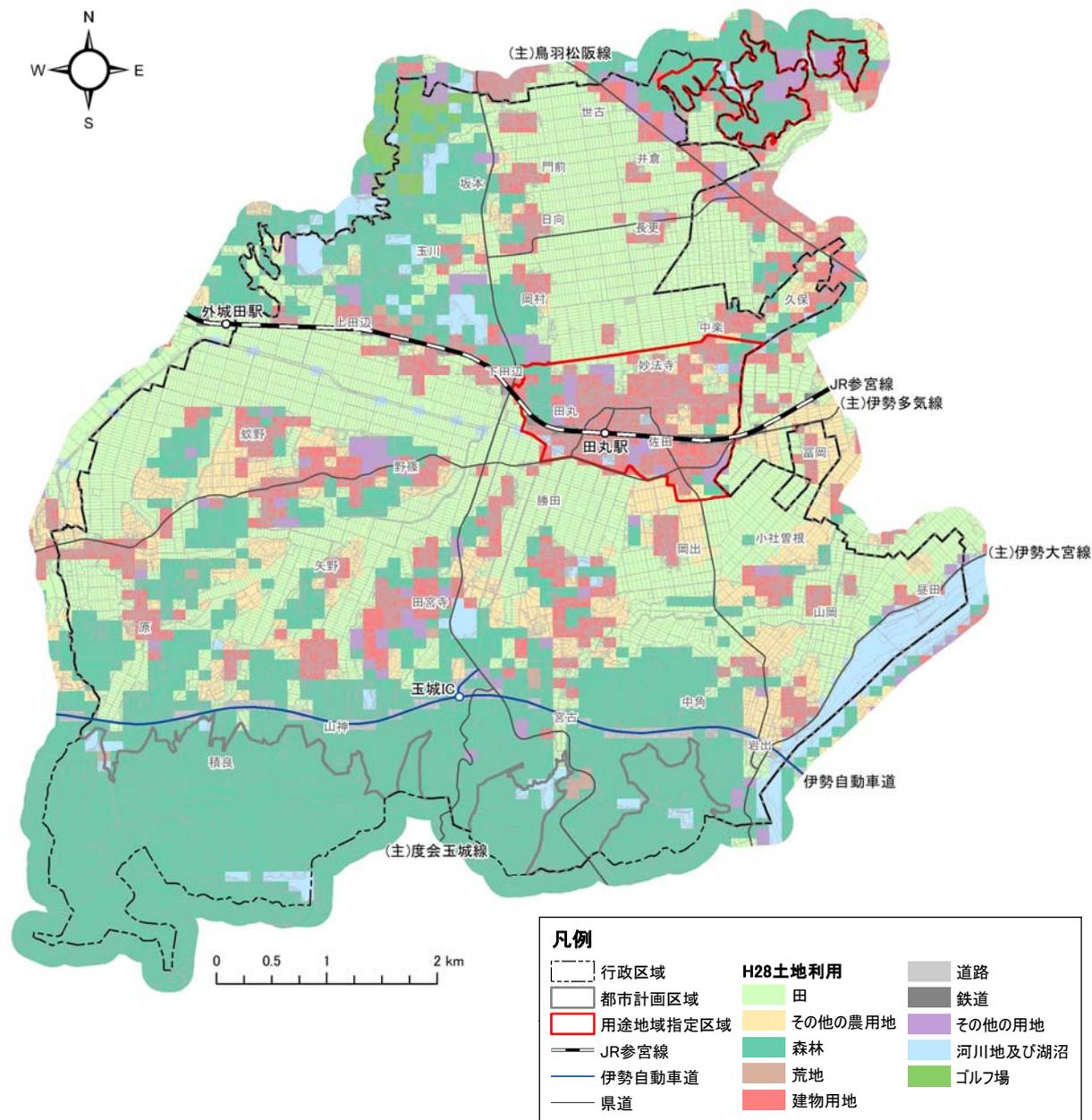
平成 18 年（2006 年）から平成 28 年（2016 年）にかけての土地利用の変化をみると、中心部の用途地域内や（主）鳥羽松阪線の沿道、町内各地に分布する集落地の周辺で宅地化（農地から建物用地への転換）が進行しています。

■土地利用の分布（平成 18 年（2006 年））



資料：国土数値情報（平成 18 年（2006 年））

■土地利用の分布（平成28年（2016年））



資料：国土数値情報（平成28年（2016年））

(3) 未利用地の状況

用途地域内の未利用地は 135.3ha で、用途地域の 52.3%を占めています。

用途地域別にみると、商業系用途地域では 0.9ha、工業系用途地域では 4.6ha となっています。開発の余地をほとんど残していない状況にあります。住居系用途地域では 129.8ha と多く、用途地域の面積に占める割合も 54.5%となっています。住居系用途地域内の未利用地の内訳をみると、山林や農地が多くなっています。

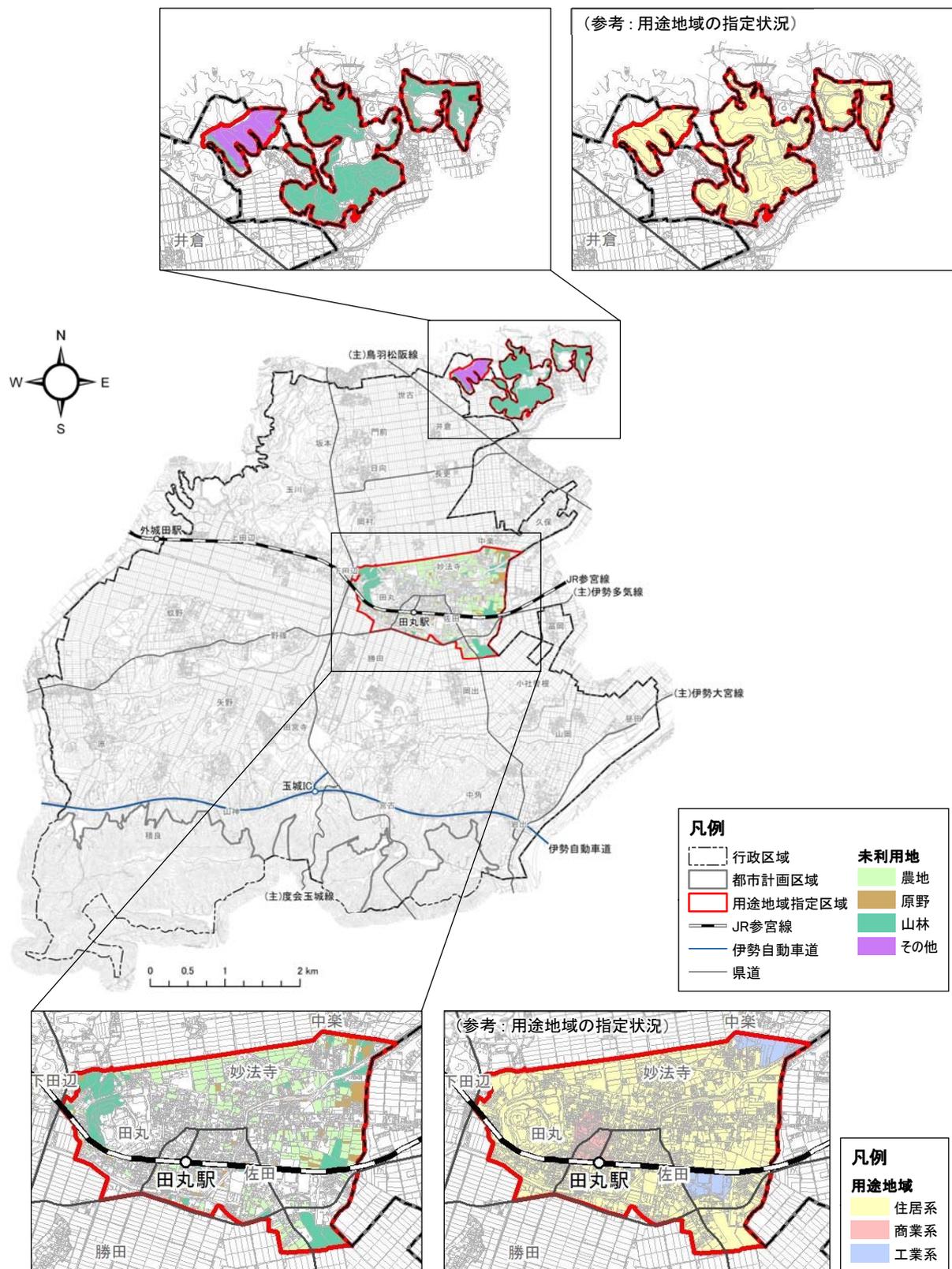
未利用地の分布をみると、中心部の用途地域内では住居系用途地域に農地が点在しており、特に北部と東部にはまとまった農地が多く残っています。また、中楽地区周辺の工業系用途地域には山林や原野が多くみられます。北東部の住居系用途地域では、広範囲に山林やその他の用地が残っています。

■未利用地の状況（平成 30 年度（2018 年度））

(面積:ha)				
	住居系	商業系	工業系	合計
未利用地	129.8	0.9	4.6	135.3
農地	36.4	0.1	1.3	37.7
山林	64.2	0.0	1.8	66.0
原野	7.0	0.0	1.5	8.5
その他未利用地	22.1	0.8	0.1	23.0
用途地域面積	238.1	8.6	12.1	258.8
低未利用地の割合	54.5%	10.2%	38.3%	52.3%

資料：平成 30 年度都市計画基礎調査

■未利用地の分布（平成30年度（2018年度））



資料：平成30年度都市計画基礎調査

5. 市街化動向

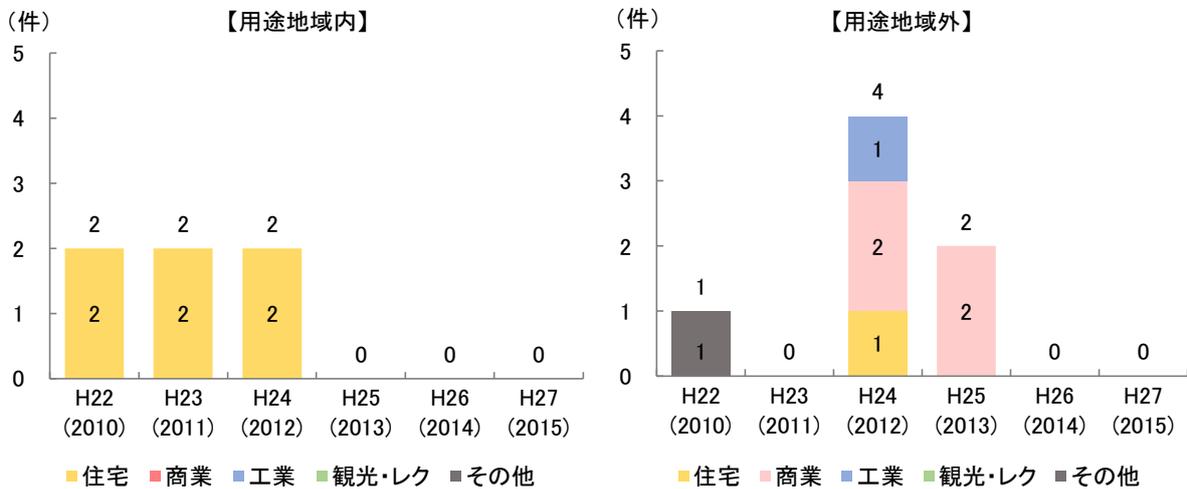
(1) 開発動向

平成 22 年度（2010 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけての開発許可件数は 13 件（年平均 2.2 件）、開発許可面積は 8.55ha（年平均 1.4ha）となっています。

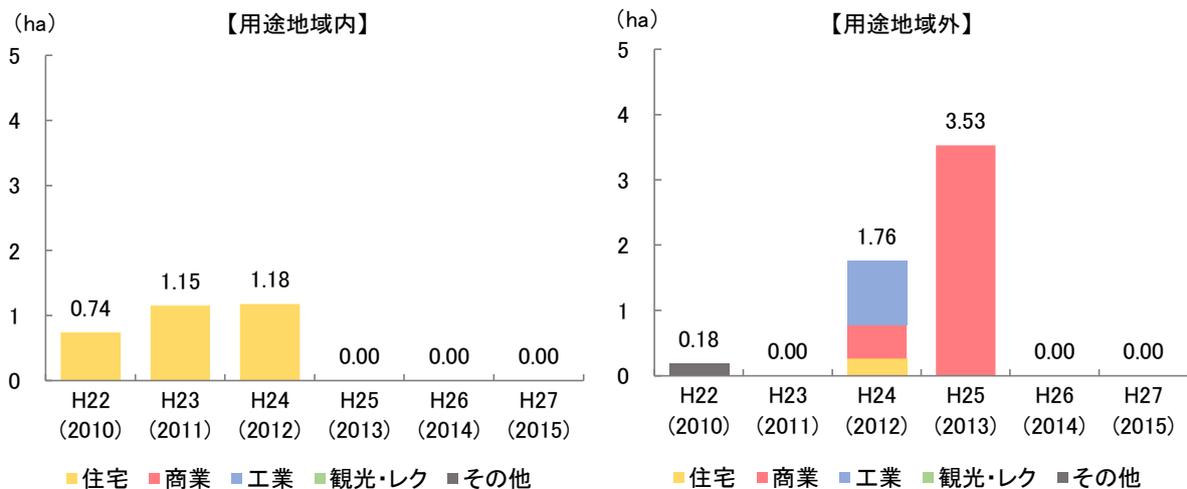
用途地域内・外を比較すると、件数は同程度ですが、面積は用途地域外がやや多く、大規模な開発は用途地域外で実施されています。

また、用途地域内・外別の推移をみると、用途地域内では平成 22 年度（2010 年度）から平成 24 年度（2012 年度）にかけて住宅用途の開発が年 2 件ありましたが、平成 25 年度（2013 年度）以降の開発はありません。用途地域外の件数は平成 22 年度（2010 年度）に 1 件、平成 24 年度（2012 年度）に 4 件、平成 25 年度（2013 年度）に 2 件となっています。開発用途としては、商業用途が多く、平成 25 年度（2013 年度）には大規模開発が実施されています。

■開発許可件数の推移



■開発許可面積の推移



資料：平成 28 年度都市計画基礎調査

■ 開発許可件数・面積の推移

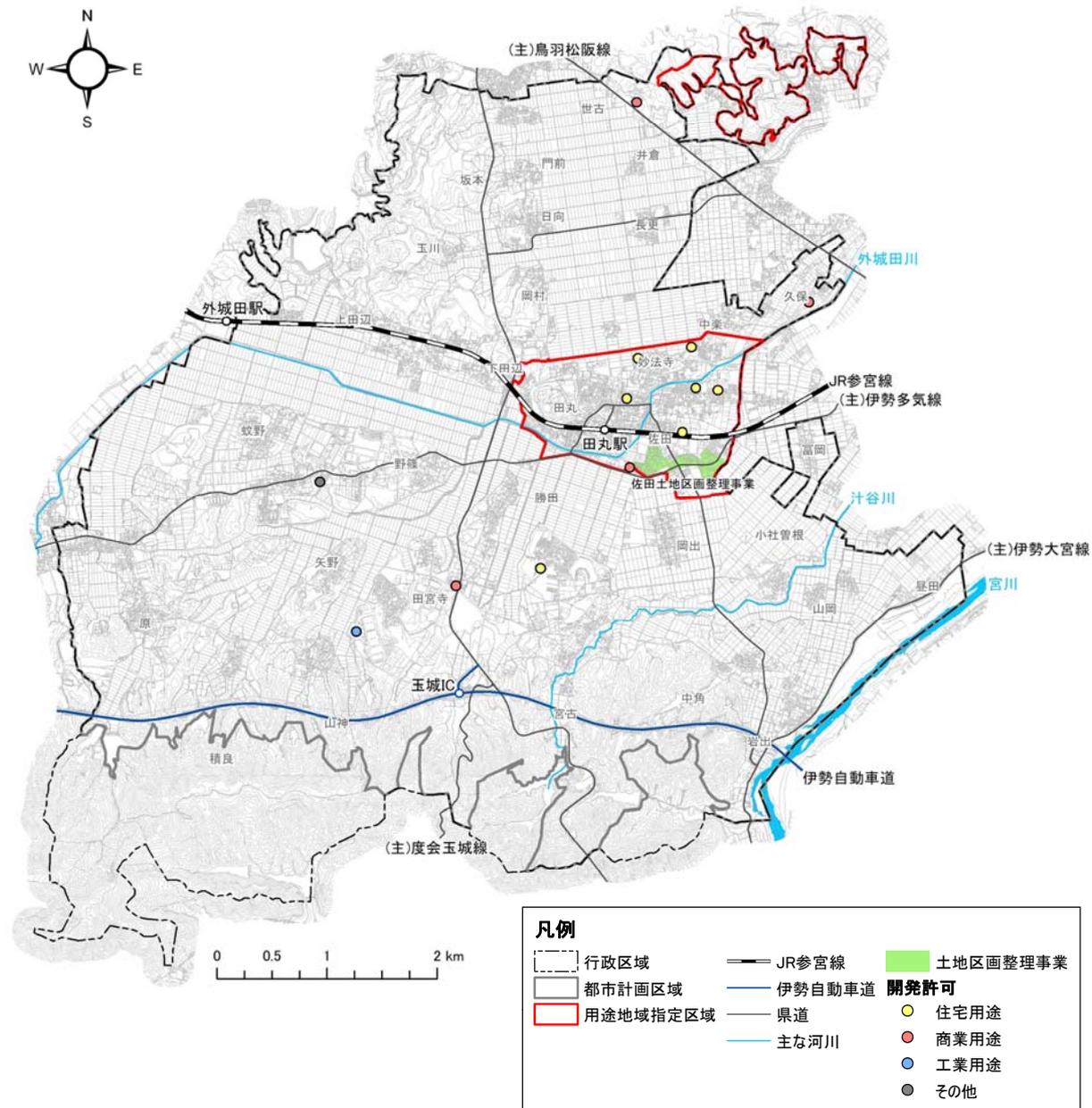
			H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	合計
用途 地域 内	住宅用途	件数(件)	2	2	2	0	0	0	6
		面積(ha)	0.74	1.15	1.18	0.00	0.00	0.00	3.08
	商業用途	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	工業用途	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	観光・レクリエーション用途	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	合計	件数(件)	2	2	2	0	0	0	6
		面積(ha)	0.74	1.15	1.18	0.00	0.00	0.00	3.08
用途 地域 外	住宅用途	件数(件)	0	0	1	0	0	0	1
		面積(ha)	0.00	0.00	0.27	0.00	0.00	0.00	0.27
	商業用途	件数(件)	0	0	2	2	0	0	4
		面積(ha)	0.00	0.00	0.50	3.53	0.00	0.00	4.03
	工業用途	件数(件)	0	0	1	0	0	0	1
		面積(ha)	0.00	0.00	0.99	0.00	0.00	0.00	0.99
	観光・レクリエーション用途	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	件数(件)	1	0	0	0	0	0	1
		面積(ha)	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.18
	合計	件数(件)	1	0	4	2	0	0	7
		面積(ha)	0.18	0.00	1.76	3.53	0.00	0.00	5.47
合計	住宅用途	件数(件)	2	2	3	0	0	0	7
		面積(ha)	0.74	1.15	1.45	0.00	0.00	0.00	3.34
	商業用途	件数(件)	0	0	2	2	0	0	4
		面積(ha)	0.00	0.00	0.50	3.53	0.00	0.00	4.03
	工業用途	件数(件)	0	0	1	0	0	0	1
		面積(ha)	0.00	0.00	0.99	0.00	0.00	0.00	0.99
	観光・レクリエーション用途	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	件数(件)	1	0	0	0	0	0	1
		面積(ha)	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.18
	合計	件数(件)	3	2	6	2	0	0	13
		面積(ha)	0.92	1.15	2.94	3.53	0.00	0.00	8.55

資料：平成 28 年度都市計画基礎調査

土地区画整理事業は、佐田地区において佐田土地区画整理事業が実施され、平成5年（1993年）に事業が完了しています。

開発許可の位置をみると、住宅用途の開発は中心部の用途地域内に点在しています。商業用途の開発は田丸駅南側の（主）伊勢多気線や北部の（主）鳥羽松阪線、南部の（主）度会玉城線など主要道路の沿道で実施されています。工業用途の開発は玉城 IC に近い南西部で実施されています。

■土地区画整理事業・開発許可の位置



資料：平成28年度都市計画基礎調査

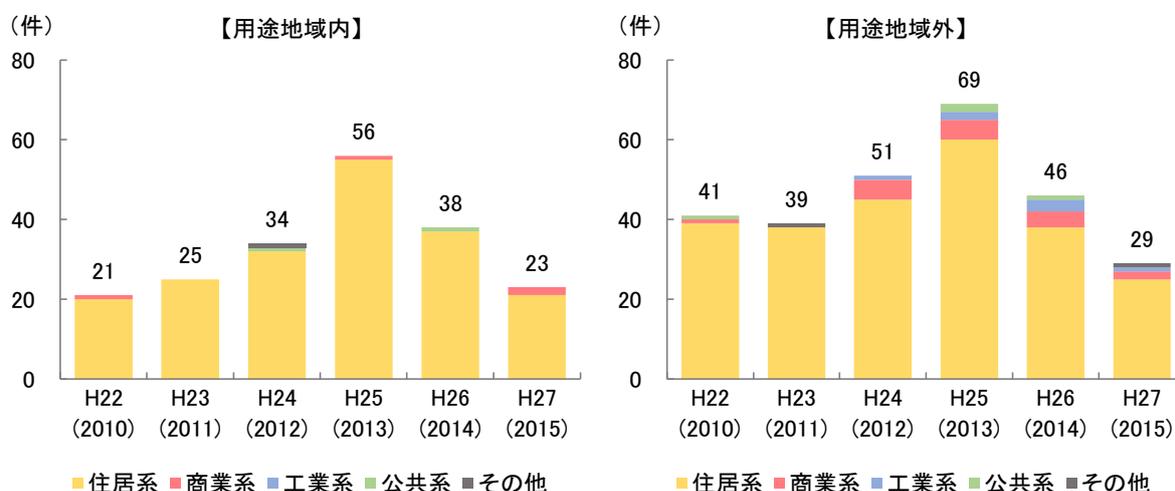
(2) 新築状況

平成 22 年度（2010 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけての新築件数は 472 件（年平均 78.7 件）、新築面積は 30.58ha（年平均 5.1ha）となっています。

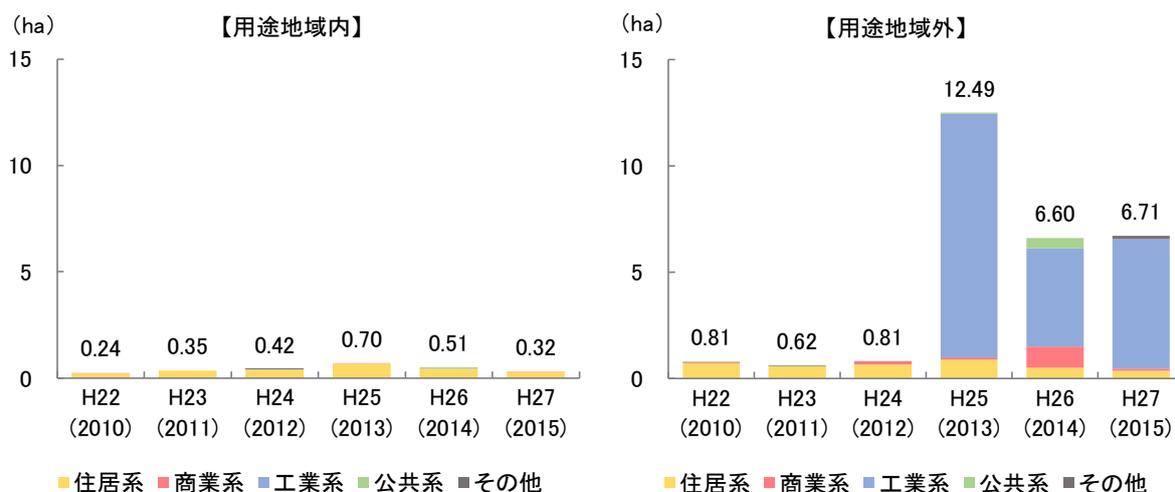
用途地域内・外を比較すると、件数は用途地域外がやや多い程度ですが、面積は大規模な工業系の新築の影響により、用途地域外が突出して多くなっています。

また、用途地域内・外別の推移をみると、用途地域内の件数は平成 25 年度（2013 年度）にかけて増加が続いていましたが、以降は減少に転じています。新築用途としては、住居系用途が大部分を占めています。用途地域外の件数も平成 25 年度（2013 年度）にかけて増加傾向にありましたが、以降は減少に転じています。新築用途としては、住居系用途が大部分を占めています。用途地域内に比べ商業系や工業系の新築も多く、平成 25 年度（2013 年）以降は大規模な工業系用途の建物が毎年建設されています。

■新築件数の推移



■新築面積の推移



資料：平成 28 年度都市計画基礎調査 GIS データより作成

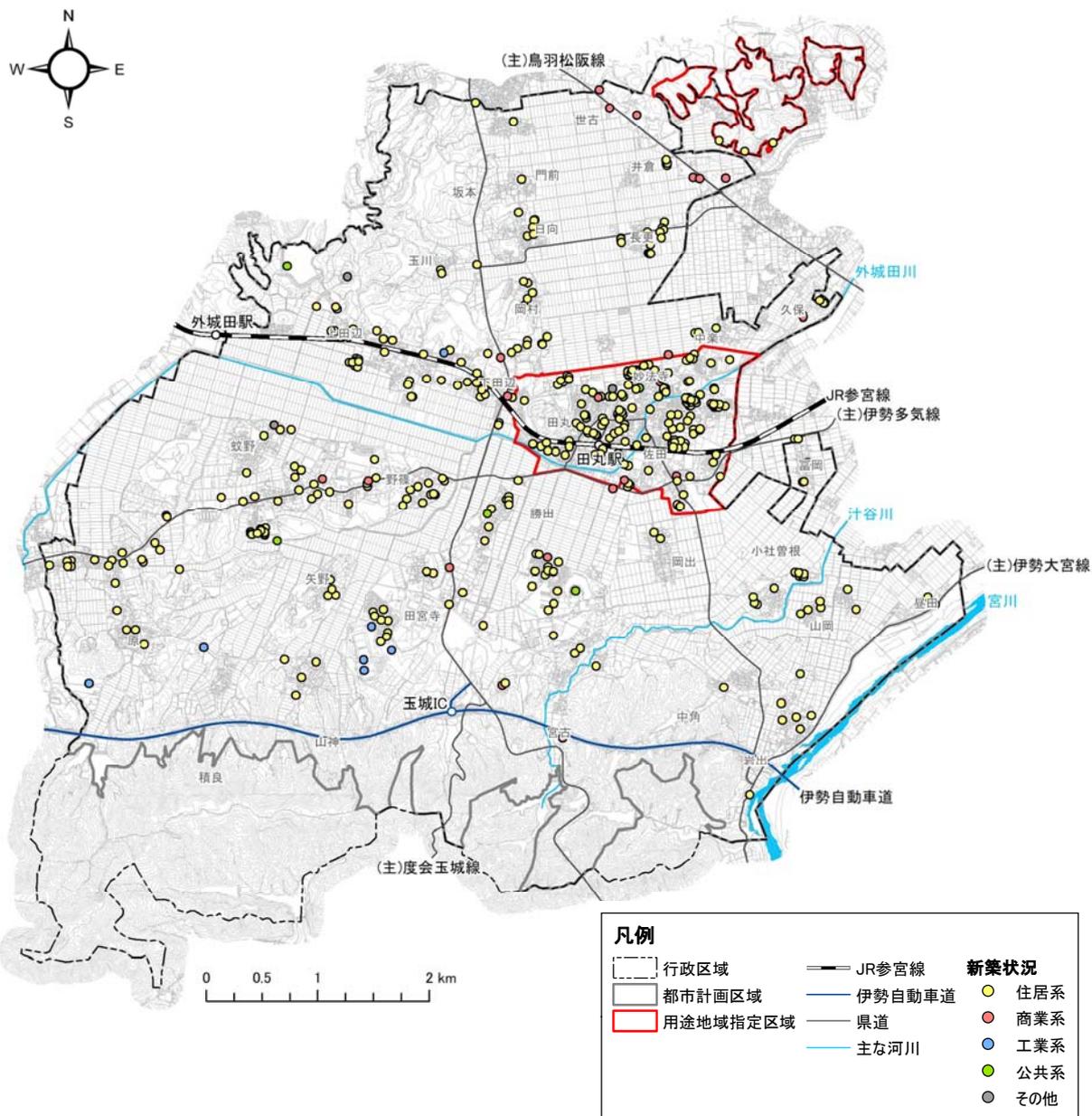
■新築件数、面積の推移

		H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	合計	
用途地域内	住居系用途	件数(件)	20	25	32	55	37	21	190
		面積(ha)	0.23	0.35	0.39	0.69	0.44	0.30	2.40
	商業系用途	件数(件)	1	0	0	1	0	2	4
		面積(ha)	0.02	0.00	0.00	0.01	0.00	0.02	0.04
	工業系用途	件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	公共系用途	件数(件)	0	0	1	0	1	0	2
		面積(ha)	0.00	0.00	0.03	0.00	0.07	0.00	0.09
	その他	件数(件)	0	0	1	0	0	0	1
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	件数(件)	21	25	34	56	38	23	197	
	面積(ha)	0.24	0.35	0.42	0.70	0.51	0.32	2.54	
用途地域外	住居系用途	件数(件)	39	38	45	60	38	25	245
		面積(ha)	0.73	0.58	0.65	0.89	0.51	0.36	3.72
	商業系用途	件数(件)	1	0	5	5	4	2	17
		面積(ha)	0.05	0.00	0.15	0.10	0.98	0.10	1.39
	工業系用途	件数(件)	0	0	1	2	3	1	7
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	11.45	4.64	6.10	22.20
	公共系用途	件数(件)	1	0	0	2	1	0	4
		面積(ha)	0.03	0.00	0.00	0.05	0.47	0.00	0.55
	その他	件数(件)	0	1	0	0	0	1	2
		面積(ha)	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.14	0.18
合計	件数(件)	41	39	51	69	46	29	275	
	面積(ha)	0.81	0.62	0.81	12.49	6.60	6.71	28.04	
合計	住居系用途	件数(件)	59	63	77	115	75	46	435
		面積(ha)	0.95	0.94	1.04	1.58	0.95	0.66	6.12
	商業系用途	件数(件)	2	0	5	6	4	4	21
		面積(ha)	0.07	0.00	0.15	0.11	0.98	0.12	1.43
	工業系用途	件数(件)	0	0	1	2	3	1	7
		面積(ha)	0.00	0.00	0.00	11.45	4.64	6.10	22.20
	公共系用途	件数(件)	1	0	1	2	2	0	6
		面積(ha)	0.03	0.00	0.03	0.05	0.54	0.00	0.64
	その他	件数(件)	0	1	1	0	0	1	3
		面積(ha)	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.14	0.19
合計	件数(件)	62	64	85	125	84	52	472	
	面積(ha)	1.05	0.98	1.23	13.19	7.11	7.02	30.58	

資料：平成 28 年度都市計画基礎調査 GIS データより作成

新築の位置をみると、住居系用途は用途地域内・外に関わらず広範囲に分布しています。また、商業系用途は（主）鳥羽松阪線や（主）伊勢多気線、（主）度会玉城線の沿道に多く、工業系用途は田宮寺地区や原地区に多く分布しています。

■新築建物の位置



資料：平成 28 年度都市計画基礎調査

6. 都市施設

(1) 都市計画道路

玉城町の都市計画道路は、4 路線、5,570m が都市計画決定され、2 路線（（都）玉城駅前線、（都）玉城駅裏線）で整備が完了しています。

都市計画道路の整備状況をみると、東西方向に（都）久保朝久田線（産業道路）が計画されています。また、田丸駅から南北方向に（都）玉城駅前線、（都）玉城駅裏線が整備され、それぞれ（都）久保朝久田線や（主）伊勢多気線からのアクセス道路となっています。また、東部には（都）久保朝久田線と（一）岩出田丸線の間に（都）佐田山新田線が計画されています。

(2) 都市計画公園

玉城町の都市計画公園は、北東部に位置する総合公園の大仏山公園（26.1ha）のみが都市計画決定され、整備が完了しています。

(3) 下水道等

玉城町の汚水処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などで実施されており、令和 2 年度末の汚水処理人口普及率は 98.5%となっています。

平成 28 年度（2016 年度）都市計画基礎調査における公共下水道の整備率は、79.1%となっています。整備状況をみると、用途地域内では整備が完了していますが、用途地域外に未整備の区域が残っています。

■下水道、農業集落排水事業等の整備状況

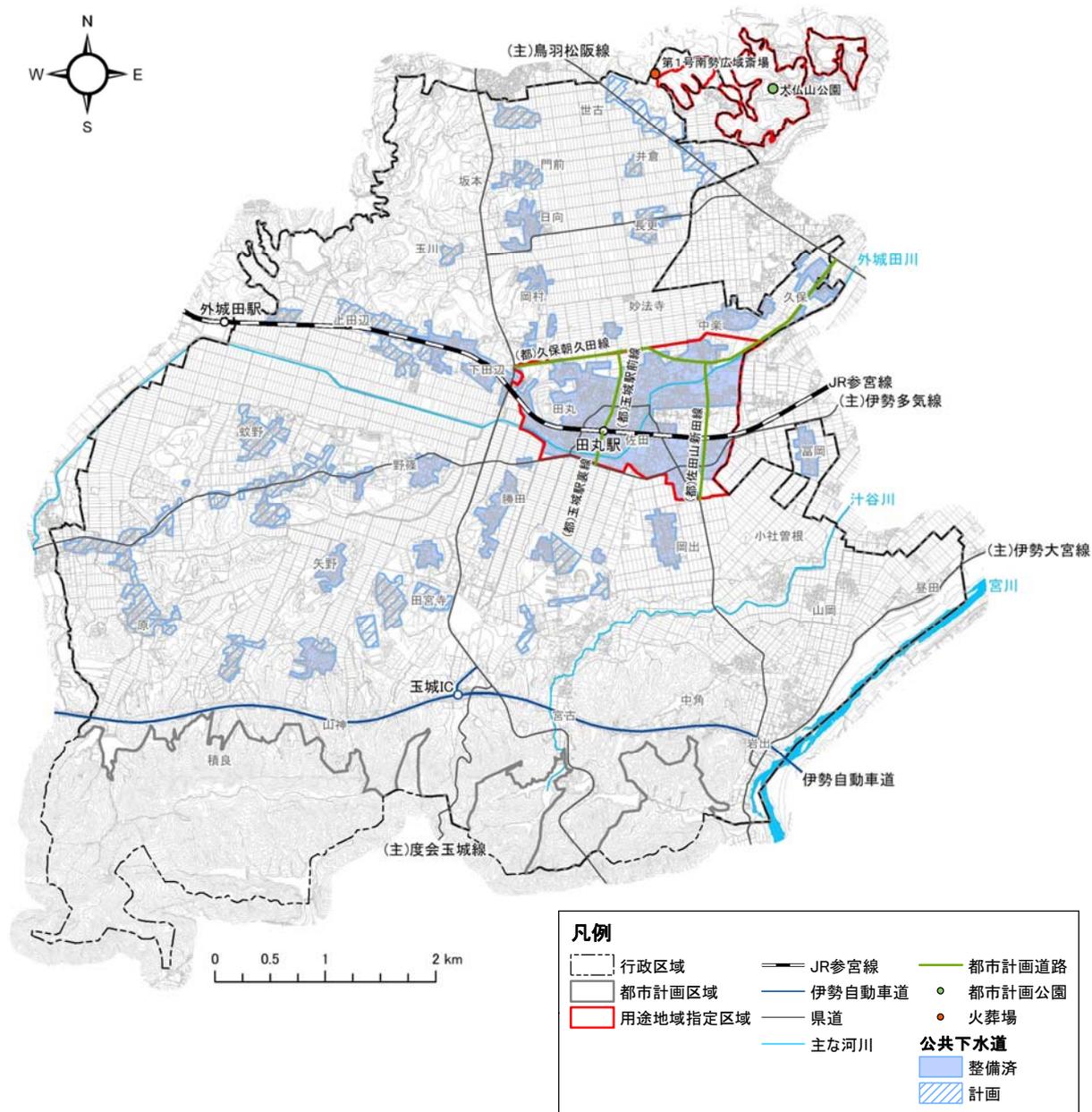
	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末
住民基本台帳人口	15,367	15,516	15,689	15,759	15,733	15,674	15,613	15,498	15,417	15,362
汚水処理人口	11,498	12,416	14,445	15,104	15,242	15,280	15,274	15,208	15,180	15,128
汚水処理人口普及率	74.8%	80.0%	92.1%	95.8%	96.9%	97.5%	97.8%	98.1%	98.5%	98.5%
下水道処理人口	4,895	7,224	11,120	12,055	12,236	13,053	13,153	13,162	13,245	13,242
下水道普及率	31.9%	46.6%	70.9%	76.5%	77.8%	83.3%	84.2%	84.9%	85.9%	86.2%
農業集落排水施設等処理人口	1,401	1,385	1,381	1,375	1,363	1,357	1,350	1,374	1,387	1,338
農業集落排水施設等普及率	9.1%	8.9%	8.8%	8.7%	8.7%	8.7%	8.6%	8.9%	9.0%	8.7%
合併処理浄化槽処理人口	5,202	3,807	1,944	1,674	1,643	870	771	672	548	548
合併処理浄化槽普及率	33.9%	24.5%	12.4%	10.6%	10.4%	5.6%	4.9%	4.3%	3.6%	3.6%

資料：みえの下水道

(4) その他

玉城町のごみ処理は、伊勢広域環境組合清掃工場（伊勢市西豊浜町）で、下水道により処理できないし尿は、伊勢広域環境組合クリーンセンター（伊勢市植山町）で処理されています。また、火葬は、玉城町の北東部にある第1号南勢広域斎場で実施されています。

■都市施設の整備状況



資料：平成28年度都市計画基礎調査

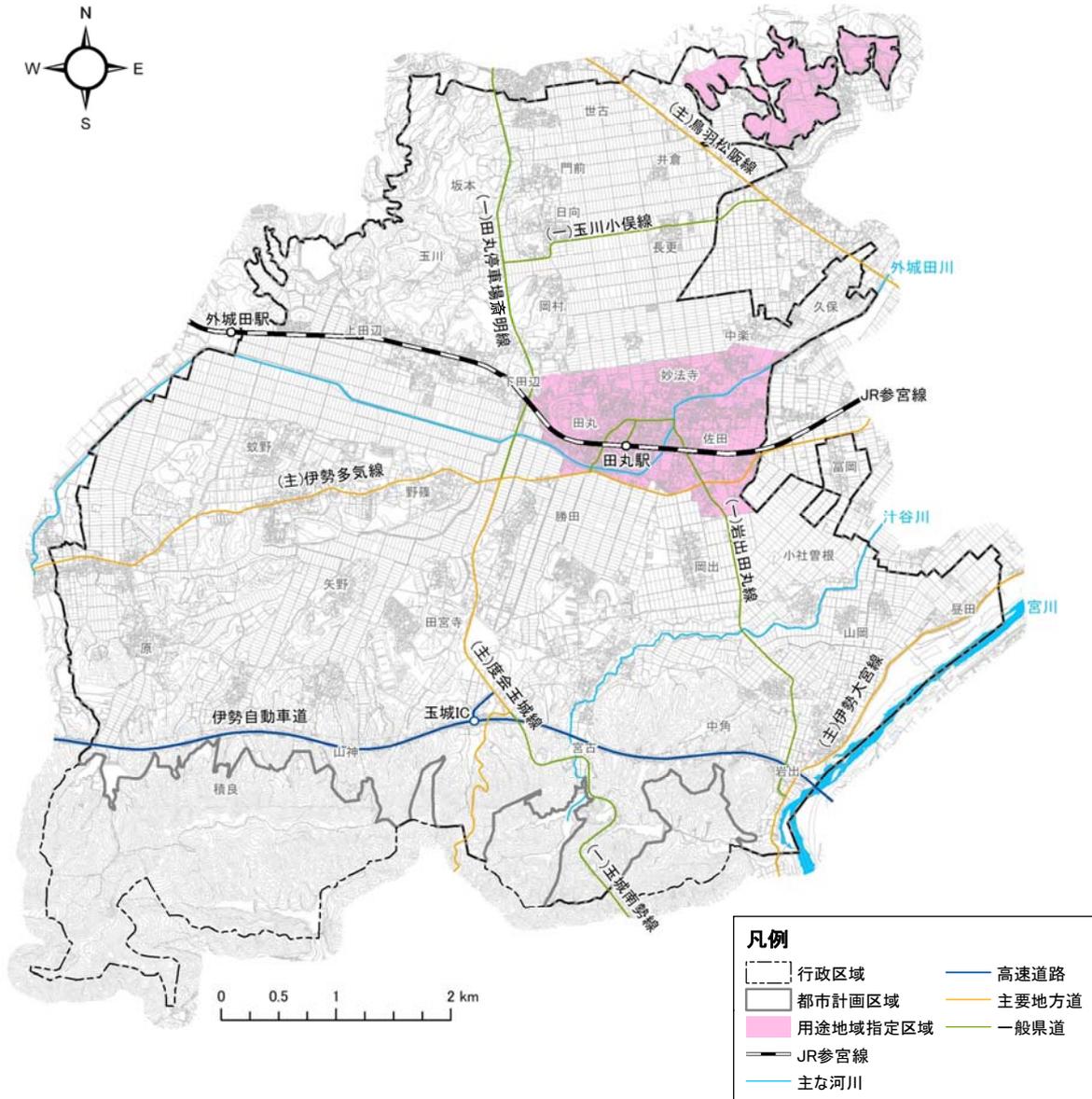
7. 道路・交通

(1) 道路

道路網をみると、玉城町の南部に広域的な幹線道路である伊勢自動車道が東西方向に通っており、玉城 IC が立地しています。

一般道についてみると、玉城町の中部に伊勢市と多気町を結ぶ（主）伊勢多気線が東西方向に通っており、南北方向には、玉城町と度会町を結ぶ（主）度会玉城線、玉城町と明和町を結ぶ（一）田丸停車場斎明線が通っています。また、北東部には鳥羽市と松阪市を結ぶ（主）鳥羽松阪線、南東部には伊勢市から度会町方面へ向かう（主）伊勢大宮線が通っています。

■ 道路網図



(2) 交通状況

主要道路の交通状況を見ると、(主)鳥羽松阪線の交通量が多く、玉城町から伊勢市に向かう区間では24時間交通量が40,000台以上となっており、混雑度も1.75を超えるなど慢性的に混雑している状況です。また、玉城町から明和町に向かう区間でも24時間交通量が20,000台以上となっており、混雑度も1.25を超えるなどピーク時を中心に混雑している状況です。そのほかの路線についてみると、伊勢自動車道、(一)玉城南勢線、(一)田丸停車場斎明線で10,000台以上の交通量となっている区間がありますが、多くの路線は10,000台未満で混雑度も低い状況です。大型車混入率は、伊勢自動車道と(主)度会玉城線で10%以上と高くなっています。

■主要道路の交通状況

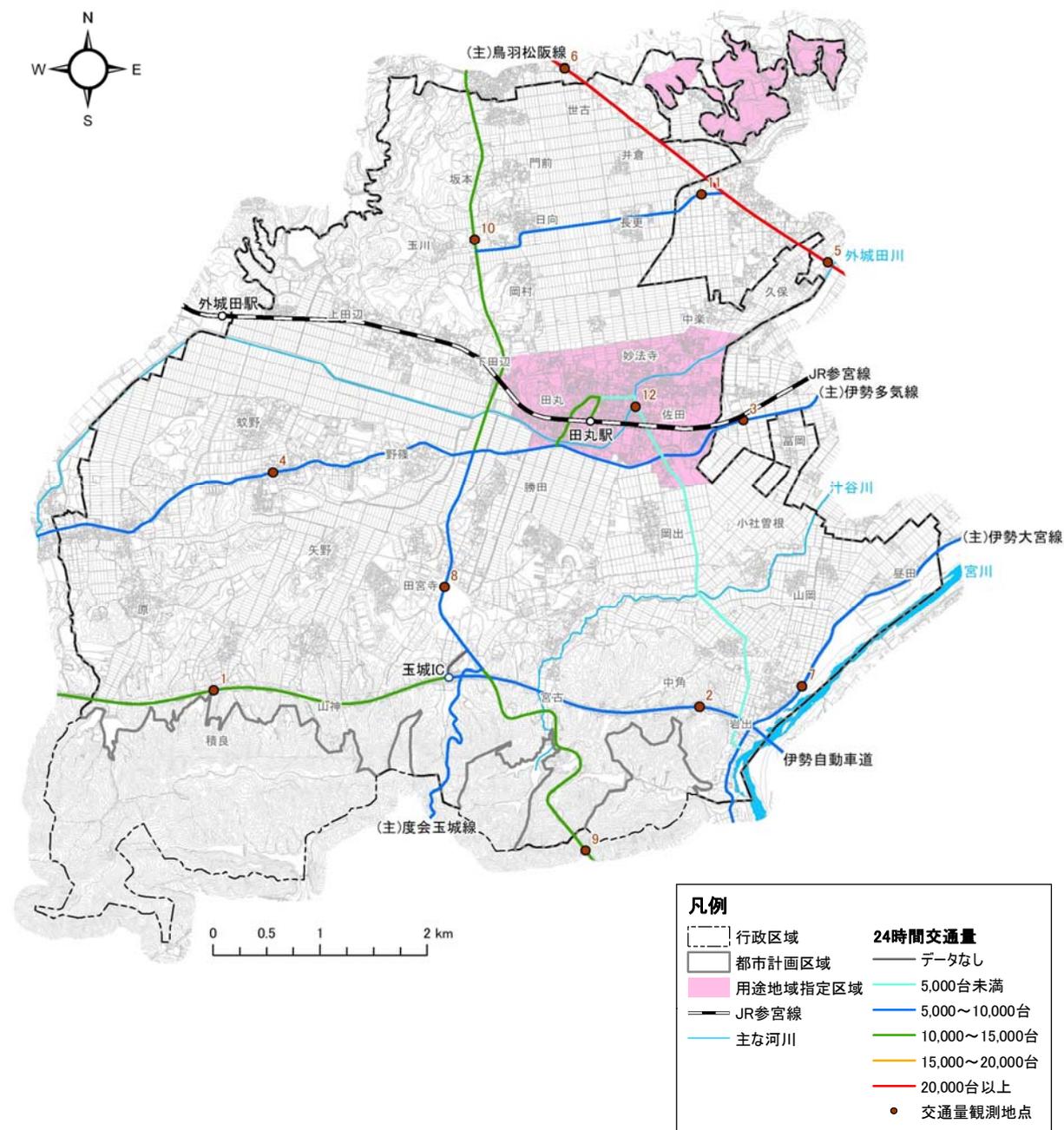
No	道路種別	路線番号	路線名	交通量観測地点地名	平日24時間交通量(台)	昼夜率	昼間12時間大型車混入率	混雑度
1	1	1710	伊勢自動車道	勢和多気JCT・勢和多気IC～玉城IC	11,811	1.17	13.0	0.29
2	1	1710	伊勢自動車道	玉城IC～伊勢西IC	8,862	1.14	12.2	0.26
3	4	13	伊勢多気線	伊勢市上地町	9,705	1.28	5.6	0.84
4	4	13	伊勢多気線	度会郡玉城町蚊野	5,037	1.26	9.6	0.51
5	4	37	鳥羽松阪線	伊勢市中島一丁目	40,358	1.42	4.5	2.23
6	4	37	鳥羽松阪線	多気郡明和町金剛坂	22,986	1.37	8.3	1.46
7	4	38	伊勢大宮線	度会郡玉城町岩出	8,001	1.28	7.3	0.71
8	4	65	度会玉城線	度会郡玉城町勝田	8,879	1.30	10.9	0.75
9	6	169	玉城南勢線	度会郡度会町大野木	11,655	1.30	9.1	0.95
10	6	530	田丸停車場斎明線	度会郡玉城町玉川	10,619	1.31	9.5	0.88～0.93
11	6	716	玉川小俣線	伊勢市小俣町湯田	7,835	1.28	6.0	0.67
12	6	717	岩出田丸線	度会郡玉城町佐田	4,502	1.26	3.2	1.19

※Noは、38-39頁の図にある番号と対応

道路種別：1-高速道路、4-主要地方道、6-一般県道

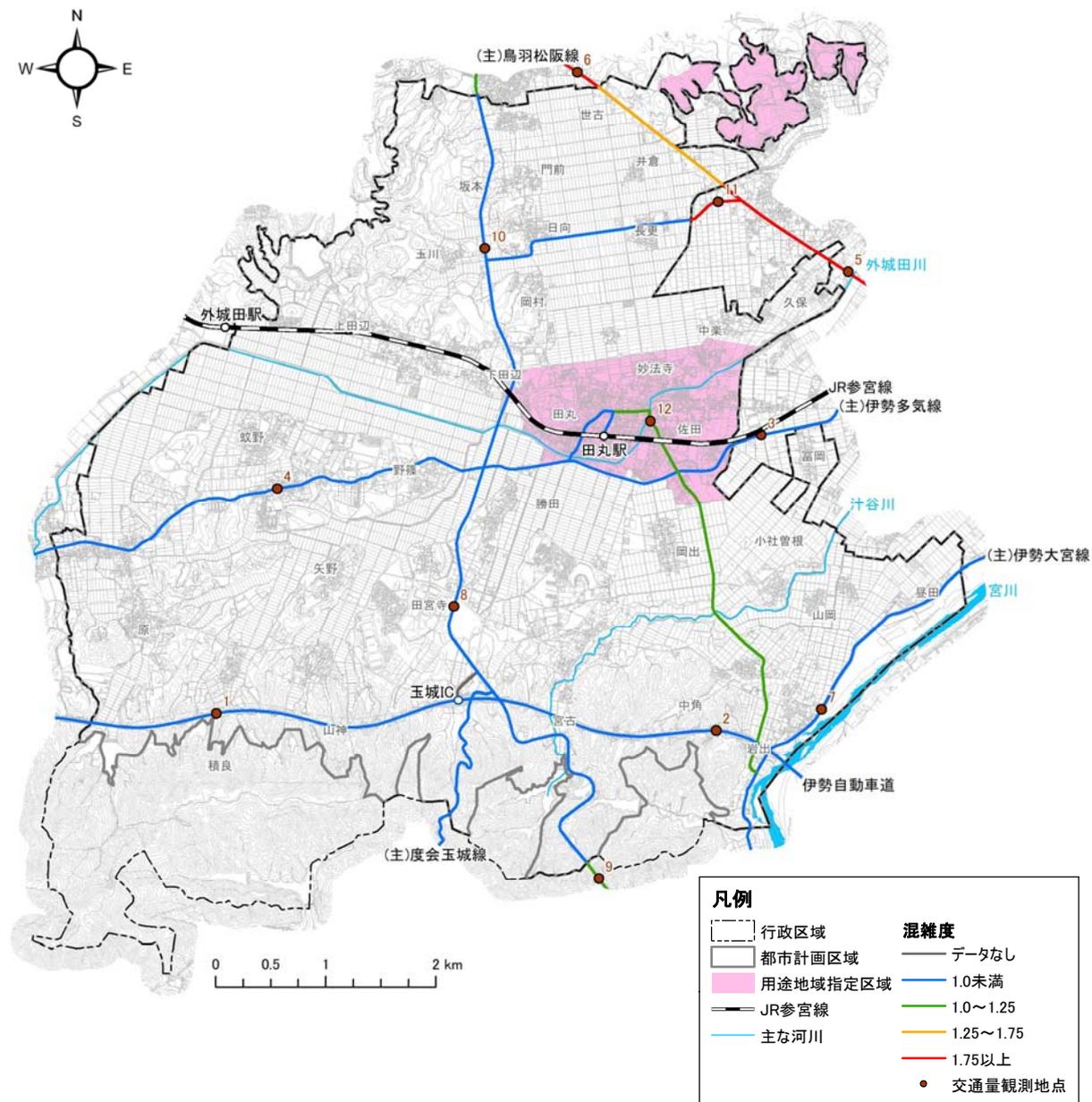
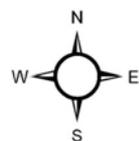
資料：平成27年道路交通センサス

■24時間交通量



資料：平成 27 年道路交通センサス

■混雑度



資料：平成 27 年道路交通センサス

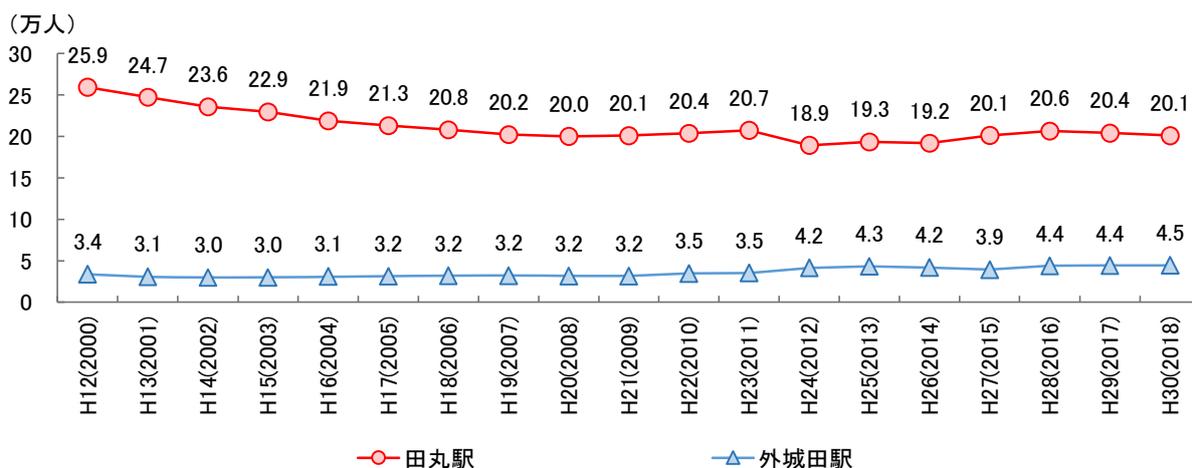
(3) 公共交通

① 鉄道

玉城町には、多気駅と鳥羽駅を結ぶ JR 参宮線が東西方向に通っており、町内には田丸駅が立地しています。また、多気町内の玉城町との境界付近に外城田駅が立地しています。

各駅の年間乗車人員の推移をみると、田丸駅の乗車人員は減少傾向にあり、平成 30 年（2018 年）時点で 20.1 万人となっています。一方、外城田駅の乗車人員人数は増加傾向にあり、平成 30 年（2018 年）時点で 4.5 万人となっています。

■ 年間乗車人員の推移



資料：三重県統計書

② バス

玉城町の路線バスとしては、玉城町と伊勢市方面を結ぶ伊勢玉城線が三重交通により運行されています。運行本数は A 回り・B 回りとともに、平日 5 本、休日 4 本となっています。その他に（主）伊勢大宮線に度会町と伊勢市方面を結ぶ中川線が運行しています。

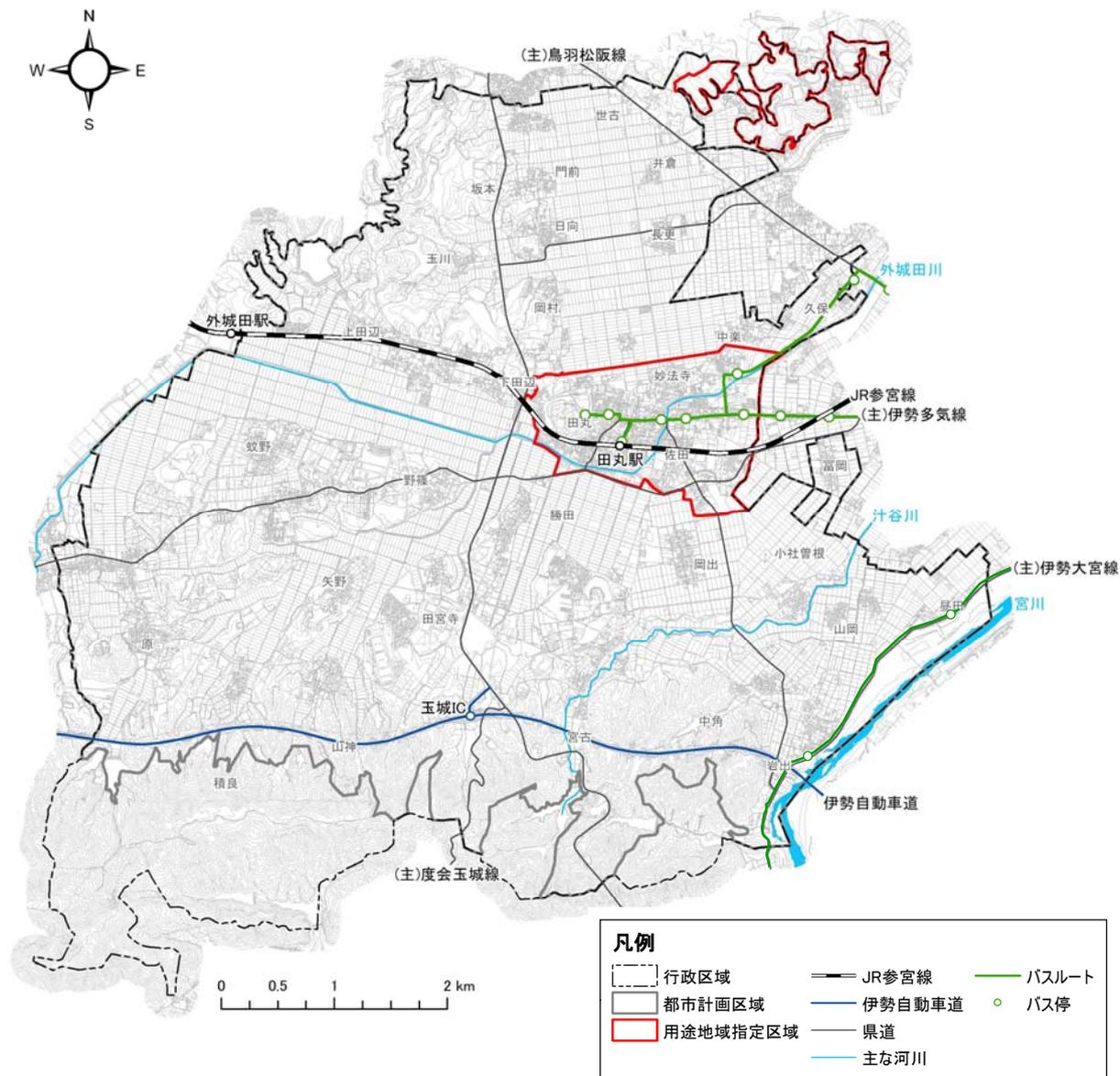
路線バス以外では、玉城町保健福祉会館と小俣図書館を 1 日 2 本運行している福祉バスのほか、元気バスがあります。元気バスは、あらかじめ決められた町内の乗降場（公民館、ゴミ集積所・リサイクルステーション、病院・診療所、公共施設、一般店舗など 194 箇所）をオンデマンド形式で運行しており、鉄道や路線バスを利用できない地域の公共交通を補完しています。

■ 路線バスの運行頻度

路線名	経路	運行頻度	
		平日	休日
伊勢玉城線	伊勢市駅前～問屋センター～田丸城跡～伊勢市駅前(A)	5	4
伊勢玉城線	伊勢市駅前～城田団地～田丸城跡～伊勢市駅前(B)	5	4

資料：三重交通 WEB サイト

■公共交通網



資料：三重交通 WEB サイト

8. 法規制

(1) 都市計画

玉城町の都市計画区域は、行政区域の 88.2%にあたる 3,607ha に指定されています。そのうち用途地域は、行政区域の 6.3%にあたる 258.8ha に指定されています。

用途地域の面積は、第一種住居地域が 96.2ha（用途地域の 37.2%）で最も多く、次いで第二種中高層住居専用地域（61.1ha、用途地域の 23.6%）、第二種住居地域（35.4ha、用途地域の 13.7%）、第一種中高層住居専用地域（25.9ha、用途地域の 10.0%）の順となっています。

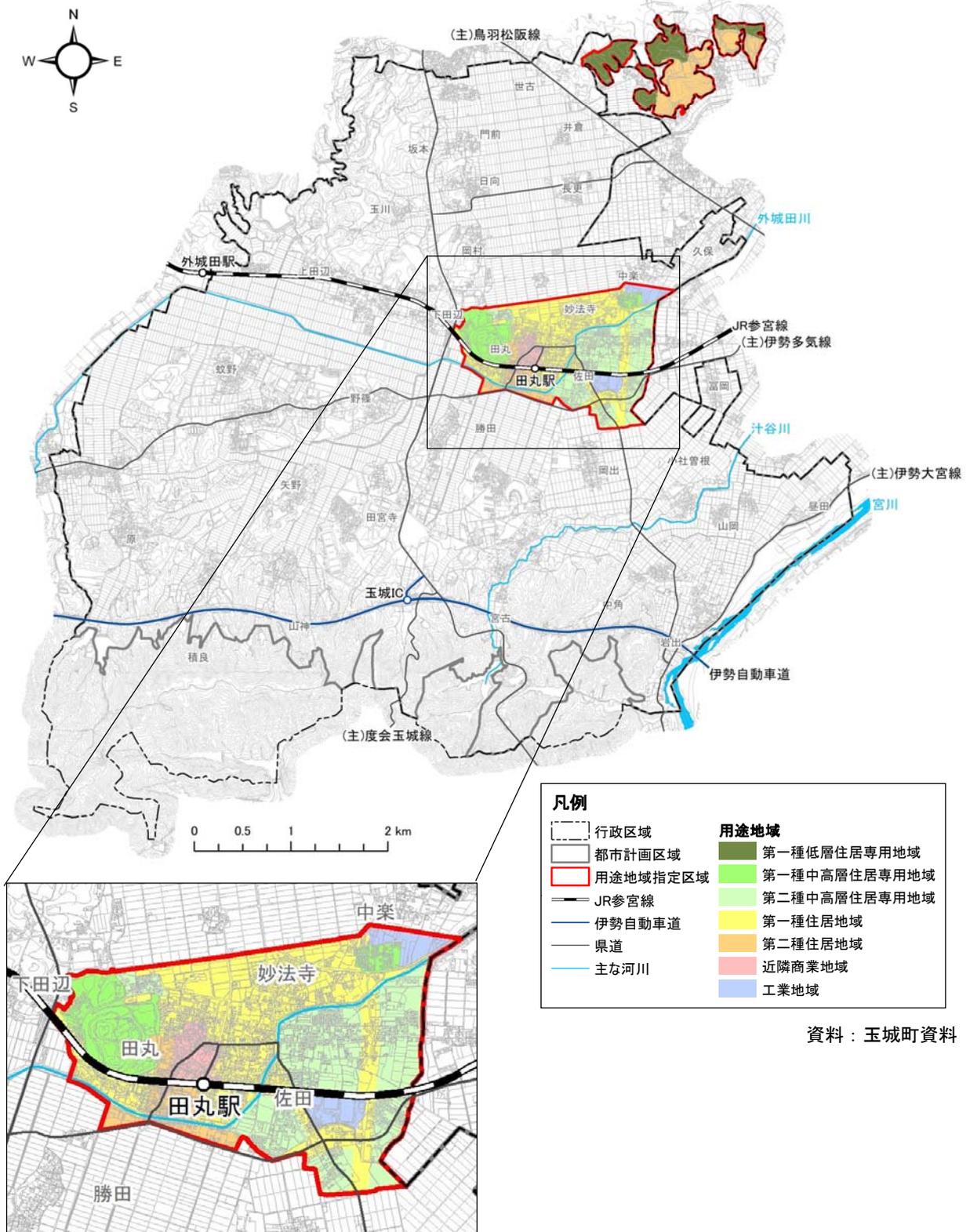
用途地域の指定状況を見ると、田丸駅周辺に近隣商業地域が指定され、その周囲に第一種住居地域や第二種住居地域が指定されています。また、その西側には第一種中高層住居専用地域、東側には第二種中高層住居専用地域が指定され、外縁部の中楽地区や佐田地区には工業地域が指定されています。玉城町の北東部には、第一種低層住居専用地域と第二種住居地域が指定されています。

■用途地域等の指定状況（平成 30 年度（2018 年度））

	面積 (ha)	構成比		
		対用途地域	対行政区域	
用途 地 域	第一種低層住居専用地域	19.5	7.5%	0.5%
	第一種中高層住居専用地域	25.9	10.0%	0.6%
	第二種中高層住居専用地域	61.1	23.6%	1.5%
	第一種住居地域	96.2	37.2%	2.4%
	第二種住居地域	35.4	13.7%	0.9%
	近隣商業地域	8.6	3.3%	0.2%
	工業地域	12.1	4.7%	0.3%
	合計	258.8	100.0%	6.3%
都市計画区域		3,607.0	-	88.2%
行政区域		4,091.0	-	100.0%

資料：平成 30 年度都市計画現況調査、
平成 28 年度都市計画基礎調査（行政区域名積）

■用途地域の指定状況



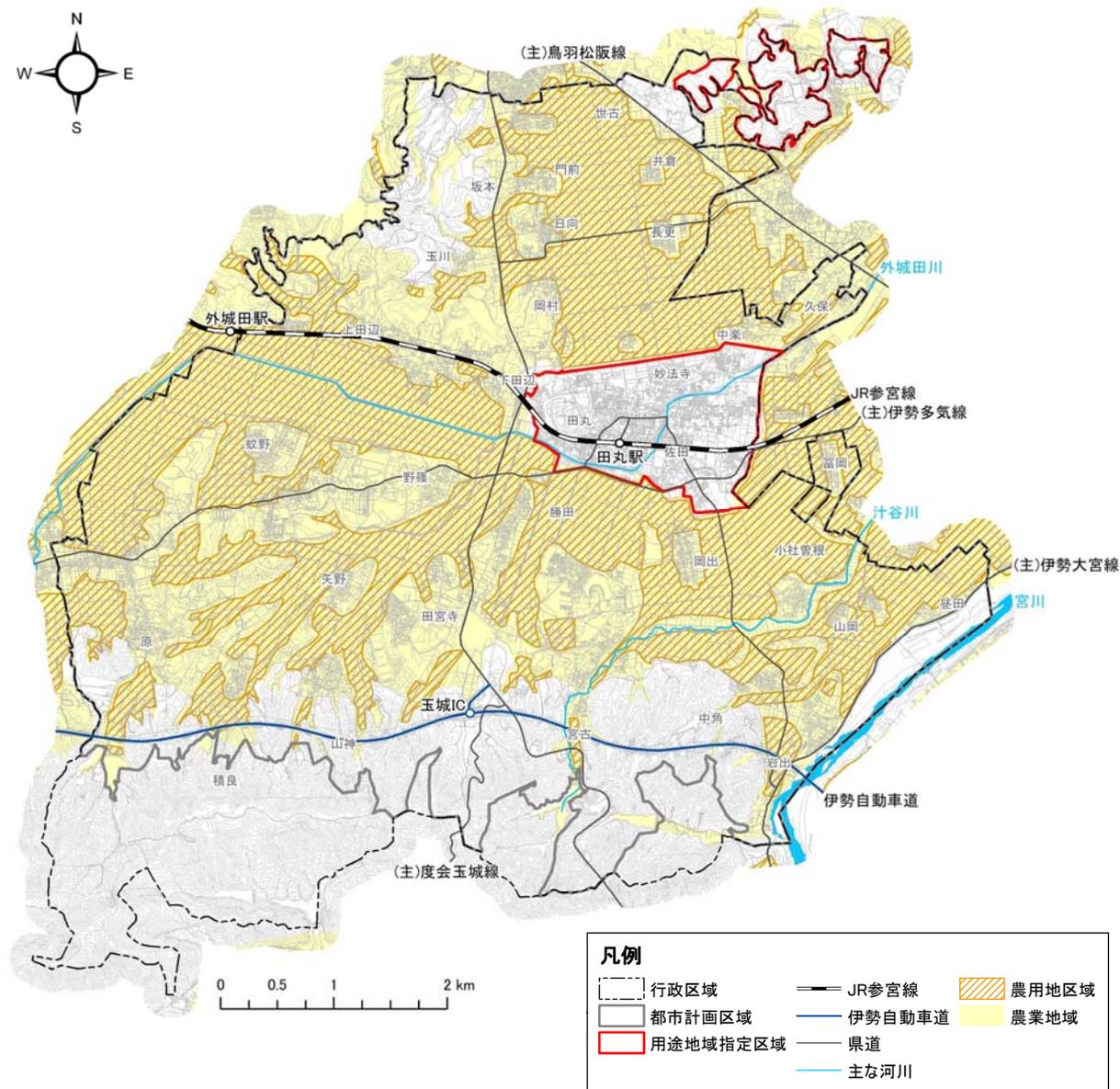
(2) その他

用途地域外の農地は、大部分が農用地区域に指定されています。

北西部の丘陵地や南部の山地には、地域森林計画対象民有林が指定されており、積良地区の一部には保安林の指定もあります。

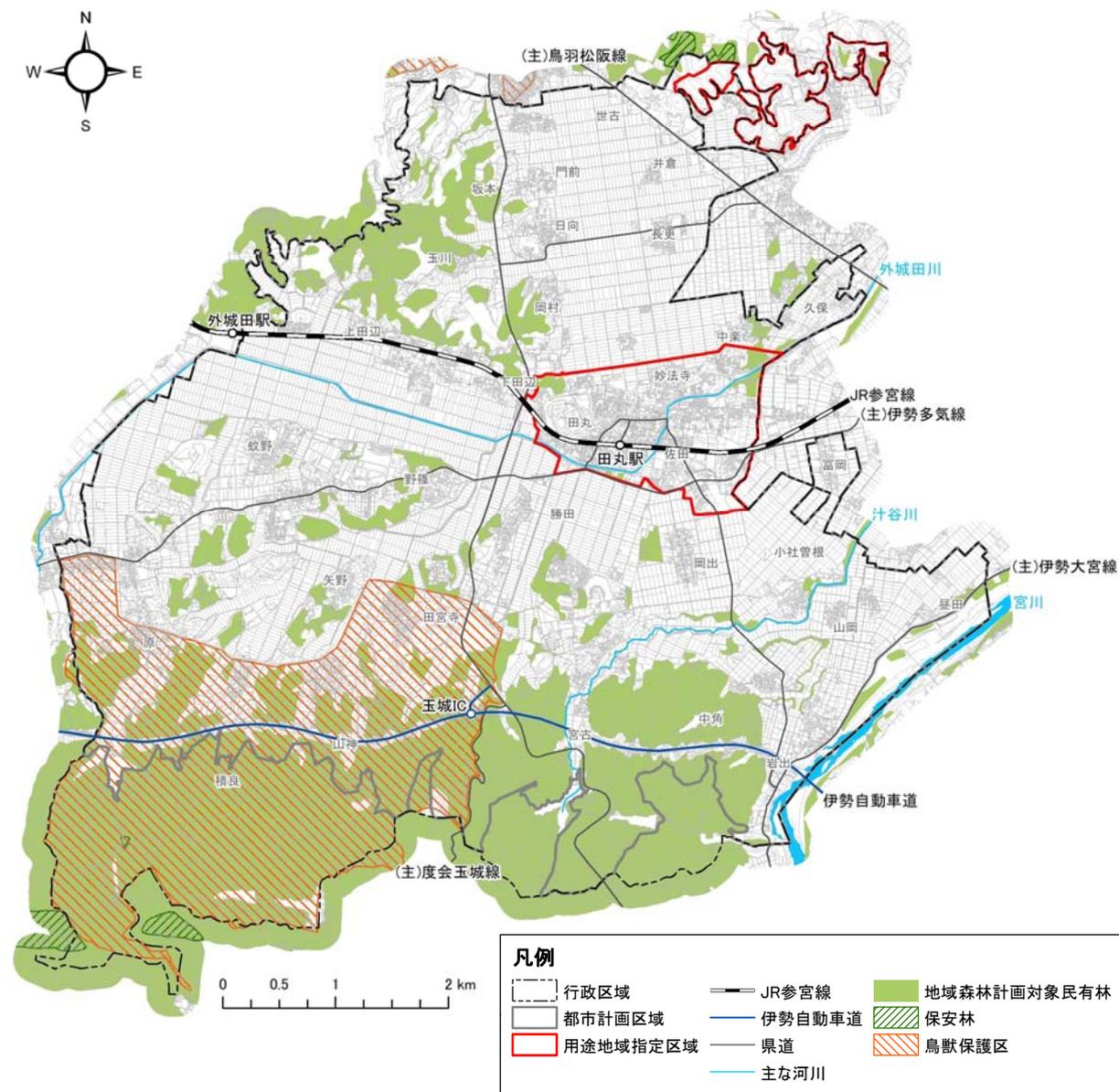
また、玉城町の南西部には広範囲に鳥獣保護区が指定されています。

■農用地区域



資料：国土数値情報（平成 27 年時点）

■地域森林計画対象民有林、保安林、鳥獣保護区



資料：国土数値情報（平成 27 年時点）

9. 災害

(1) 地震

玉城町に大きな被害をもたらす地震としては、南海トラフ地震と布引山地東縁断層帯による地震が想定されています。

玉城町への影響が最も大きい理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、最大震度7を観測し、建物被害が約2,900棟、死者が約200人にのぼると想定されています。

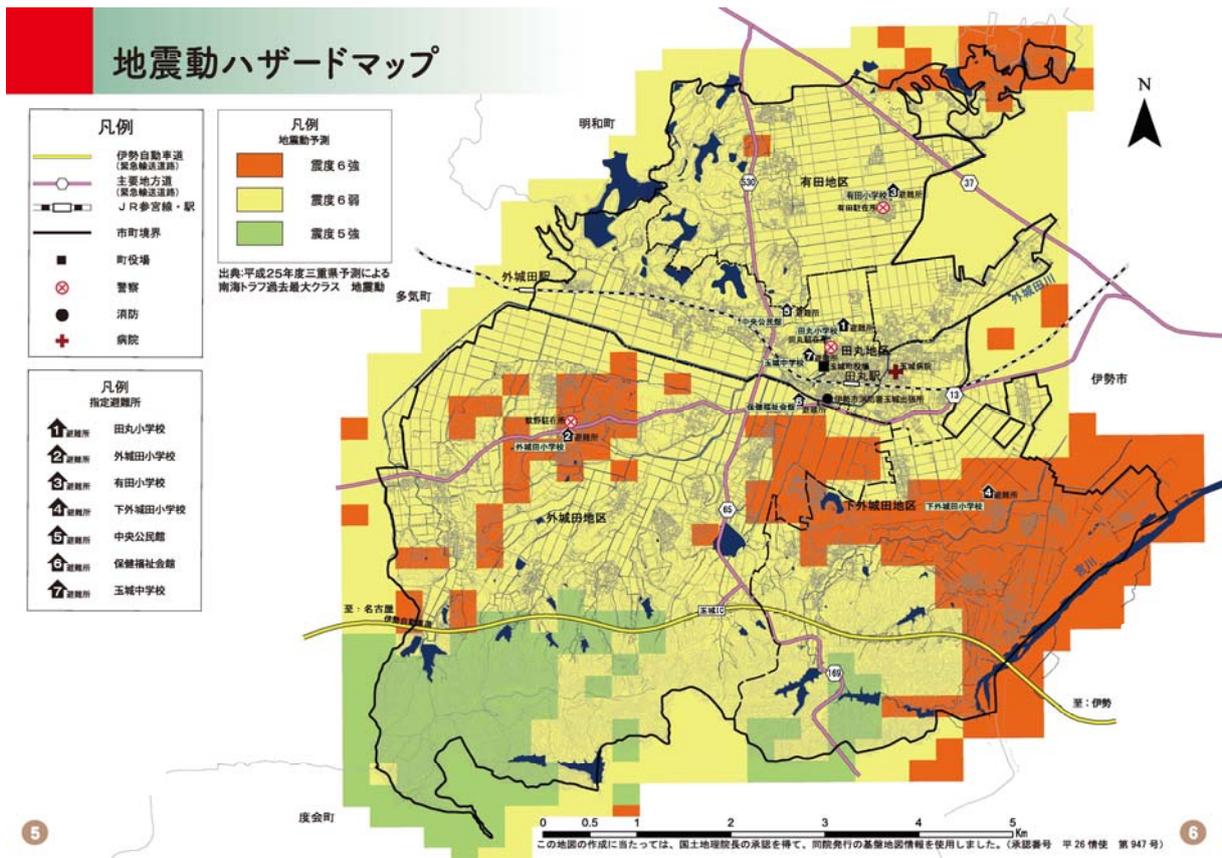
また、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、震度5強～6強の揺れを観測し、西部の外城田川周辺や田丸駅の南側、宮川の北側などを中心に液状化が発生する可能性が高いと想定されています。

■地震被害想定

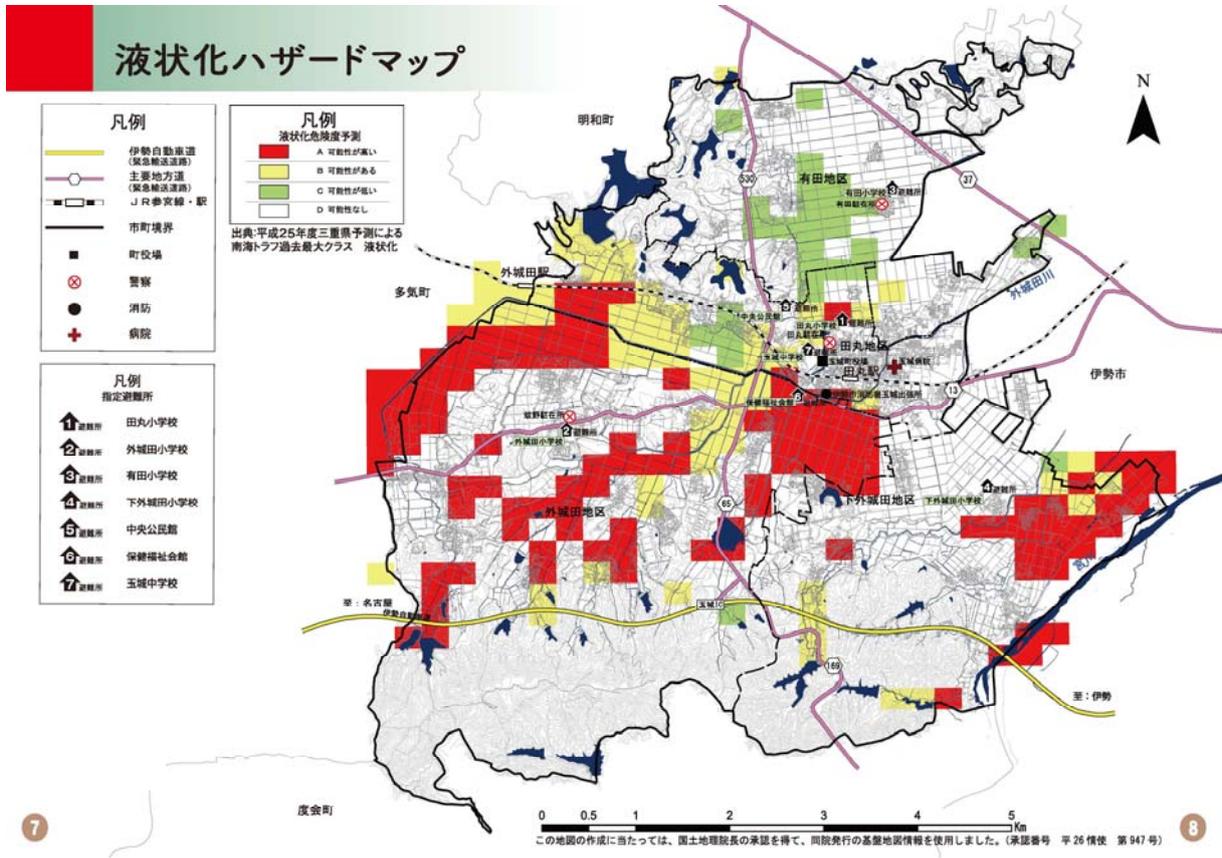
項目	プレート境界型地震		内陸直下型地震
	過去最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	理論上最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	布引山地東縁断層帯 (東部) (冬夕発災)
震度	6強	7	6弱
建物被害(全壊・焼失)	約400棟	約2,900棟	約100棟
人的被害	死者数	約20人	約0人
	重傷者数	約30人	約10人
	軽傷者数	約200人	約500人

資料：玉城町地域防災計画（令和3年3月）

■地震動ハザードマップ



■液状化ハザードマップ



資料：玉城町総合防災マップ（令和2年1月改訂）

(2) 風水害、土砂災害等

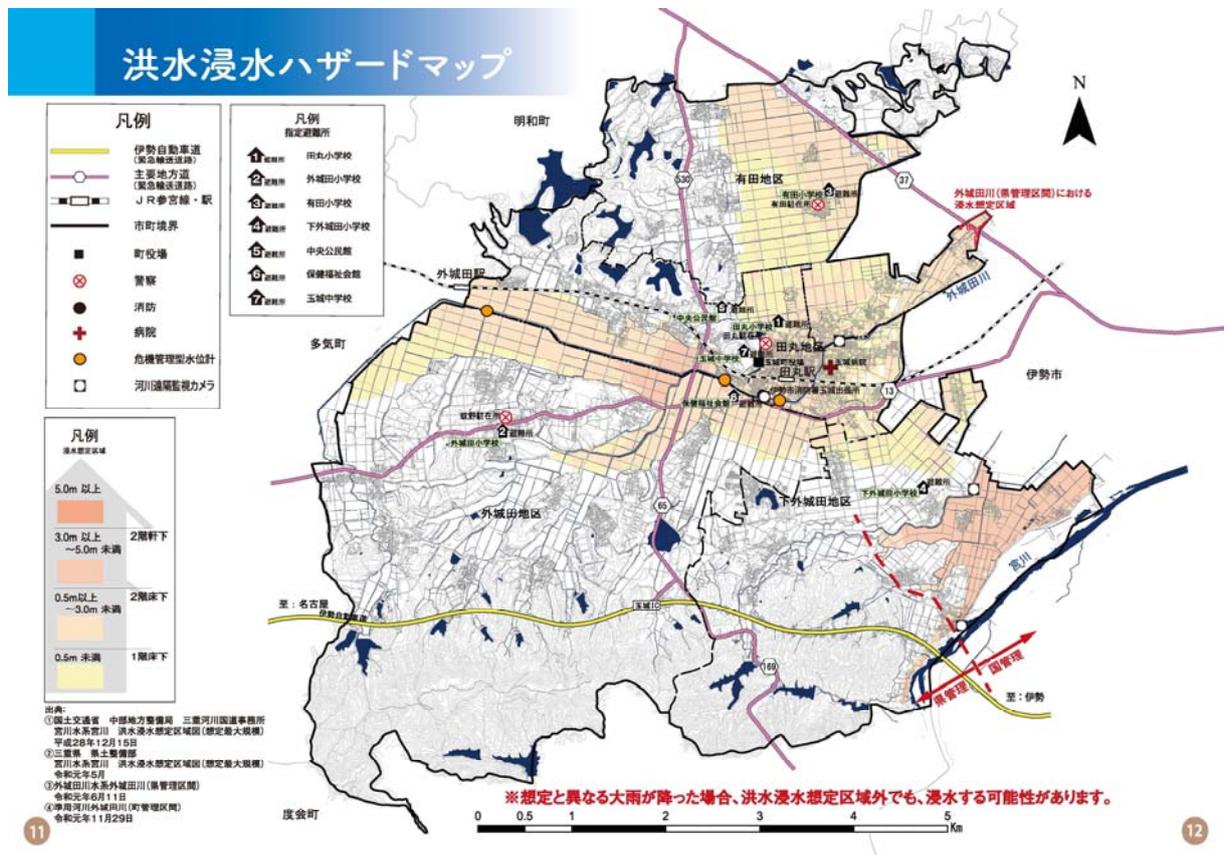
玉城町は、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害、ため池の決壊等による水害の危険性も高い地域です。

平成 29 年台風第 21 号による浸水被害を受けて、町では外城田川沿いに浸水想定区域を指定し、新たな洪水浸水ハザードマップを作成しました。

宮川や外城田川が氾濫した場合、河川沿いを中心に広範囲が浸水し、市街地が広がる田丸駅周辺では 0.5m 以上の浸水が発生すると想定されています。また、ため池が決壊した場合も広範囲が浸水すると想定されています。

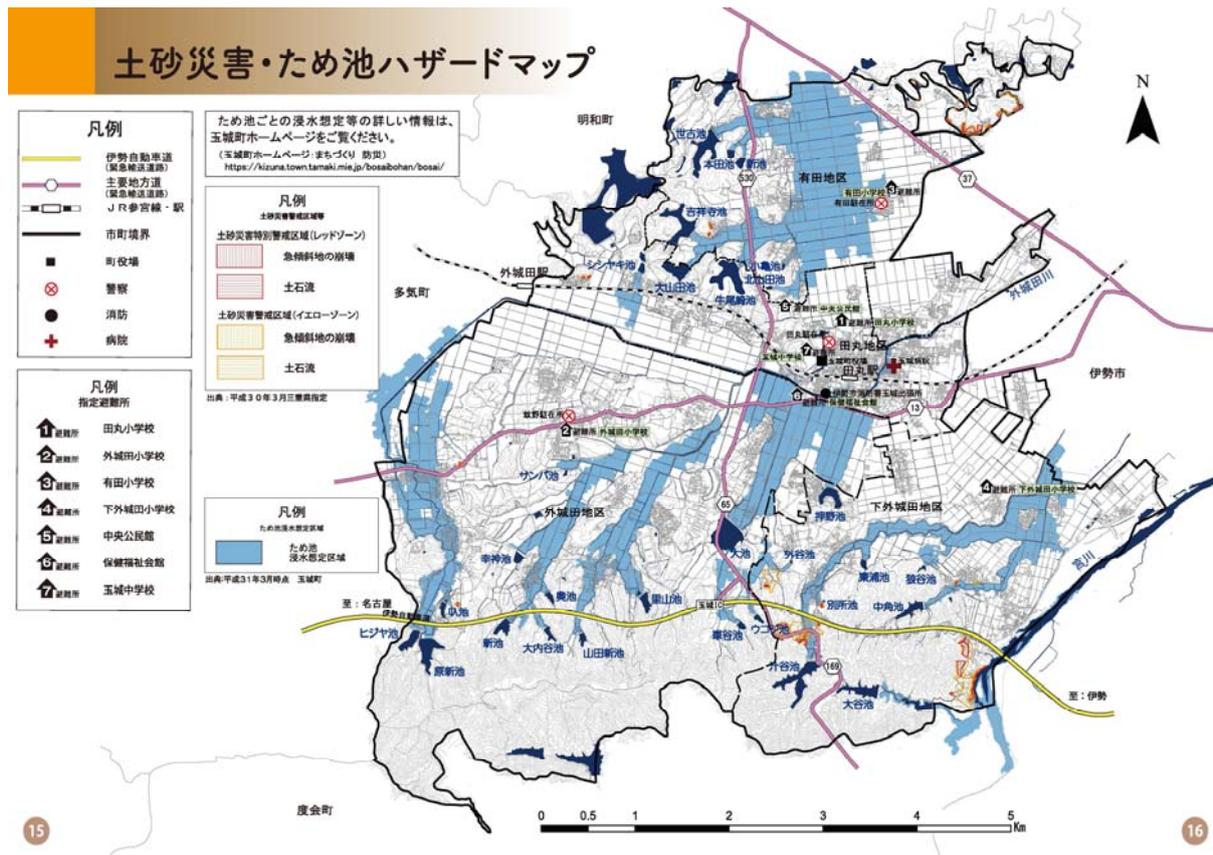
土砂災害の危険性が高い区域に指定される土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、北部の丘陵地や南部の山地に指定されています。

■洪水浸水ハザードマップ



資料：玉城町総合防災マップ（令和 2 年 1 月改訂）

■土砂災害・ため池ハザードマップ



資料：玉城町総合防災マップ（令和2年1月改訂）

10. 玉城町の現況特性

これまでの内容を整理した「玉城町の現況特性」は、次のとおりです。

項目		現況と動向
概要	位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> 三重県の南東部に位置し、古くから陸上交通の要地となっています。 中部は平野が広がり、北部には玉城丘陵、南部には国東山地が位置しています。
	歴史・沿革	<ul style="list-style-type: none"> 神宮の神領として荒木田氏により開拓された農業のまちです。
人口・世帯数	人口	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体の人口が減少するなか、玉城町においても平成 27 年（2015 年）をピークに、減少傾向に転じました。 年少人口が減少する一方、老年人口が増加しており、少子高齢化が進行しています。 用途地域外の人口の方が多く、用途地域内・外ともに人口が増加しています。
	世帯数	<ul style="list-style-type: none"> 世帯数は増加が続いており、増加率も伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体より高い状況にあります。 一方、世帯人員は、核家族化や高齢単身世帯の増加により減少が続いています。
	人口動態	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて転入超過となっていますが、転入超過の傾向は弱まっています。県内から人口が流入する一方で、県外へ人口が流出している状況にあります。 昼夜間人口比率は上昇傾向にあり、町内での就業の場が増えつつある状況がうかがえます。 自都市内就業率は 41.2%で低下傾向にあります。町外に住む人が就業の場とする一方、町外で従業する人が居住の場とする傾向が強まっています。 流入元・流出先は、伊勢市をはじめとする近隣市町が多いものの、流出においては津市や三重県外など近隣市町以外の占める割合も多くなっています。
産業	事業所数・従業者数	<ul style="list-style-type: none"> 事業所数は減少傾向、従業者数は増加傾向にあります。 第 1 次産業の割合は非常に低いものの事業所数、従業者数ともに増加傾向にあります。第 2 次産業・第 3 次産業は、事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は増加傾向にあります。 製造業の従業者数が占める割合が、伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体に比べ突出しており、玉城町の基幹産業となっています。
	農業	<ul style="list-style-type: none"> 農家数、経営耕地面積ともに減少が続いています。 稲作が玉城町の農業の中心となっています。
	工業	<ul style="list-style-type: none"> 事業所数は減少傾向、従業者数は増加傾向にあります。 製造品出荷額等は減少傾向にあり、伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体に比べやや停滞している状況にあります。 事業所当りの従業者数と製造品出荷額等は増加しており、小規模な事業所数が減少する一方、新たな工業の立地や既存企業の業務拡大が進んでいます。 「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「化学工業」、「電気機械器具製造業」、「金属製品製造業」の大規模な事業所が立地しており、玉城町の製造業を牽引しています。
	商業	<ul style="list-style-type: none"> 商店数は減少傾向にあります。 年間商品販売額は増加傾向にあり、伊勢志摩圏域の他の市町や三重県全体よりも高い水準で推移しています。 商店当りの従業者数と年間商品販売額が増加しており、小規模な店舗が減少する一方、店舗の大型化が進んでいます。

項目		現況と動向
土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・中心部の用途地域内や(主)鳥羽松阪線の沿道、町内各地に分布する集落地の周辺で宅地化が進行していますが、自然的土地利用の占める割合が多く、低密度な土地利用となっています。 ・住居系用途地域は自然的土地利用の割合が多く、住宅地としての土地利用が進んでいない状況にあります。近隣商業地域は商業系の割合が少なく、住・商・工の土地利用の混在がみられます。工業地域は工業系と自然的土地利用の割合が同程度となっています。 ・土地利用の分布をみると、田丸駅周辺に住居系を中心とした市街地が形成され、用途地域外に集落地が点在しています。また、中心部の用途地域外縁部から用途地域外にかけてまとまった農地が広範囲に分布しています。商業系は(主)鳥羽松阪線の沿道にロードサイド型の店舗が多く分布しています。工業系は用途地域内の佐田地区のほか、南部を中心に大規模な工業用地が点在しています。 ・北東部の用途地域内には公園緑地やレクリエーション施設用地、その他の用地が分布していますが、大部分が山林となっています。 ・未利用地の分布をみると、中心部の用途地域内では住居系用途地域の広範囲に農地が点在しており、中楽地区周辺の工業系用途地域には山林や原野が多くみられます。北東部の住居系用途地域の広範囲に山林とその他の用地が多く残っています。
市街化動向		<ul style="list-style-type: none"> ・玉城町の面的整備は佐田土地区画整理事業の1箇所のみで事業が完了しています。 ・平成22年度(2010年度)から平成27年度(2015年度)にかけての開発許可件数は年平均2.2件で、1,000㎡を超える面的な開発は少ない状況にあります。一方、新築件数は年平均78.7件と多く、小規模宅地開発または住居の建て替えを含めた新築が進んでいます。 ・住宅の開発・新築は広範囲で実施されています。商業用途の開発・新築は(主)鳥羽松阪線や(主)伊勢多気線など幹線道路沿道で実施されています。工業系の開発・新築は玉城ICに近い南西部で実施されており、いずれも大規模なものとなっています。
都市施設		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路は、田丸駅へアクセス道路をはじめ4路線が都市計画決定されており、うち2路線((都)玉城駅前線、(都)玉城駅裏線)の整備が完了しています。 ・都市計画公園は、北東部に総合公園の大仏山公園が都市計画決定され、整備が完了しています。 ・汚水処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などで実施されており、令和2年度末の汚水処理人口普及率は98.5%となっています。 ・公共下水道は中心部の用途地域内では整備が完了していますが、用途地域外に未整備の区域が残っています。 ・ごみ処理は伊勢広域環境組合清掃工場(伊勢市)、し尿処理は伊勢広域環境組合クリーンセンター(伊勢市)、火葬は玉城町の第1号南勢広域斎場で実施されています。
道路・交通	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な幹線道路として、伊勢自動車道が東西方向に通っており、玉城ICが立地しています。 ・(主)鳥羽松阪線の交通量が多く、慢性的な混雑がみられます。 ・伊勢自動車道などの交通量は10,000台/日を超えていますが、多くの路線は10,000台/日未満で混雑度も低い状況です。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道はJR参宮線が東西方向に通っています。田丸駅の年間乗車人員は減少傾向、外城田駅の年間乗車人員は増加傾向にあります。 ・路線バスは、伊勢玉城線・中川線が運行しています。路線バス以外では、福祉バスや元気バスが運行しており、鉄道や路線バスを利用できない地域の公共交通を補完しています。

項目	現況と動向
法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域は、行政区域の 6.3%にあたる 258.8ha に指定されています。 ・田丸駅周辺に近隣商業地域が指定され、その周囲に第一種住居地域や第二種住居地域が指定されています。その西側には第一種中高層住居専用地域、東側には第二種中高層住居専用地域が指定され、外縁部の中楽地区や佐田地区には工業地域が指定されています。町の北東部には、第一種低層住居専用地域と第二種住居地域が指定されています。 ・用途地域外の農地は、大部分が農用地区域に指定されています。 ・北西部の丘陵地や南部の山地には、地域森林計画対象民有林が指定され、一部には保安林の指定もあります。また、南西部には広範囲に鳥獣保護区が指定されています。
災害	<ul style="list-style-type: none"> ・玉城町は災害（地震、風水害、土砂災害）の危険性が高い地域です。 ・南海トラフ地震や布引山地東縁断層帯の地震により、建物倒壊や液状化など、大きな被害が発生すると想定されています。 ・宮川や外城田川が氾濫した場合、河川沿いを中心に広範囲が浸水し、市街地が広がる田丸駅周辺では0.5m以上の浸水が発生すると想定されています。また、ため池が決壊した場合も広範囲が浸水すると想定されています。 ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、北部の丘陵地や南部の山地に指定されています。

第2章 上位関連計画

第2章 上位関連計画

1. 第6次玉城町総合計画（令和3年3月）

(1) 目標年次

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

(2) まちの将来像

だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城

安心して暮らせるまち

自然災害や犯罪の危険性から守られるとともに、病気になっても、介護が必要となっても必要な治療やサービスが受けられ、誰もが地域の中で不安なく生活できる「安心して暮らせるまち」をめざします。

元気に暮らせるまち

事業者による活発な産業活動と多様な住民による活発な活動が展開され、世代を超えて誰もが元気に活躍できる、生きがいと活力にあふれた「元気に暮らせるまち」をめざします。

ふるさととして誇れるまち

身近な地域の自然や歴史・文化に誇りと愛着を感じ、地域を良くしたいという住民の気持ちが集まって、住みやすい魅力的なまちづくりが行われる「ふるさととして誇れるまち」をめざします。

(3) まちづくりの目標

- ・人と文化が育ち、愛着が感じられるまち
- ・みんなが健康で、ともに支え合うまち
- ・良好な環境の中で、安全に暮らせるまち
- ・まちの活力を高め、持続的に発展できるまち
- ・ともにつくる効率的な地域運営のまち

(4) 基本計画

人と文化が育ち、愛着が感じられるまち

◆子育て

施策	施策の内容	主な事業
保育サービスの充実	保育施設の防災・減災対策を推進し、保育需要の動向を踏まえ、必要な施設整備を検討します。	保育施設整備推進事業

◆保育・学校教育

施策	施策の内容	主な事業
教育環境の整備の推進	学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な施設整備を推進します。	学校教育施設整備事業

◆生涯学習・スポーツ

施策	施策の内容	主な事業
活動環境の整備	屋内体育館の取壊しに伴う代替施設の整備を進めます。	体育センター整備事業
	学習・情報の拠点として中央公民館の有効活用や図書館のスペース拡大、環境の整備を図ります。	図書館・中央公民館整備事業

◆文化・芸術

施策	施策の内容	主な事業
文化財の整備・活用	田丸城跡や指定文化財の保存・整備・保護に努め計画的に管理を進めます。また、田丸城跡を適切に保存し、国史跡の指定に向けて進めます。	田丸城跡保護事業、田丸城跡石垣修復事業
	玄甲舎については利活用、運営を含めた指定管理者制度の導入を進めます。	玄甲舎保護事業
	開発で失われてしまう埋蔵文化財を地域の歴史文化を知る資料として記録保存します。	埋蔵文化財発掘調査事業

良好な環境の中で、安全に暮らせるまち

◆防災

施策	施策の内容	主な事業
住宅の耐震化の促進	災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、耐震補強などを推進します。	耐震等に関する補助制度の周知・助成事業
地域防災体制の充実	自主防災組織の未設置地区における組織化を図り、自主的な防災活動を促進します。	自主防災組織の設立および活動推進事業
水害対策の充実	浸水危険地域に立地している施設の避難場所の確保など、避難誘導の体制づくりを推進します。	水害に対する迅速な避難対策事業

◆交通安全・防犯

施策	施策の内容	主な事業
交通安全の推進	交通事故の抑制を図るため、地域等の要望に基づき、交通安全施設等の整備を行います。	交通安全施設等整備事業
防犯設備の充実	夜間の交通安全対策や防犯対策として、地域との協働により防犯灯の充実を図ります。	自治区所有防犯灯新設補助金の交付
	犯罪への抑止力を高めるため、公共施設等を中心に防犯カメラ設置を進めます。	防犯カメラの設置

◆環境保全

施策	施策の内容	主な事業
環境美化活動の推進	清掃活動や花を植えるなどの美化活動等を継続して実施します。	環境美化活動促進事業
地球温暖化防止の推進	防犯灯のLED化の推進や、家庭等における緑のカーテンなどの促進を図ります。	防犯灯LED化推進事業

◆廃棄物処理

施策	施策の内容	主な事業
廃棄物収集・処理体制の検討	処理施設の維持管理を行うとともに、新施設の稼働に向けて、適正な処理体制を検討します。	処理施設の維持管理

◆上下水道

施策	施策の内容	主な事業
安全でおいしい水の安定供給の推進	水が安定的に供給できるよう、老朽化施設の更新及び耐震化を効率的かつ計画的に進めます。	水道施設更新事業

施策	施策の内容	主な事業
下水道施設の整備と維持管理の推進	下水道整備計画に基づき計画的な施設整備を行います。	社会資本整備総合交付金事業 施設維持管理業務
	既存施設の長寿命化を図り、適切な施設の維持管理に努めます。	
し尿・生活排水の適正処理	公共下水道及び農業集落排水事業区域外において、合併処理浄化槽の普及を促進します。	合併処理浄化槽設置補助事業

まちの活力を高め、持続的に発展できるまち

◆市街地・住環境

施策	施策の内容	主な事業
計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用を推進するため、国土利用計画や農用地利用計画等との調整を図りながら、都市計画マスタープランの見直しを行います。	都市計画基礎調査事業、都市計画マスタープランの見直し
適切な開発の誘導	自然環境や居住環境等に配慮した適切な開発を誘導するため、開発指導要綱の見直しを行うとともに、適切な開発指導を行います。	開発指導要綱の見直しと適切な指導
	自然環境や田園環境を保全するとともに、魅力的な景観の保全・形成ができるよう、三重県景観計画等に基づく適切な指導・助言を行います。	
空家対策の推進と移住促進に向けた空家の活用	老朽化した空家等の適切な管理を促すため、空家対策を強化します。	空家等対策事業
	移住促進に向け、利用可能な空家等に対して、空家バンク制度などの賃貸・売買等の情報提供の仕組みづくりを行うとともに、空家リフォーム助成などの空家活用に向けた支援策を検討します。	空家等活用支援事業
公園整備の充実	住民の文化・スポーツ・憩いの場の交流拠点となる城北公園の再整備を進めます。	城北公園整備事業
	誰もが安全・快適に利用でき、住民のふれあいの場となる公園にするため、施設・設備の定期的な維持管理を行います。	定期的な施設整備や維持管理の拡充

◆道路・河川

施策	施策の内容	主な事業
幹線道路の整備の推進	道路体系の充実を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備を進めます。	都市計画道路整備事業
	円滑な道路交通の確保等を図るため、町道の拡幅整備を進めます。	町道道路整備事業
	歩行者や自転車が安全・安心に通行できるよう、拡幅整備等による歩行環境の整備を進めます。	通学指定道路整備事業
	宮川架橋を含めた広域道路網の整備について県への要望を進めます。	新たな宮川架橋の整備
道路維持修繕の推進	緊急性・重要性の高い箇所から舗装修繕等を行うなど、効果的かつ効率的な維持管理を進めます。	道路舗装管理推進事業
	橋梁長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕を行います。	橋梁長寿命化及び耐震化事業
	主要橋梁において耐震補強及び落橋防止等の対策を実施します。	
河川整備の推進	水害を最小限に止めるため、町内河川の計画的な整備や維持管理を推進します。	河川整備事業、災害防止対策推進事業
道路・河川の美化推進	住民や事業者に対し、身近な道路及び河川などにおける環境美化活動への積極的な参加の呼びかけを行います。	道路美化活動、河川美化活動

◆公共交通

施策	施策の内容	主な事業
元気バスの利便性の向上	他市町への運行や、多様化するニーズに対応できるバスなど、利便性の高い移動手段となるように見直し検討を行います。	元気バス運行事業、元気バスの見直し検討
新たな交通体系の検討	自動運転や乗り合いタクシーなど新たな交通体系の検討を進めます。	新たな交通体系の構築
鉄道・バスの利便性の向上	JR 田丸駅南口の整備や、快速みえ等の運行回数の増加などの要望を続けていきます。	JR 東海への継続した要望の実施
	JR 田丸駅の駅舎の保存および活用方法について、JR 東海や関係団体との協議を進めます。	JR 田丸駅の駅舎保存・利活用事業
	路線バス伊勢玉城線の利用を促進します。	路線バス運行事業

◆農林業

施策	施策の内容	主な事業
効率的な農地利用と農業基盤の整備	耕作放棄地の防止・再生に努めるとともに、水田の有効利用を図ります。	優良農地保全事業、水田有効利用事業
	用水路の適切な維持・管理、老朽化する農道の改修などの基盤整備を進めるとともに、ため池等の防災対策を推進します。	農業基盤整備事業、ため池防災対策事業
みんなで支える森林づくりの推進	森林環境譲与税・みえ森と緑の県民税を活用した玉城町版の森林づくり、人づくりを進めます。	緑化推進事業、森林整備事業
	野生鳥獣との共生環境の形成を図るため、鳥獣被害防止対策を実施します。	鳥獣被害防止対策事業

◆商工業

施策	施策の内容	主な事業
企業誘致の促進	農業や住環境への配慮などの土地利用調整等を行いながら企業立地を進めます。	企業誘致推進事業
起業の支援	空き店舗を活用した創業支援スペースを確保するなど、新規起業家への支援を行います。	チャレンジショップ事業

◆観光・交流

施策	施策の内容	主な事業
観光・交流資源の魅力化	観光施設の魅力を高めるため、ニーズに応じた施設の整備や運営支援を行います。	アスパピア玉城の整備・運営事業
観光受け入れ体制の整備	案内サインや JR 田丸駅からの町内への移動手段等の充実、案内拠点の整備など、観光客の受入環境の充実を図ります。	観光サービス・情報拠点整備事業

ともにつくる効率的な地域運営のまち

◆住民と行政との協働

施策	施策の内容	主な事業
住民と行政の積極的な協働の推進	住民及び行政が担う役割、企業の社会的役割を互いに理解しつつ、共に取り組むことにより、良い成果があげられるよう、住民と行政の「協働」を積極的に進めます。	地域活動助成事業、協働の推進体制の構築

◆行財政運営

施策	施策の内容	主な事業
行政運営の効率化と利便性の向上	広域行政による効率的な事務・事業運営に努めます。	広域行政推進事業
	公共施設については、施設の再編・統合、企業や地域住民等の民間を活用した管理運営など、公共施設のあり方や運営方法の検討を行います。	公共施設適正管理事業

2. 伊勢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和2年9月）

(1) 目標年次

令和12年（2030年）

(2) 都市計画の理念と目標

『豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち』

県内随一の観光資源をもつ圏域として、豊かな自然と悠久の歴史・文化に包まれたこれらの財産を受け継ぎ、常若の精神のもと、地域の魅力を昇華しながら、交流による活力ある都市をめざします。

地域の個性を活かした魅力の向上

－各地の地域づくりの連携によりさまざまな魅力を生み出す圏域づくり－

都市機能の効率性と生活利便性の向上

－地域の役割にあった都市機能の集約と連携強化による圏域づくり－

災害に対応した安全性の向上

－災害に強く、しなやかな圏域づくり－

産業振興による地域活力の向上

－広域交流による活力ある圏域づくり－

県民と共に考える地域づくり

(3) 圏域・都市計画区域の将来都市構造

拠点形成・機能誘導の方針

◆交流拠点（自然交流拠点）：大仏山公園

- ・地域の個性を生かし、地域活力の向上等につながる交流活動が行われる拠点的な市街地や場所を交流拠点とします。

◆地域拠点：JR田丸駅周辺（玉城町役場）

- ・広域拠点と連携して集約型都市構造の骨格を構築するものであり、日常サービス機能の維持・集約を図ることで地域コミュニティの維持・増進を促進し、良好な居住環境の創出及び定住人口の維持を図ります。

連携軸の方針

◆連携軸

連携軸名	位置づけ	対象
広域連携軸	圏域間や県外との連携を担う幹線道路、鉄道および航路	高規格幹線道路・圏域外を連絡する国道、鉄道および主要航路
圏域内連携軸	広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業振興を担う	圏域内の国道および主要な県道等（幹線バス交通を含む）、鉄道
防災連携軸	災害時に防災拠点や関係拠点を結び、物資輸送等を担う幹線道路等	緊急輸送道路、大規模地震対策施設（港湾）
緑のネットワーク軸	圏域内の豊かな自然環境と市街地を連携する河川や海岸線	主要河川（河川沿いの緑および水面）や海岸線
歴史連携軸	地域の歴史や文化をつなぐ街道	主要な歴史的街道

(4) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用

◆住宅地の配置

- ・地域拠点とその周辺地では、公共交通の利便性向上を促進し、居住機能を配置します。
- ・既存の市街地では、都市基盤施設の整備状況や日常生活に必要な施設の配置に配慮しながら、低層住宅地、中高層住宅地、一般住宅地を配置します。

◆商業・業務地の配置

- ・用途地域を指定・維持しつつ、特別用途地区の併用指定を行うなど新たな大規模集客施設の立地を抑制します。

◆工業地の配置

- ・自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置します。
- ・工業系用途地域内の未利用地については、既存ストックを活用しつつ必要な基盤整備を進め、工業施設の誘致を図ります。

◆居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・住宅の耐震化、ユニバーサルデザインに配慮した住まいづくり及び空き家対策の促進等、市街地に必要な施策を実施します。
- ・居住の誘導を図るべき区域においては、道路や公園等必要な都市施設の整備を進めるとともに、近年進行する都市のスポンジ化への対応を促進します。
- ・空き地・空き家等により生じる空間については、緑地へ転換する等その適切な利活用について検討を進めます。

◆都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・市民との協働による公園の整備や適正な管理を進めるとともに、公園・緑地と山林や農地等を河川や街路等で有機的に連携する緑のネットワークの形成を図ります。

◆優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・一団の優良農地については、引き続き保全を図ります。

◆都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針

- ・拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。
- ・土砂災害の危険性の高い地域では、市街化を抑制するほか、水源涵養機能を持つ樹林地等の保全を図り、災害の防止に努めます。

◆自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・山林や丘陵地の樹林地、市街地周辺の優良農地や河川は、今後も身近な自然環境として保全します。

◆計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・良好な環境の形成等の観点から必要な場合には、特定用途制限地域の指定拡大や用途地域の指定等を検討します。

交通施設

◆道路

- ・伊勢自動車道については、圏域外と連携する現在の機能を維持します。
- ・(主)鳥羽松阪線等は、幹線道路機能の維持・強化に向け、必要な整備を進めます。
- ・防災連携軸に位置づけた幹線道路については、緊急輸送道路として防災機能の維持や強化を図ります。

◆鉄道

- ・JR 参宮線については、引き続き交通結節点及び周辺の整備を推進することにより利便性を向上させ、利用促進を図ります。

◆バス

- ・バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライドの更なる活用や利用促進について検討します。

下水道及び河川**◆下水道**

- ・宮川流域下水道（宮川処理区）については、宮川浄化センターの増設と幹線管渠整備を推進し、供用区域拡大を図ります。

◆河川

- ・宮川、汁谷川、外城田川については、河川整備計画に基づき、河川改修等の推進を図ります。また、河川改修とあわせた良好な水辺環境の確保等について検討します。

市街地開発事業

- ・居住や都市機能の集約を図るべき区域については、地域のまちづくり方針に応じた都市機能増進施設の整備や良好な居住環境の形成等を図ります。
- ・低層・高密な市街地においては、狭隘な区画道路、幹線道路が未整備等の問題を抱えているため、地域コミュニティに配慮しながら面的整備にあわせて、道路・公園等の整備を進めます。

自然的環境**◆環境保全系統**

- ・緑のネットワーク軸に位置づけた宮川は、重要な自然環境であるため、その保全を図ります。
- ・丘陵地は、良好な自然環境を有していることから、これらの保全を図るほか、丘陵部のため池等、市街地と隣接した緑地についても保全を図ります。

◆レクリエーション系統

- ・自然交流拠点に位置づけた大仏山公園については、広域交流に資する緑地として、周辺環境も含め適切に維持するとともに、必要に応じて機能の増進を図ります。
- ・日常のレクリエーション需要に対応するための住区基幹公園を適切に配置します。
- ・河川改修等とあわせた親水空間の整備や水辺環境の保全に努めます。

◆防災系統

- ・土砂保全や保水機能等、貴重な公益的機能を有する丘陵地の保全を図ります。
- ・丘陵地の樹林や優良農地、ため池等は、保水・遊水機能を維持するため、保全を図ります。
- ・市街地内においては、災害時の避難場所として都市基幹公園の整備を促進します。

◆景観構成系統

- ・市街地を取り囲む山林については、豊かな自然景観を形成しており、市街地の背景として景観の基盤となるものです。
- ・歴史連携軸として位置づけた伊勢本街道、熊野街道は、周辺の景観要素と一体となった歴史的な景観の保全を図ります。
- ・宮川の優れた景観を保全するとともに、公園・緑地の整備や街路の景観整備を進め、個性ある景観の保全と新たな市街地景観の創出を図ります。

地域の特性に応じて定めるべき事項

◆大規模自然災害の被害低減

- ・洪水等のリスクの高い区域については、今後の土地利用を検討したうえで、被害低減に向けた施策を促進します。この区域は、居住を誘導する区域から除くことをめざします。
- ・自然環境の保全に配慮し、急傾斜地等の危険箇所対策等を総合的に進めます。
- ・河川改修や調整池の確保に努めるほか、流域における保水・遊水機能の保全を図るため、無秩序な市街化を抑制します。
- ・市街地に必要なオープンスペースや安全な避難路等について、適正な配置を促進します。

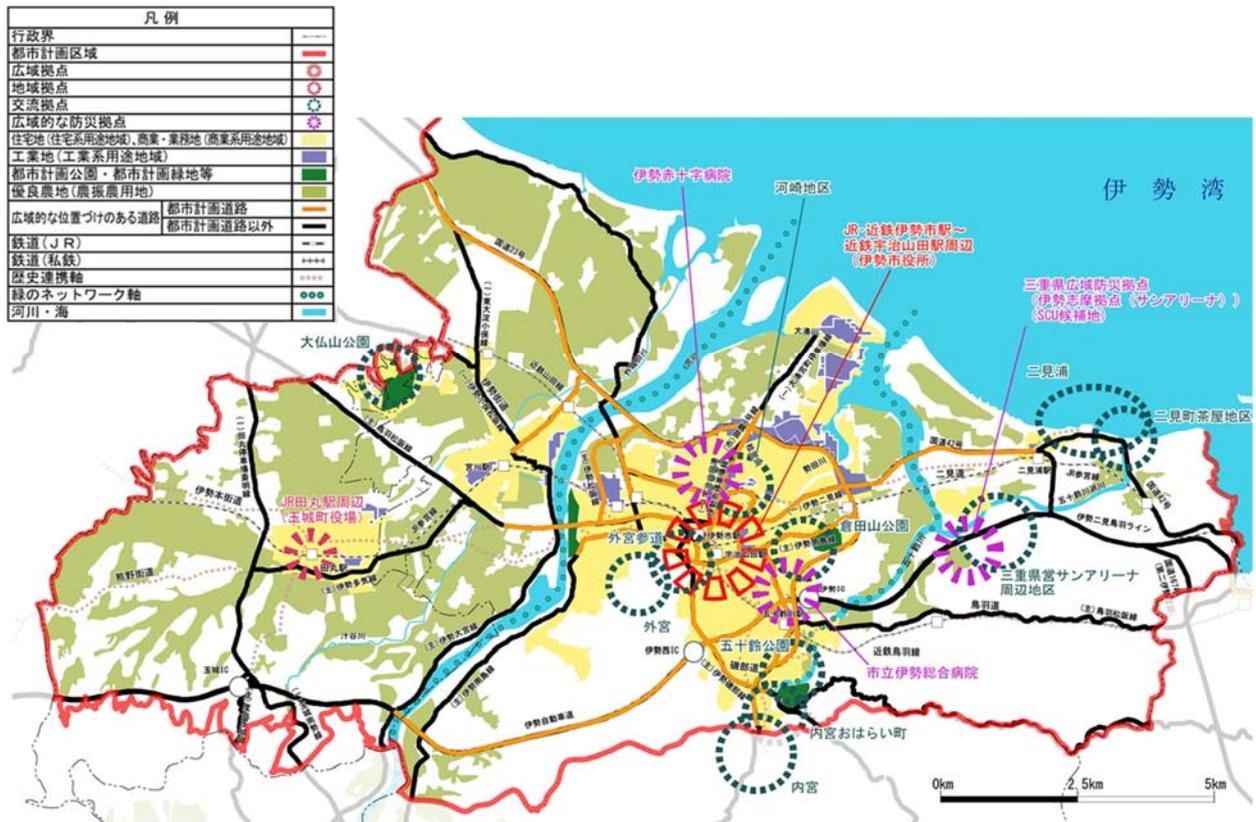
◆空き家・空き地

- ・有効利用を図るため、空き家の他用途への転用等による利活用を促進します。
- ・生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある空き家については、除却を促すこととし、耐震性のない空き家には除却への取組を支援します。
- ・散在する空き地については、柔軟な土地区画整理事業等の活用により集約・再編し、地域が抱える課題に対応した都市基盤の確保・整備を進めます。

◆地域活力の維持・向上

- ・地域の特色のある文化や周辺の豊かな自然環境を生かした地域づくりを進め、良好な環境や資源の保全と広域的な交流の持続の両立をめざします。
- ・歴史連携軸に位置づけた伊勢本街道、熊野街道では、沿道のまちづくりやまち並み形成を進めるとともに、新たな街道文化の創造を図ります。

(5) 土地利用構想図



3. 第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

(1) 計画期間

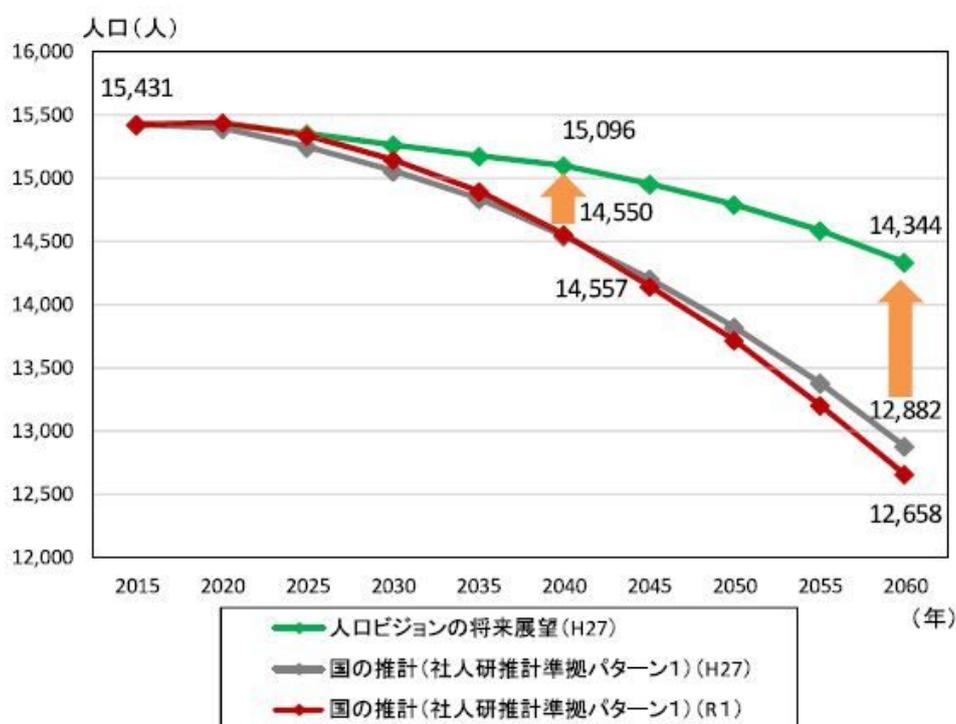
令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度）

(2) 人口の将来展望

玉城町の人口は今後減少することが見込まれます。本総合戦略を示す施策を展開し、出生率の上昇、転入超過の維持を図り、人口の減少を抑制します。

■人口の将来展望

【玉城町の人口の将来展望】



将来展望の推計条件	
合計特殊出生率	人口移動率
2030年に1.8、2040年に2.07まで上昇させ、その後一定	2040年に5年間で100～150人規模の転入超過にし、その後ほぼ一定

(3) 基本目標

- 【基本目標1】 地域産品の付加価値の向上と多様な就業機会の拡大を進めます
- 【基本目標2】 まちへの愛着を高め、定住人口・関係人口を増やします
- 【基本目標3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、玉城町で子育てする人を増やします
- 【基本目標4】 安心して元気に暮らせるまちをつくります

(4) 主な施策内容

生産性の向上と地域ブランド力の強化

- ・ 地域産品の生産性の向上と販路拡大
→6次産業化の促進
- ・ 新規就農支援
→新規就農者への農地の紹介・情報提供

転入人口・関係人口の拡大

- ・ U I ターンの促進
→空き家の利活用の推進

地域資源を活用した地域魅力アップと観光交流の推進

- ・ 歴史的まちづくりの推進
→文化財の指定・登録の推進
→田丸城跡の整備
→文化財を活用したまちづくりの推進

高齢者が活躍できるまちづくり

- ・ 高齢者の社会参加
→高齢者による居場所づくりの推進

安心して暮らせる環境づくり

- ・ 地域防災活動の推進
→自主防災組織の拡大と活動推進

4. 玉城町国土強靱化地域計画（令和2年10月）

（1）基本目標

- ・人命の保護が最大限に図られること
- ・町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ・迅速な復旧復興に資すること

（2）基本方針

国土強靱化の取組姿勢

- ・地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める

適切な施策の組合せ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する
- ・「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせ、国、県、玉城町、町民、事業者、関係団体等が役割分担して適切に取り組む

効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本を有効活用することで経費を縮減し、効率的に施策を推進する
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う
- ・人命保護の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する

地域の特性に応じた施策の推進

- ・環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る

（3）対応方策

建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

- ・主要橋梁の耐震診断、耐震補強及び落橋防止等の対策
- ・耐震基準を満たしていない建築物の耐震診断
- ・大規模盛土造成地の調査と予防対策の検討・実施
- ・学校施設における耐震対策

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- ・町営住宅（旧建築基準）の耐震診断
- ・「空家等対策計画」による空き家対策
- ・公園等を活用した一時避難場所の確保
- ・狭隘道路の拡幅整備

異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水

- ・河川、排水路等の改修による排水機能の強化
- ・開発行為における雨水流出抑制施設の設置
- ・排水施設の整備・長寿命化
- ・受益地がない農業用ため池の廃止、又は洪水調整池への転用
- ・河川整備計画に基づく、河川改修や堆積土砂の撤去、堤防・護岸等の河川構造物の改修

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・急傾斜地崩壊対策事業等の推進

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- ・危険個所への注意喚起、交通安全施設の整備促進

町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ・公共施設の安全かつ適正な管理に向けた老朽化対策等の必要な改修・修繕

基幹的交通ネットワークの機能停止

- ・緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等の推進、道路ネットワーク整備の推進
- ・交通施設等の防災対策

上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・水道施設の耐震化等

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・下水道施設の耐震化、老朽化対策
- ・農業集落排水施設、共同汚水処理施設の耐震化、老朽化対策
- ・合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大

沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ・住宅・建築物の耐震化

ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ・ため池改修事業等の推進

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ・農地、農業用施設等の整備及び長寿命化計画の策定
- ・遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保
- ・森林の整備保全
- ・林道施設の整備及び長寿命化対策等

5. 玉城町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

（1）計画期間

平成 29 年度（2017 年度）～令和 38 年度（2056 年度）

（2）基本方針と数値目標

基本方針

- ・ 計画的な長寿命化の推進
- ・ 施設総量の適正化
- ・ 費用の縮減と平準化
- ・ 民間活力の導入

数値目標

公共施設等（公共建築物とインフラ系施設）の更新費用を今後 40 年間で約 33%の圧縮

（3）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法や消防法、その他関係法令に基づく法定点検を定期的を実施します。
- ・ 法定点検の対象とならない施設についても、これに準ずるような点検を実施します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 今後は、点検・診断等の正確な分析から、損傷の推移を適切に予測し事故の発生を未然に防ぐ、「予防保全型」の管理を実施します。
- ・ 指定管理者制度は、利用者に対するサービス向上や競争原理の導入によるコスト縮減等のメリットが期待できるため、存続を図っていく施設については、その導入に努めます。

安全確保の実施方針

- ・ 安全上問題のある施設については、費用面、利用状況、優先度等を踏まえて修繕・更新等による安全対策を実施します。
- ・ 供用が廃止される施設については、解体・撤去等の対策を速やかに講じます。

耐震化の実施方針

- ・ 今後も継続して保有する公共建築物のうち、耐震化が未実施の施設は計画的に耐震化を図ります。

長寿命化の実施方針

- ・ 築 30 年以上が経過するとともに、大規模改修されていない公共施設で、今後も保有予定の施設等については、費用面や利用状況を考慮しつつ大規模改修を実施します。

統合や廃止の推進方針

- ・ 今後、老朽化が進む公共建築物については、施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて統合・廃止や規模縮小等を検討します。

(4) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共建築物

施設類型	今後の方針
町民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉城町中央公民館」については、生涯学習の拠点施設としての機能を強化するとともに、複合化を図っていきます。そのため、施設の改修、建て替えを検討中です。 ・「地区学習等供用施設」は、適正な維持管理により存続を図っていきます。また、自治区などが自主的に管理運営する制度について検討します。
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理により存続を図っていきます。 ・「村山龍平記念館」は、機能の充実を図っていきます。 ・「玄甲舎」は、施設の修復、改修工事を予定しています。
スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉城町体育センター」は、施設の改修・建替えを検討中です。 ・「玉城町屋内体育館」は、将来的に取壊す予定です。 ・「玉城町営水泳プール」は、適切な施設の補修を行い、長寿命化を図っていきます。 ・「お城広場」は、適正な維持管理により存続を図っていきます。 ・「アスパア玉城」は、長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を図っていくとともに、機能の強化を図っていきます。 ・存続を図っていく施設については、施設のサービス向上、経費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入に努めます。
学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設は、今後の少子化に伴う児童・生徒数の減少に留意しつつ適正な維持管理による長寿命化、教育環境の充実を図っていきます。
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理により長寿命化を図っていきます。 ・「保育所」については、保育需要の動向を踏まえながら施設整備を検討していきます。
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉城町保健福祉会館」は、災害時などの役場二次機能や指定避難所として、福祉拠点施設として、適正な維持管理により存続を図っていきます。 ・「ケアハイツ玉城」は、適正な維持管理により存続を図っていきます。
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉城町役場」は、適正な維持管理により長寿命化を図っていきます。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2城東団地」は、長寿命化を図っていきますが、適正な規模・必要性を今後検討していきます。 ・長寿命化にあたっては、機能性や耐久性の向上を図るために適正な施設の改善や維持管理を実施し、町営住宅の長期活用に努めます。 ・「城東団地（第1棟）」、「城東団地（第2棟）」は老朽化が著しく、今後施設の見直し等検討する必要があります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「田丸排水処理場」「旧夢工房たまき」については、今後、処分（取壊し）を検討していきます。
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉城病院」は、適正な維持管理により存続を図っていきます。

インフラ建築物

施設類型	今後の方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な舗装修繕を実施し、道路の適切な維持管理水準を確保します。 ・通学路の歩道整備を推進するとともに、通行帯の明示、バリアフリー対策等による安全な歩行空間の確保に努めます。 ・住民や事業者に対して身近な道路などの環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化修繕計画（策定予定）に基づき、予防保全的な修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理により存続を図っていきいますが、耐震改修が未実施の施設は耐震化を図りながら存続を図っていきます。
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「玉城浄化センター」は、適正な維持管理により存続を図っていきます。また、災害時に利用できるよう、汚泥処理棟を施設改修する予定です。 ・農業集落排水（管路・処理場）については、事業計画を策定し、最適な施設管理を図っていきます。 ・「宮古処理場」、「岩出・中角処理場」、「三郷・昼田処理場」は、「最適整備構想」に基づき、施設の長寿命化を図っていきます。 ・定期的な点検、維持管理等により施設の長寿命化を図ります。
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の適正な規模・必要性を今後検討していきます。 ・城北公園は、文化、スポーツ、憩いの場として住民の交流拠点となるように、文化・スポーツ施設の整備に合わせて公園の再整備を進めます。 ・住民のふれあいの場となる公園にするため、出入口やトイレ、休憩所等の施設の整備やバリアフリー化を進めるとともに、安全に利用できるように維持管理の徹底を図ります。 ・公園管理への地元住民の参加・協力を促進し、地域住民と行政との協働による公園の維持管理体制の充実を図ります。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の維持管理を継続するとともに、水害を最小限に止めるため河川の計画的な整備を進めます。 ・護岸擁壁の崩落等、施設の老朽化が著しく見受けられることから護岸改修等の計画を策定し、改修を図っていきます。 ・住民や事業者に対して身近な河川などの環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。

6. 玉城町空家等対策計画（令和2年3月）

（1）計画期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2025年度）

（2）空家等に関する基本的な方針

空家等の発生抑制対策の推進

- ・住民に対する情報提供を行い、空家等の管理を促し空家等の発生を抑制します。

空家等に対する活用の促進

- ・定住の促進に向け、空家等の活用の方法について検討します。
- ・売却や活用の向上のために、安全な空家の流通をめざすため、耐震化に対する取り組みを行います。

所有者等による適切な管理の促進

- ・空家等の適切な管理に関する情報の提供や啓発に努めます。
- ・特に管理不全な空家等については、特定空家等への指定及び対応を図ります。

相談体制の確立

- ・住民が相談しやすい体制の確立に努めます。
- ・将来にわたり持続的に空家等の発生予防や対策を行うために、行政や関係団体、住民が連携し空家等の対策を実行する体制づくりを行います。

（3）空家等の活用に関する具体的施策

- ・耐震改修・除却補助金の交付及び利用の働きかけ
- ・空家バンク設置の検討
- ・空家等の跡地の公益的な利活用の検討

7. 外城田川治水整備計画（令和元年 11 月）

（1）当面の治水整備計画

目標

- ・平成 29 年台風第 21 号洪水において発生した床上浸水の減少

対策内容

◆ハード対策

- ・玉城町の市街地において溢水被害が発生した箇所における流下能力向上対策、洪水の逆流対策等の実施（対象地区：外城田川橋～永楽橋、田丸大橋～田丸橋）

◆ソフト対策

- ・洪水浸水想定区域図の作成
- ・ハザードマップの更新
- ・避難計画の作成
- ・危機管理型水位計の設置・活用
- ・ため池の事前放流等の実施

（2）長期的な治水整備計画

- ・計画規模は、三郷川合流点下流は年超過確率 1/5、三郷川合流点上流は年超過確率 1/2 の洪水を安全に流下することを目標とする。
- ・甚大な浸水被害が発生した平成 29 年台風第 21 号洪水に対しては、計画河道から溢れずに流下することを目標とする。
- ・具体的な河川工事としては、洪水時の河川水位を低下させ、整備計画の目標流量を安全に流すことを目的として、主に河道掘削や引堤により河積を増大するとともに、堤防高が不足する区間については、堤防嵩上げを行うことにより、洪水被害の防止を図る。

8. 社会資本総合整備計画（令和2年2月）

(1) 命と暮らしを守る防災・安全対策による安全安心な道づくり（防災・安全）

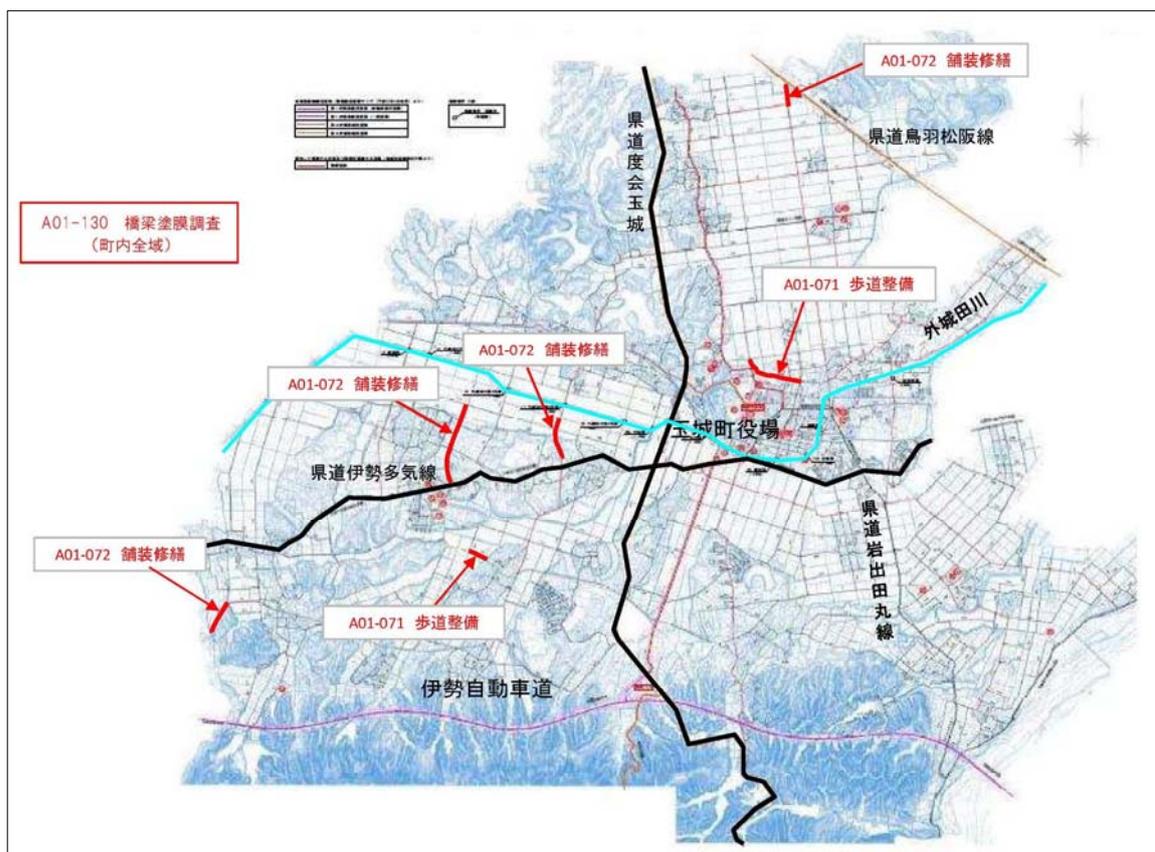
計画の期間

平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）

計画の目標

- ・道路施設の老朽化対策や防災・減災対策、生活空間の安全対策を推進することにより、道路利用者の安全安心を確保し、安心して暮らせる生活環境を構築する。

■事業内容



(2) 通学路等の生活空間における安心安全な道づくり（防災・安全）

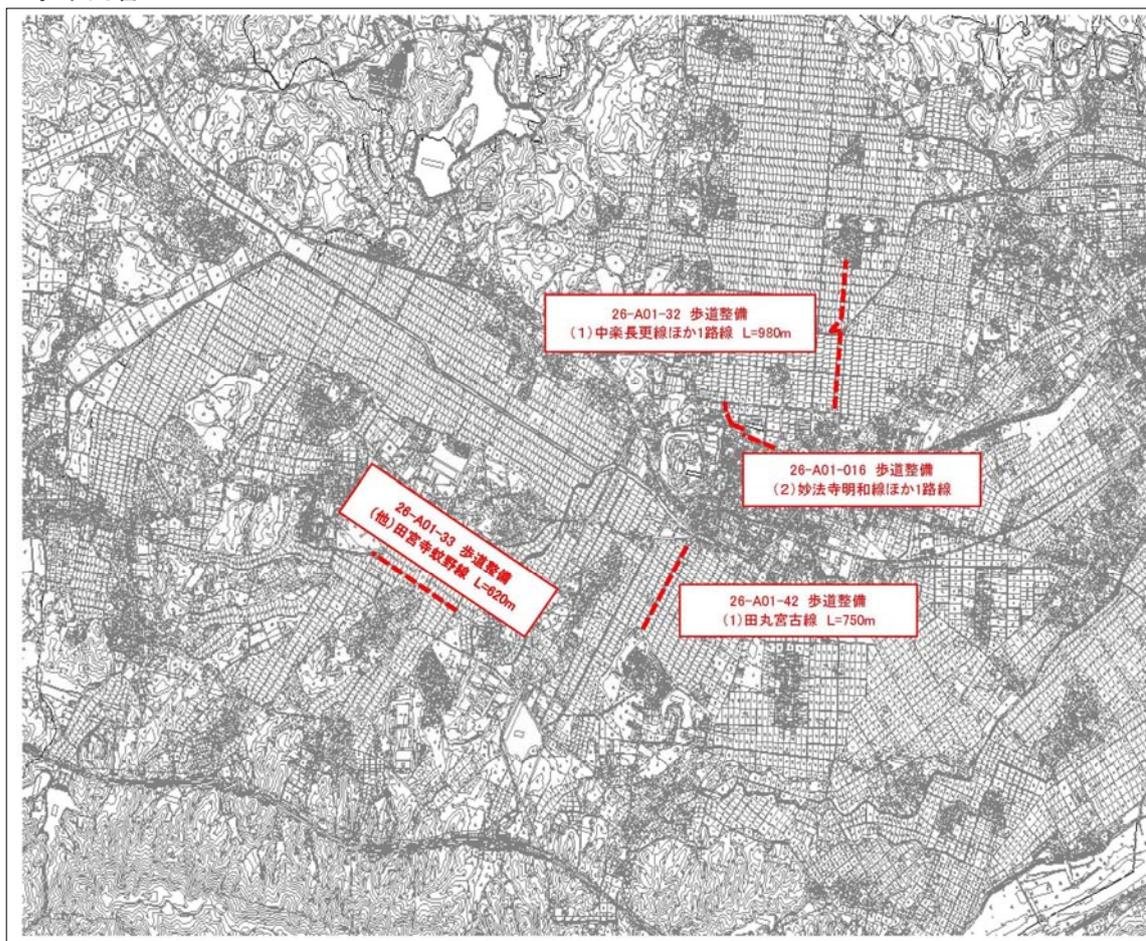
計画の期間

平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度）

計画の目標

- ・通学路交通安全プログラムに位置付けられた要対策箇所や、踏切道改良促進法により指定された踏切道について、重点的に対策事業を実施することにより、道路利用者の安全安心を確保する。

■事業内容



(3) 道路施設の適確な老朽化対策による安心安全な道づくり（防災・安全）

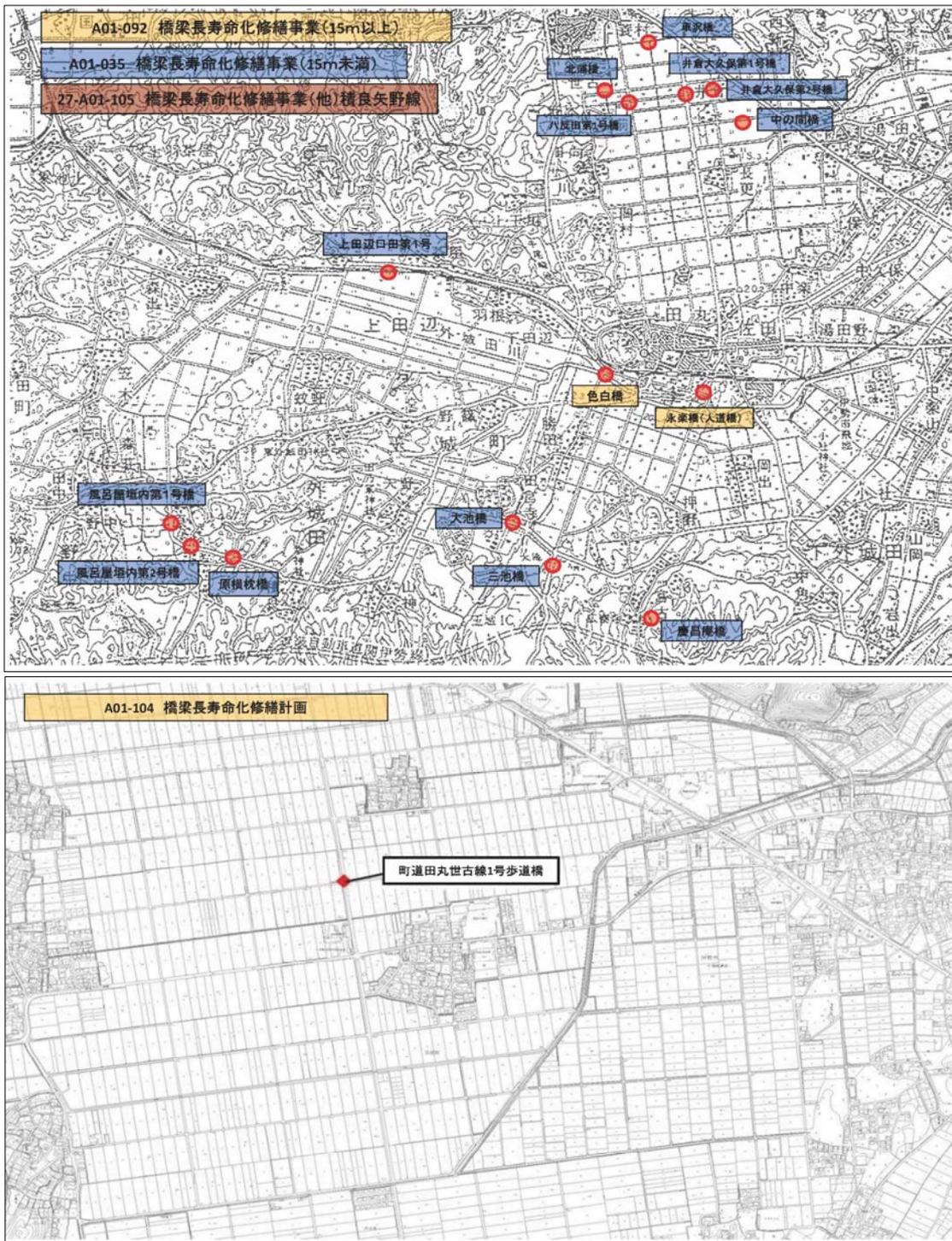
計画の期間

平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）

計画の目標

- ・道路施設の適確な老朽化対策を着実に実行することにより、安全かつ信頼できる道路環境の提供による道路利用者の安全安心を確保し、安心して暮らせる生活環境を構築する。

■事業内容



第3章 問題点・課題の整理

第3章 問題点・課題の整理

社会経済動向の変化と玉城町の現況特性を踏まえ、まちづくりの課題を整理すると、以下のとおりとなります。

●移住・定住を促す良好な住環境の形成が必要です。

<関連する玉城町の現況>

[2. 人口・世帯数]、[4. 土地利用]、[5. 市街化動向]、[6. 都市施設]、[7. 道路・交通]

今後、人口減少の進展により、空き家や空き地が増加し都市のスポンジ化が進行することで、防災上・防犯上の危険性が高まるなど周辺環境が悪化し、人口流出をさらに加速させることが予想されます。

玉城町の人口は、令和2年(2020年)に減少に転じ、少子高齢化も進行、転入人口の減少もみられるなど、今後も人口減少が進むものとされます。また、市街地に未利用地が多く残る一方で、開発指導要綱に該当しない無秩序な宅地化が町内各地で進行するなど低密度な土地利用となっており、市街地環境の悪化による人口流出が懸念されます。

このため、計画的な土地利用の推進により、道路・公園・下水道等の都市基盤が整った良好な市街地を形成する必要があります。

とりわけ、人口流出を抑制するためには子育て世代の移住・定住が重要であることから、子育てしやすい魅力的な住環境の形成が必要です。

<町民の意見>

- ・玉城町の現状として、「秩序ある土地利用、開発指導」の満足度が低くなっています。(問13①)
- ・めざすべきまちの将来イメージとして、「子育てしやすいまち」、「事故や犯罪が少なく安心して暮らせるまち」、「道路・公園・河川・上下水道などがよく整備されたまち」を望んでいる住民が多くなっています。(問14)
- ・子育て支援施策として、「子どもが犯罪、交通事故などから守られる地域環境の整備」、「安心して子どもを遊ばせることができる広場・公園などの整備」への期待が高くなっています。(問15)
- ・移住・定住施策として、「子育て支援・子育て環境の充実」、「空き家等を有効に活用するための支援」が求められています。(問16)

資料：第6次玉城町総合計画策定に向けた住民意識調査結果報告書（令和2年1月）

●地域資源を活用した産業の振興や観光・交流機能の強化が必要です。

＜関連する玉城町の現況＞

[1. 概要]、[2. 人口・世帯数]、[3. 産業]、[4. 土地利用]、[5. 市街化動向]、[6. 都市施設]、
[7. 道路・交通]

全国的な人口減少により地域社会を維持するための都市間競争が激化していることから、地域資源を活用した地方創生により、交流人口を積極的に呼び込むことが重要となっています。

玉城町は、古くから農業のまちとして栄え、近年は大規模な事業所の立地により製造業が基幹産業となってきましたが、自都市内就業率が低下するなど産業全体が衰退傾向にあります。

このため、企業誘致の促進による雇用の拡大や営農環境の保全など、産業の振興に向けた取組が必要です。

また、伊勢本街道・熊野街道などの歴史的な街道や豊かな自然環境を有していることから、これらの地域資源を活かした観光・交流機能の強化を図るとともに、産業・交流の基盤となる交通網の充実を図る必要があります。

＜町民の意見＞

- ・玉城町に住み続けるために必要なこととして、「周辺市町村や都市部への交通網の充実」、「働く場の充実」が求められています。(問 12)
- ・玉城町の現状として、「観光の振興」、「働く場の確保や就業・起業支援の取組」の満足度が低くなっています。(問 13①)
- ・めざすべきまちの将来イメージとして、「自然が豊かなまち」を望んでいる住民が多くなっています。(問 14)
- ・就業支援施策として、「企業誘致による雇用の拡大」が求められています。(問 18)
- ・文化財の保護施策について、「文化財等は町の歴史を語るものである」、「文化財は先祖から受け継いだ大切な資産で、未来へ継承していくべきものである」という回答が半数以上と多くなっています。(問 21)

資料：第6次玉城町総合計画策定に向けた住民意識調査結果報告書（令和2年1月）

●生活利便性の維持・向上が必要です。**<関連する玉城町の現況>**

[2. 人口・世帯数]、[3. 産業]、[4. 土地利用]、[5. 市街化動向]、[6. 都市施設]、[7. 道路・交通]

人口減少や少子高齢化の進行により、生活サービス施設が撤退することで都市の活力が衰退し、さらなる人口減少が進行する負のスパイラルに陥ることが懸念されています。

玉城町においても、ロードサイド型店舗の立地が進む一方、小規模な店舗の減少がみられるなど、身近な商業機能の低下が懸念されます。また、高齢化の進行により、医療・福祉に対する需要が増加する一方、自動車を運転できず生活サービス施設への移動に困る住民の増加が予想されます。

このため、商業・医療・福祉などの生活サービス機能が集約した拠点を形成するとともに、都市機能が集約した町内外の拠点へのアクセス性を強化するなど、誰もが生活しやすい都市環境を形成する必要があります。

<町民の意見>

- ・住みにくいと思う理由として、「交通の利便性が悪い」、「日常の買い物がしにくい」、「暮らしに関わる施設が整っていない」、「病院など医療施設が充実していない」という回答が多くなっています。(問 7-2)
- ・玉城町に住み続けるために必要なこととして、「周辺市町村や都市部への交通網の充実」、「医療機関の充実」、「買い物の利便性の向上」、「地域内の公共交通の充実」が求められています。(問 12)
- ・移住・定住施策として、「道路や公共交通など、交通網の充実」、「福祉・介護サービスの充実」が求められています。(問 16)

資料：第6次玉城町総合計画策定に向けた住民意識調査結果報告書（令和2年1月）

●災害に強いまちづくりの推進が必要です。

＜関連する玉城町の現況＞

[2. 人口・世帯数]、[9. 災害]

南海トラフ地震の発生予測や、近年の大型台風、集中豪雨による大規模な災害の頻発により、自然災害に対する不安が高まっています。

玉城町においても、南海トラフ地震をはじめ、宮川や外城田川の氾濫、大雨による土砂災害といった災害のリスクが高いことから、災害に強いまちづくりが必要とされています。

このため、自然災害による被害の低減に向けた防災・減災対策を推進する必要があります。

また、核家族化や高齢単身世帯の増加などによる地域コミュニティの希薄化が懸念されることから、災害時などにおいて住民同士の助け合いが機能するようなコミュニティづくりを進める必要があります。

＜町民の意見＞

- ・住みにくいと思う理由として、「人情が薄い（地域の人間関係が悪い）」という回答が多くなっています。（問 7-2）
- ・玉城町の現状として、「防災対策の取組」の重要度が高くなっています。（問 13①）
- ・防災対策として、「一時避難場所や避難路の整備」、「住宅の防火、耐震化への支援」、「地域で活動できる自主防災組織を強化する支援」などが求められています。（問 19）
- ・地域の自治活動に対して、「関心があり、現在活動に参加しており、今後も参加したい」、「関心はあるものの、現在は参加していないが、今後は参加したい」と参加意向を示している住民の割合が減少しています。（問 23）

資料：第 6 次玉城町総合計画策定に向けた住民意識調査結果報告書（令和 2 年 1 月）

●協働による持続可能なまちづくりへ更なる推進が必要です。**<関連する玉城町の現況>**

[2. 人口・世帯数]、[6. 都市施設]

人口減少・地域経済の衰退による歳入の減少や、高齢化の進行による医療・福祉分野の歳出の増加により、自治体の財政状況は厳しさを増しています。また、今後これまで集中的に整備されてきたインフラや公共施設の維持・更新にかかる費用が増大することが懸念されます。

玉城町においても、少子高齢化が進行し人口が減少する見込であることから、周辺地域との適切な役割分担や住民・事業者との協働による持続可能な地域経営が必要とされています。

<町民の意見>

- ・まちづくりの進め方として、「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら一緒に協働で取り組む」という回答が最も多くなっています。(問 25)
- ・協働のまちづくりのために必要なこととして、「住民と一緒にまちづくり活動を行う」、「まちづくりを考えたり、参加したりできる場や機会を提供する」などが求められています。(問 26)
- ・行財政改革として、「必要性の低い事務や事業の廃止・統合を行う」、「住民や民間などと連携するなど、民間のノウハウを積極的に導入する」、「代行できる公共サービスは民間に任せ、町は行政でしかできないサービスに特化する」などが重視されています。(問 27)

資料：第6次玉城町総合計画策定に向けた住民意識調査結果報告書（令和2年1月）

●まちづくりとSDGsの関わりが必要です。

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年 (2030 年) までを期限とする世界共通の目標です。

持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

我が国は、「SDGs 実施指針改定版 (令和元年 12 月 20 日)」のなかで、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている。」としています。

以上のことから、玉城町におけるまちづくりの目標と、「SDGs の目標」との関連を示すことで、本計画の実現による SDGs の推進を目指していくことが必要とされます。



【まちづくりと関連性の強いSDGsの目標】

- 目標 6：安全な水とトイレを世界中に
 - ・排水処理による水質の改善
- 目標 8：働きがいも経済成長も
 - ・生産活動や雇用創出の促進
 - ・経済成長と環境悪化の分断
- 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう
 - ・インフラ改良や産業改善による持続可能性の向上
- 目標 11：住み続けられるまちづくりを
 - ・交通の安全性の改善
 - ・安全で利用しやすい緑地や公共スペースの提供
 - ・環境上の悪影響の軽減
 - ・災害に対する強靱化
- 目標 13：気候変動に具体的な対策を
 - ・気候関連災害や自然災害に対する強靱性および適応力の強化
- 目標 14：海の豊かさを守ろう
 - ・海洋汚染の防止
- 目標 15：陸の豊かさを守ろう
 - ・自然生息地の劣化の抑制
- 目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう
 - ・効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップの奨励・推進

出典・引用：国際連合広報センターHP より

第4章 全体構想

第4章 全体構想

1. まちづくりの目標

(1) 将来フレーム

①人口フレーム

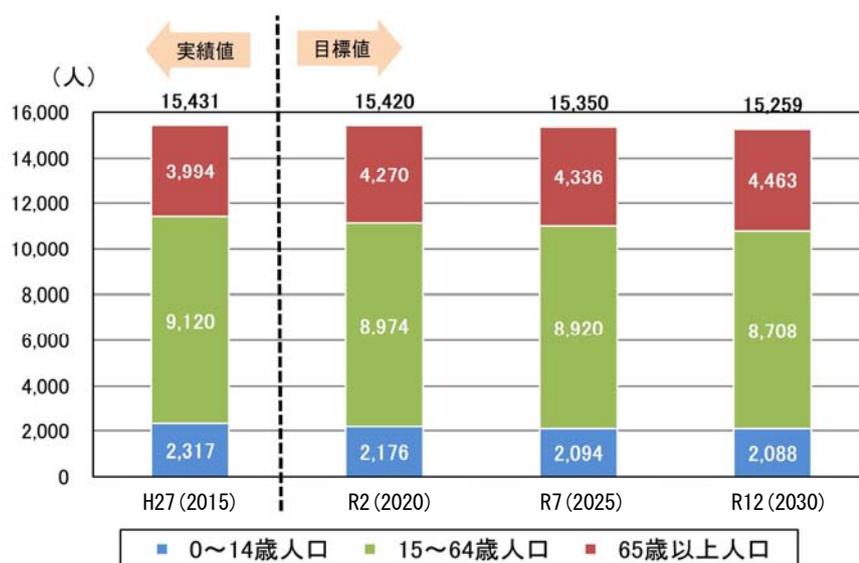
目標年次（令和12年（2030年））における人口約15,300人とします

玉城町の将来人口については、令和3年（2021年）3月に策定した「第6次玉城町総合計画」を基に設定します。

玉城町の将来人口については減少が見込まれますが、施策展開などにより、「出生率の上昇」、「転入超過の維持」を図り、人口減少の抑制を図ることとします。

このため、人口に直接つながる住宅市街地規模については、現状維持としていくものとします。（最新、2020年（令和2年）の国勢調査の人口は、15,041人です。）

■将来人口フレーム

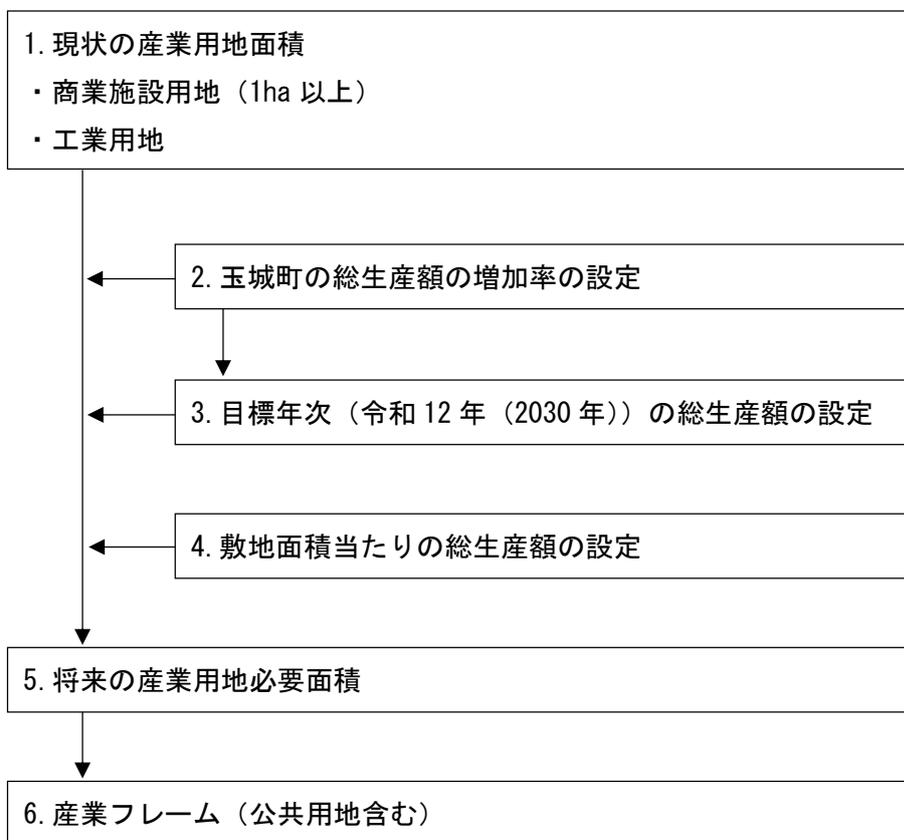


	実績値	目標値		
	H27(2015)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)
人口（全体）	15,431人	15,420人	15,350人	15,259人
0～14歳人口	2,317人	2,176人	2,094人	2,088人
15～64歳人口	9,120人	8,974人	8,920人	8,708人
65歳以上人口	3,994人	4,270人	4,336人	4,463人
0～14歳人口比率	15.0%	14.1%	13.6%	13.7%
15～64歳人口比率	59.1%	58.2%	58.1%	57.1%
65歳以上人口比率	25.9%	27.7%	28.2%	29.2%

資料：実績値は国勢調査、目標値は玉城町人口ビジョンの人口の将来展望

②産業フレーム

玉城町の産業フレームは、商・工業に関する産業の総生産の将来値を推計し、将来の総生産額を敷地面積当たりの総生産額（原単位）により除して、算出します。



●現状の産業用地面積

玉城町の産業用地面積は、平成30年度（2018年度）都市計画基礎調査によると、商業系宅地及び工業系宅地が、128.84haとなっています。

■現状の産業用地面積

区分	商業系 (ha) ①	工業系 (ha) ②	①+② (ha)
玉城町	44.41	84.43	128.84

資料：都市計画基礎調査

●県内総生産額の増加率の設定

三重県経済活動別市町内総生産において、玉城町の総生産で、商業及び工業にかかわる次頁に示す「製造業」から「不動産業」までの項目に限定し、平成21年度（2009年度）～平成30年度（2018年度）の期間の総生産から年間の平均増加率を設定しました。年間平均増加率は、1.0346と設定します。

■県内総生産額の増加率

(百万円)

項目	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
製造業	38,847	61,812	60,262	62,574	68,091	66,991	61,780	57,547	54,356	53,781
電気等	602	584	622	621	625	675	717	730	771	792
建設業	3,445	2,591	3,045	2,517	3,828	2,615	3,146	2,591	2,188	2,250
卸・小売	3,506	3,501	3,539	3,624	3,673	3,669	4,050	4,084	4,221	4,193
運輸等	1,291	1,337	1,380	1,342	1,300	1,328	1,277	1,276	1,275	1,365
宿泊等	375	362	369	460	605	731	766	839	817	901
情報通信	0	33	70	253	471	711	614	497	397	708
金融保険	964	939	887	839	849	830	819	779	739	768
不動産業	630	1,024	1,119	992	882	760	587	601	630	630
合計	49,660	72,183	71,293	73,222	80,324	78,310	73,756	68,946	65,394	65,388
前年増加率	0.98	1.45	0.99	1.03	1.10	0.97	0.94	0.93	0.95	1.00
平均増加率	1.0346/年									

資料：三重県経済活動別市町内総生産

●目標年次（令和12年（2030年））の総生産額の設定

三重県経済活動別市町内総生産より、玉城町の総生産額で、商業及び工業にかかわるものとして、「製造業」から「不動産業」までの項目について、平成21年度(2009年度)～平成30年度(2018年度)を上記の表にて示しました。

玉城町の目標年次（令和12年(2030年)）の商業及び工業の総生産額は、92,522百万円と推計しました。

■玉城町の総生産額の設定

(百万円)

項目	平成30年度 (2018年度)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
総生産額	65,388	69,910	81,216	92,522

資料：三重県経済活動別市町内総生産

●敷地面積当たりの総生産額の設定

玉城町の商業及び工業用地は、「現状の産業用地面積」で整理したように128.84haあり、平成30年度(2018年度)の商業及び工業の総生産額は65,388百万円であることから、玉城町の商業及び工業の敷地面積当たりの総生産額は、507.51百万円/haとなります。

●産業用地必要面積

将来（令和12年（2030年））の玉城町の商業及び工業用地は、敷地面積当たりの総生産額と将来の総生産額の関係から算出します。

■産業用地必要面積

項目	平成30年度 (2018年度)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
総生産額	65,388百万円	69,910百万円	81,216百万円	92,522百万円
敷地面積当たりの総生産額	507.51百万円/ha			
産業用地	128.84ha	137.75ha	160.03ha	182.30ha
産業用地必要面積（対H30）	—	8.9ha	31.2ha	53.5ha

●産業フレーム

産業用地必要面積に、道路等の公共用地を計上して、産業フレームとして算出します。

■産業フレーム

項目	平成30年度 (2018年度)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
産業用地	128.84ha	137.75ha	160.03ha	182.30ha
産業用地必要面積（対H30）	—	8.9ha	31.2ha	53.5ha
公共用地率	30%			
産業フレーム	—	12.7ha	44.6ha	76.4ha

令和7年（2025年） $31.2\text{ha} \times (1 \div (1-30\%)) = 44.6\text{ha}$

令和12年（2030年） $53.5\text{ha} \times (1 \div (1-30\%)) = 76.4\text{ha}$

③将来市街地フレーム

玉城町の将来の市街地フレームは、前述までの算定などに基づき、下記に整理しました。

■将来市街地フレーム

区分	現況市街地規模 (ha)	令和12年（2030年）までの新規土地需要推計値 (ha)	将来市街地規模 (ha)
住居系市街地	238.1 (住居系用途地域)	—	238.1
産業系市街地	20.7 (産業系用途地域)	76.4※	97.1
計	258.8	76.4	335.2

※産業系市街地の数値は、これまでの産業系の総生産額に基づき、現状までの経済活動が将来的に推移した場合の推計値です。

玉城町の将来の市街地フレームは、目標年次までに最大335.2ha、現状より76.4haの増加を想定しました。

(2) 将来像

本計画の上位計画である「第6次玉城町総合計画」では、将来に向けてより良い玉城町を実現するための基本的考え方として、「【継承・育成】まちの良さを守り育てる」、「【挑戦・希望】将来の希望につなげる」、「【協働・創造】みんなとともに創る」の3つを掲げ、まちの将来像を「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」とし、「安心して暮らせるまち」、「元気に暮らせるまち」、「ふるさととして誇れるまち」を目指しています。

本計画は、「第6次玉城町総合計画」の実現を目指し、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への対応、人口減少を抑制する快適で安全な居住環境の整備や地域活力の維持・向上を図るための土地利用や都市施設の整備方針等を示す計画であることから、「第6次玉城町総合計画」との整合を図り、将来像を以下のように設定します。

第6次玉城町総合計画の将来像

《まちづくりの基本的考え方》

継承・育成 まちの良さを守り育てる

挑戦・希望 将来の希望につなげる

協働・創造 みんなとともに創る

《まちの将来像》

だれもが安心して、元気に暮らせるまちふるさと玉城

■安心して暮らせるまち ■元気に暮らせるまち ■ふるさととして誇れるまち



都市計画マスタープランの将来像

だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城

(3) まちづくりの方針

将来像を実現するため、「まちづくりの方針」を以下のように設定します。

①まちの活力を高める魅力的なまちづくり

定住人口を維持するため、計画的な土地利用の推進により、無秩序な開発を抑制するとともに、道路・公園・下水道等の都市基盤が整った良好な市街地の形成を図ります。とりわけ、子育て世代の移住・定住を促進するため、身近な遊び場の整備や防犯対策・交通安全対策の充実など、子育てしやすく景観的にも優れた魅力的な住環境の創出を図ります。

また、企業誘致に向けた産業用地の確保や道路網の強化、農業生産環境の保全や農地の効率的な活用、田丸城址や伊勢本街道・熊野街道などの歴史的資源を活かした街並みの形成、豊かな自然環境を活かした交流拠点の整備など、地域資源を活用した産業の振興や観光・交流機能の強化により交流人口・関係人口の増加を図ることで、活力のあるまちづくりを目指します。

【対応課題】

- ・ 移住・定住を促す良好な住環境の形成
- ・ 地域資源を活用した産業の振興や観光・交流機能の強化
- ・ 生活利便性の維持・向上
- ・ まちづくりとSDGsの関わりが必要

②誰もが安全・快適に暮らせるまちづくり

今後の人口減少や少子高齢化の進行を見据えた生活環境を形成するため、空き家・空き店舗の活用などにより、商業・医療・福祉などの生活サービス機能が集約した拠点の形成や拠点周辺への居住の誘導を図るとともに、道路網や公共交通の充実により都市機能が集約した町内の拠点や玉城町にはない都市機能を有する周辺地域へのアクセス性を強化するなど、生活利便性の向上を図ります。

また、南海トラフ地震や宮川・外城田川の氾濫、大雨による土砂災害などの被害を低減するため、治山・治水対策の推進や建物の耐震化の促進、狭隘道路の拡幅やオープンスペースの確保など、防災・減災対策を推進するとともに、住民同士の助け合いが機能する地域コミュニティの形成を図るなど、誰もが安全・安心に暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

【対応課題】

- ・ 災害に強いまちづくりの推進
- ・ 協働による持続可能なまちづくりへの転換
- ・ まちづくりとSDGsの関わりが必要

③協働による持続可能なまちづくり

今後の財政状況の悪化を見据えた持続可能な地域経営への転換を図るため、周辺地域と協力しながら事務・事業運営に努めるとともに、住民・事業者の協力によるインフラ・公共施設の効率的な維持・管理、住民主体で行う活動への支援・促進など、住民と行政が連携して取り組む協働のまちづくりを目指します。

【対応課題】

- ・ 協働による持続可能なまちづくりへの転換
- ・ まちづくりとSDGsの関わりが必要

(4) 将来都市構造

将来像の実現に向けて、玉城町が目指すべき将来都市構造を以下のように設定します。

①拠点

●都市拠点

- ・JR 田丸駅及び玉城町役場周辺は、玉城町の中心的な役割を担うエリアであることから「都市拠点」と位置づけ、商業・医療・福祉などの生活サービス機能の維持・集約やアクセス性の強化により、生活利便性の維持・向上を図ります。

●歴史文化交流拠点

- ・田丸城址周辺を「歴史文化交流拠点」と位置づけ、玉城町の歴史を感じることができる空間の保全・整備により、観光・交流機能の強化を図ります。
- ・玄甲舎周辺についても、「歴史文化交流拠点」と位置づけ、町民の文化活動や地域活動に資する機能の維持・増進を図ります。

●自然交流拠点

- ・大仏山公園周辺を「自然交流拠点」と位置づけ、広域的な交流・レクリエーションに資する緑地として、機能の維持・増進を図ります。
- ・アスピータ玉城（弘法温泉）周辺についても、「自然交流拠点」と位置づけ、温泉や自然環境を活用した観光・交流機能の維持・向上を図ります。

●水と緑の拠点

- ・たまき水辺の楽校周辺を「水と緑の拠点」と位置づけ、自然に親しめる空間の形成を図ります。

●産業集積拠点

- ・積良工業団地周辺を「産業集積拠点」と位置づけ、周辺環境に配慮しつつ、操業環境の維持や計画的な企業誘致を推進することで工業機能の集積を図ります。

②軸

●広域連携軸

- ・伊勢自動車道を「広域連携軸」として位置づけ、広域的な交流・連携の基盤としての機能の維持を図ります。

●地域連携軸（道路）

- ・(主) 伊勢多気線、(主) 鳥羽松阪線、(主) 伊勢大宮線、(主) 度会玉城線、(一) 玉城南勢線、(一) 田丸停車場斎明線を「地域連携軸」として位置づけ、周辺地域との移動や町内の移動を支える幹線道路として、機能の維持・強化を図ります。
- ・(主) 鳥羽松阪線沿道やサニーロード((一) 玉城南勢線、(一) 田丸停車場斎明線) 沿道は、周辺環境に配慮した沿道型商業機能の維持・形成を図ります。

●地域連携軸（鉄道）

- ・JR 参宮線を「地域連携軸」として位置づけ、JR 田丸駅周辺の整備やアクセス性の強化による利便性の向上を図り、町外との移動を支える公共交通機能を維持します。

●水と緑のネットワーク軸

- ・外城田川、宮川、汁谷川を「水と緑のネットワーク軸」として位置づけ、水辺環境の保全や親水空間の整備により、玉城町の豊かな自然環境を有機的に結ぶネットワークの形成を目指します。

●歴史連携軸

- ・伊勢本街道、熊野街道、熊野脇道を「歴史連携軸」として位置づけ、周辺の景観要素と一体となった歴史的な景観の保全を図るとともに、沿道のまちづくりやまち並み形成を進めることで新たな街道文化の創造を目指します。

③ゾーン

●市街地ゾーン

- ・中心部の用途地域を「市街地ゾーン」と位置づけ、計画的な土地利用の推進により、都市基盤の整った良好な市街地環境の形成や居住の誘導を図ります。

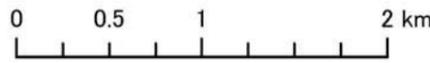
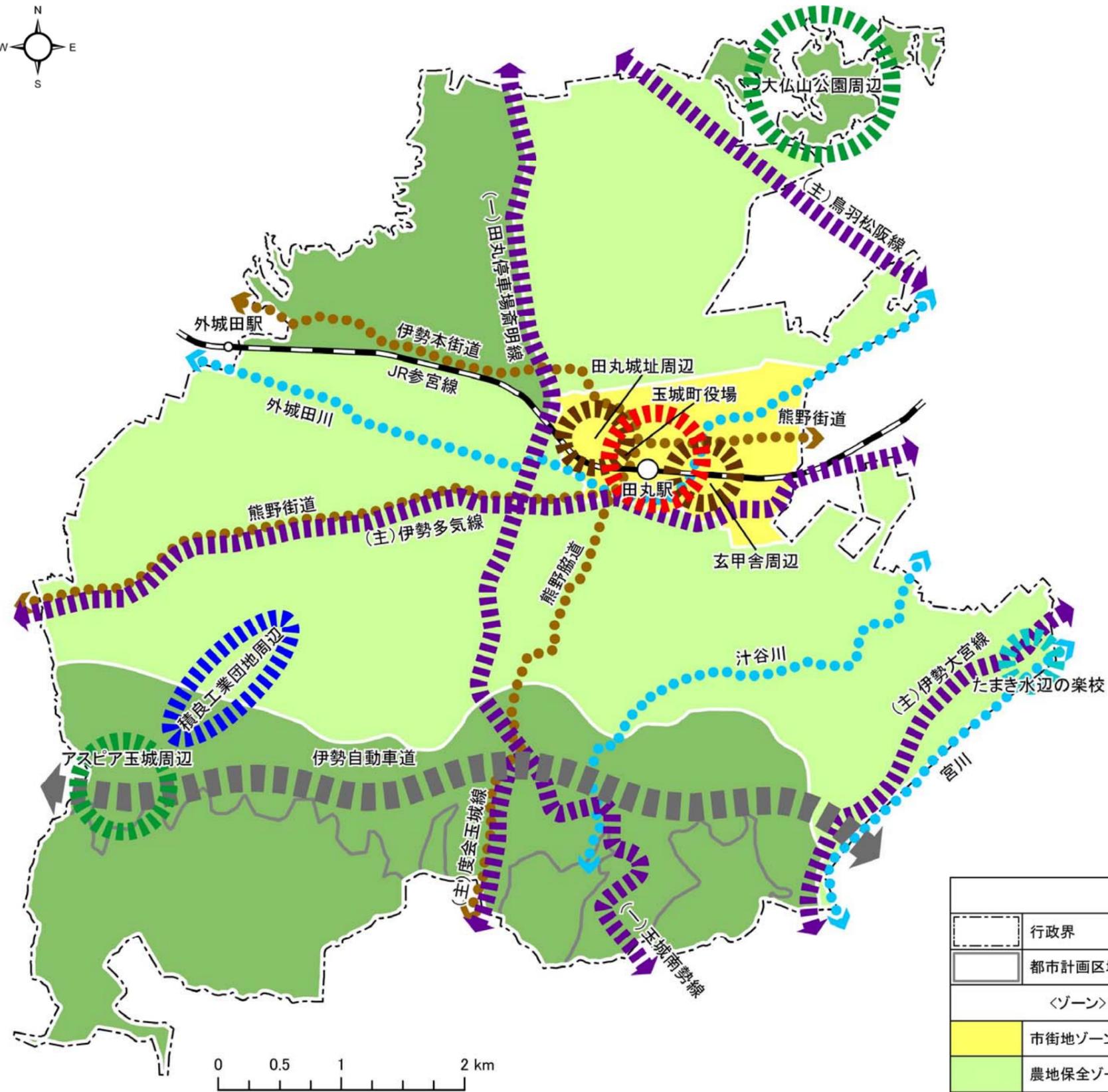
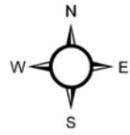
●農地保全ゾーン

- ・優良農地が広がる地域を「農地保全ゾーン」と位置づけ、営農環境を保全するとともに、集落環境の維持を図ります。

●自然環境ゾーン

- ・国東山系の林地や玉城丘陵など、豊かな自然環境が広がる地域を「自然環境ゾーン」と位置づけ、一体的な保全に努めるとともに、交流・レクリエーションの場としての活用を図ります。

■ 将来都市構造



凡例			
	行政界	<拠点>	<軸>
	都市計画区域	都市拠点	広域連携軸
<ゾーン>		歴史文化交流拠点	地域連携軸(道路)
	市街地ゾーン	自然交流拠点	地域連携軸(鉄道)
	農地保全ゾーン	水と緑の拠点	水と緑のネットワーク軸
	自然環境ゾーン	産業集積拠点	歴史連携軸

2. 分野別方針

(1) 土地利用の方針

①市街地（市街地ゾーン）

- ・市街地ゾーンにおいては、ある程度の混在を認めながら用途分離を図り、用途に見合った市街地形成を促進します。
- ・建て替えや共同化、耐震化の促進、空き家の除却・活用等による建物のリフレッシュと併せて都市基盤の整備を推進し、景観形成にも配慮しながら、居住環境と安全性の向上を図ります。
- ・歴史文化交流拠点に位置づけた田丸城址から玄甲舎にかけての市街地については、城下町の面影を残すまちなみ整備や案内サインの整備等による観光客の受入環境の充実を目指します。また、(文化財の) 県指定を受けている田丸城址については、国指定に向けた要望を推進します。

●住居系

- ・既に住宅地が形成されている地域においては、都市基盤の整備や空き家・空き地の利活用などによる居住環境の維持・向上に努めます。
- ・住宅の耐震化やユニバーサルデザインに配慮した住まいづくりの促進、防犯環境の充実などにより、安全性の向上を図ります。
- ・住居系の用途地域指定区域内のうち集積度の低い地域については、地籍調査を推進し、道路・公園・下水道等必要な都市基盤整備と一体となった宅地開発を促進します。

●商業系

- ・近隣商業地域が指定されている JR 田丸駅周辺においては、空き店舗の活用や事業継承の支援、各種イベントの開催などにより、既存機能の維持や向上を図ります。
- ・高齢化の進展等を視野に入れ、公共交通の利便性向上や医療・福祉などの生活サービス機能の維持・集約を図ります。

●工業系

- ・佐田地区に立地している大規模工場については、条例等に基づく周辺環境への配慮を促進し、操業環境の維持を図ります。
- ・低未利用地が多く残されている中楽地区の工業地域については、既存ストックを活用しつつ必要な基盤整備を進め、周辺の居住環境や自然環境に配慮しながら企業誘致を促進します。

②市街地外（農地保全ゾーン・自然環境ゾーン）

- ・持続可能なまちづくりの観点から市街地ゾーンへの居住の誘導を図るため、隣接都市（伊勢市や明和町）との規制内容の相違に留意しつつ、市街地外の一部で進展している虫食いの宅地化の抑制を図ります。
- ・郊外に分布する居住水準の高い住宅地については、公園整備や空き家対策・交通安全対策の強化などにより、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の保全に努めます。
- ・既存集落地においては、道路・下水道等の都市基盤の整備や空き家対策の強化などにより、居住環境の維持・改善に努めます。
- ・(主) 鳥羽松阪線沿道においては、適切な開発指導により周辺環境に配慮しながら商業施設の立地を誘導し、沿道型商業機能の維持・形成を図ります。
- ・サニーロード沿道においては、伊勢志摩エリアにおけるドライブルートとして機能していることから、市街地ゾーンと一体となった観光関連機能の集積を進めます。
- ・産業集積拠点に位置づけた積良工業団地については、農業との土地利用調整や工場敷地内の緑地面積率、環境施設面積率を定める条例等に基づく周辺環境への配慮を行いながら企業誘致を推進します。
- ・町南部に分布する既存の大規模工場については、玉城町環境保全条例等に基づき、周辺環境に配慮しながら工場の拡張整備を促進します。
- ・北東部の住工混在地区を形成する小規模工場については、移転集約化のほか、緩衝性、防音性の強化などによる周辺環境との調和や、隣接する工業系用途地域との連続性を考慮した工業地の形成など、操業環境の維持に向けた対策を検討します。
- ・一体的に維持すべき優良農地については、耕作放棄地の発生防止・活用や、老朽化する農道の改修など、長期にわたる営農を前提とした効率的な農地利用と農業基盤の整備を図ります。
- ・国東山系の林地や玉城丘陵、外城田川をはじめとする河川、点在するため池など、市街地外に広がる豊かな自然環境については、一体的な保全に努めるとともに、住民利用や観光的利用を促すレクリエーション、自然体験学習などの場として活用を図ります。

【土地利用の方針によるSDGsの目標実現内容】



(2) 都市施設等の整備方針

①道路・交通

●道路

- ・自動車から歩行者交通に至る総合的な道路交通体系の充実を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備及びその整備のあり方についての検討を推進するとともに、通行帯の明示や交通安全施設の整備、バリアフリー対策等による安全な歩行者空間の確保に努めます。
- ・広域連携軸である伊勢自動車道については、広域的な交流・連携を支える機能の維持を図ります。
- ・町内を通る県道については、周辺地域及び町内における移動を支える機能や防災機能の維持・強化を図るため、必要な整備を促進します。
- ・周辺路線の渋滞緩和や大規模災害への備えを強化するため、新たな宮川架橋の整備を検討します。
- ・円滑な道路交通や歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、町道の拡幅整備や道路・橋梁の計画的な修繕等による適正な維持管理、歩行環境の整備を推進します。
- ・既存道路と分離する形で歩道や自転車道、ポケットパークなどを設置し、人に優しいアメニティ性の高い移動空間の整備を進めることで、町民同士のコミュニケーションによる地域コミュニティの醸成を促進します。
- ・農道・耕作道については、適正な維持・保全及び整備を促進します。

●公共交通

- ・JR 参宮線については、JR 田丸駅周辺の再整備や快速みえ等の運行本数増加の要望など、町外との移動を支える機能の強化に努めます。
- ・路線バス伊勢玉城線については、町外への移動手段として維持するため、利用を促進します。
- ・元気バスについては、他市町への運行や多様化するニーズへの対応など、利便性の高い移動手段となるように見直し検討を図ります。
- ・今後の更なる人口減少や高齢化の進行、デジタル化の進展等を見据えて、自動運転や乗り合いタクシーなども含めた、新たな公共交通体系の構築を検討します。

【都市施設等の整備方針(道路・交通)によるSDGsの目標実現内容】



②河川・下水道等

●河川

- ・外城田川、宮川については、河川整備計画に基づく河川改修等を促進します。
- ・町内を流れるその他の河川についても、水害を防止・軽減するため、計画的な整備や維持管理を推進します。
- ・近年、気候変動の影響等により全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化しているなか、流域のあらゆる関係者が協働して治水に取り組む流域治水を推進します。
- ・豊かな水面空間を積極的に活用し、町民や、より広域からの利用を促すため、たまき水辺の楽校の充実や河川沿いの散策路などの親水空間の整備、良好な水辺環境の保全に努めます。

●上下水道

- ・将来の人口減少や事業所等の自己水源（井戸等）などにより、使用水量が減少していくことから、効率的な管網整備や老朽化した施設の更新及び耐震化を図るとともに、需要減少を踏まえた水源施設のダウンサイジングも視野に検討します。
- ・玉城町生活排水処理基本計画（R2 更新）に準じ、公共下水道の整備を継続して推進するとともに、下水道への接続を促進します。
- ・公共下水道事業区域外においては、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、施設の耐震化・老朽化対策を推進します。
- ・下水道施設については、定期的な点検等により施設の長寿命化を図るとともに、浸水対策の強化や災害発生時の応急復旧体制の充実を図ります。
- ・公共下水道事業区域であっても、家屋の密度、合併処理浄化槽の普及状況や整備コストなど、地域の実情に応じた検討を行い、必要に応じて下水道整備区域の縮小及び、汚水処理手法を見直します。
- ・今後予想される人口減少、施設の老朽化等を踏まえ、将来にわたり事業継続できるよう中長期の財政・投資計画を策定するとともに、公共下水道事業と農業集落排水事業の統廃合を進めるなど、適切な事業運営を図ります。
- ・適正な料金で供給できるよう、経営の健全化、合理化を図ります。

【都市施設等の整備方針(河川・下水道等)によるSDGsの目標実現内容】



③公園・緑地等

●公園・緑地等

- ・大仏山公園については、広域的な交流・レクリエーションに資する緑地として、周辺環境も含め適切に維持するとともに、必要に応じて機能の増進を図ります。
- ・城北公園については、文化、スポーツ、憩いの場として住民の交流拠点となるように、文化・スポーツ施設の整備に合わせて公園の再整備を進めます。
- ・適正な規模・必要性を検討しながら都市公園の整備を進めるとともに、ポケットパークや町民農園など、多様なニーズに対応した公園整備を推進します。
- ・既存の公園については、安全・快適に利用できるよう、トイレや休憩所等の整備やバリアフリー化、施設の適切な維持管理を推進するとともに、被災時の一時避難場所としての利用を想定した防災機能の充実を図ります。
- ・公園の整備や維持管理にあたっては、住民参加の仕組みを積極的に導入し、地域ニーズに見合った公園の確保に努めます。
- ・アスピータ玉城（弘法温泉）を中心としたエリアに、温泉とオートキャンプ場（またはキャンプ場）が一体化したレジャー・レクリエーション型の公園・緑地の整備を推進します。
- ・外城田川、宮川（たまき水辺の楽校を含む。）、汗谷川などの河川沿いにおいては、散策路や自転車道等の整備により、玉城町の豊かな自然環境を有機的に結ぶネットワークを形成するとともに、その周辺に自然観察ゾーン、自然農園等を整備するなど、自然と融合した多様な機能の充実を図ります。

【都市施設等の整備方針(公園・緑地等)によるSDGsの目標実現内容】



●景観

- ・外城田川をはじめとする河川やその周囲に広がる田園風景、市街地を取り囲む山林など、個性ある景観の保全を図るとともに、これらと調和した魅力的な景観を形成するため、三重県景観計画等に基づく適切な指導・助言を行います。
- ・田丸城址周辺や歴史連携軸として位置づけた伊勢本街道、熊野街道、熊野脇道については、沿道のまちづくりやまちなみ形成を促進し、周辺の景観要素と一体となった歴史的景観の保全・創出を図ります。
- ・田丸城址や指定文化財などの歴史・文化資源の整備・活用により、歴史的まちづくりを推進します。
- ・身近な道路や河川などにおいて、清掃活動や花を植える等の環境美化活動への積極的な参加を促進するとともに、地域住民による公園、街路デザイン等を取り入れたボトムアップ型景観デザインの推進など、住民・事業者と一体となった景観形成を図ります。

【都市施設等の整備方針(景観)によるSDGsの目標実現内容】



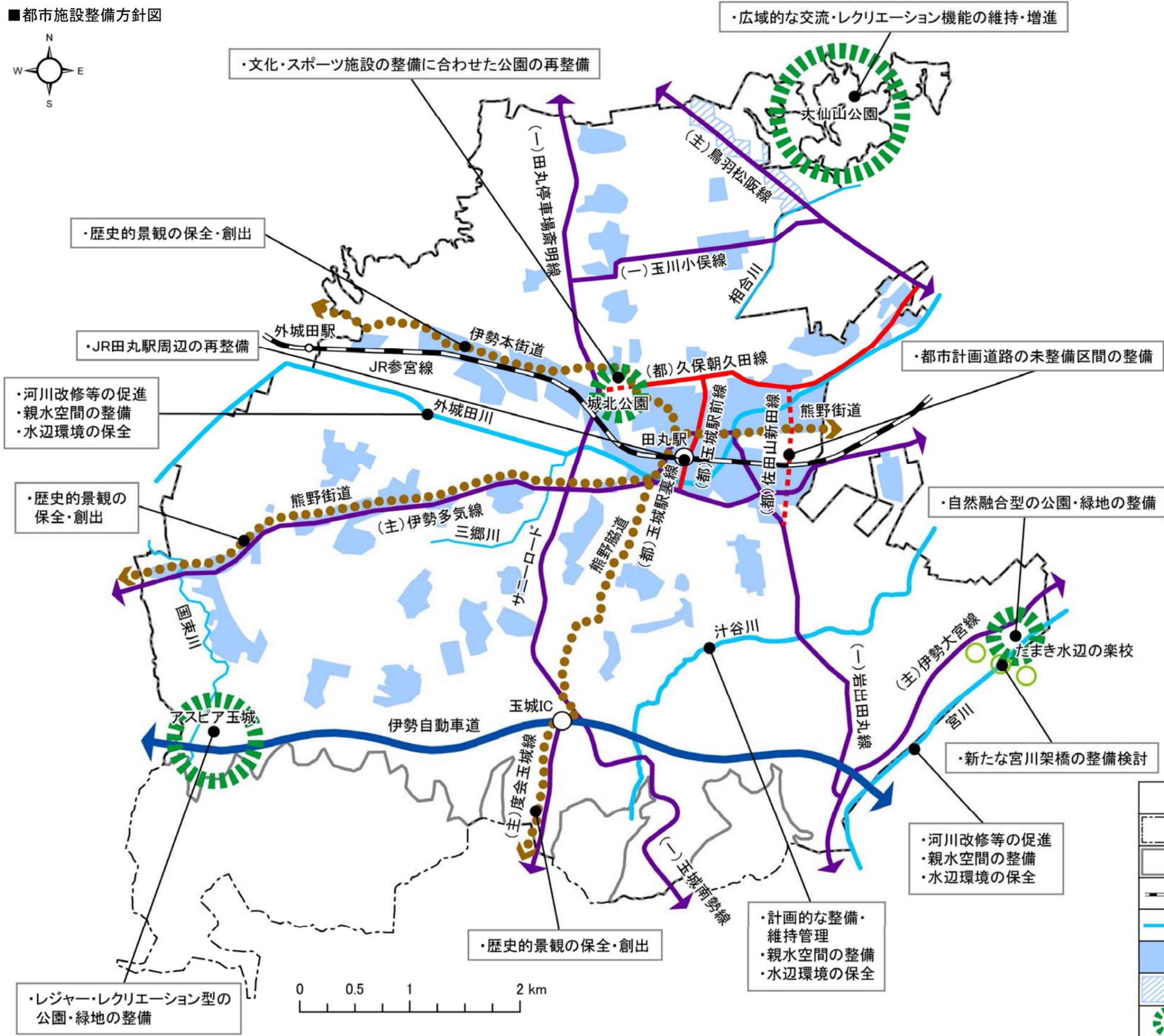
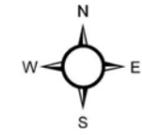
④その他の施設

- ・廃棄物処理施設については、適切な維持管理に努めるとともに、新施設の稼働に向けて、適正な処理体制を検討します。
- ・今後の財政状況の悪化を見据えて、計画的な更新・統廃合・長寿命化や広域行政による効率的な事務分担などにより、公共公益施設等の適正な配置や維持管理を図るとともに、指定管理者制度の導入等による財政負担の軽減・平準化などにより、持続可能な公共サービスの提供に努めます。

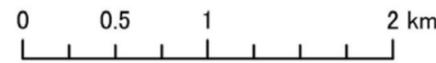
【都市施設等の整備方針(その他の施設)によるSDGsの目標実現内容】



■都市施設整備方針図



凡例			
	行政界		伊勢自動車道
	都市計画区域		県道
	JR参宮線		都市計画道路(整備済)
	主要な河川		都市計画道路(未整備)
	公共下水道(整備済)		宮川架橋
	公共下水道(未整備)		歴史連携軸
	公園・緑地等		



(3) 都市防災の方針

- ・玉城町では、過去に浸水被害を受けていることや、地震・土砂災害等の危険性を想定しています。このため、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に即した土地利用検討区域の設定について検討していきます。
- ・土砂災害の危険性が高い地域については、宅地化を抑制するほか、水源涵養機能を持つ樹林地等の保全や急傾斜地崩壊対策事業等の推進を図ります。
- ・水害を最小限に止めるため、河川やため池等の改修を促進するとともに、洪水等の危険性が高い地域における開発の抑制や開発行為における雨水流出抑制施設の設置などの治水対策を推進します。
- ・災害発生時に円滑な避難や緊急輸送等を実施するため、狭隘道路の拡幅や道路・橋梁の計画的な点検、修繕、耐震化等を促進・推進します。
- ・住宅等の耐震化や空き家対策を促進し、災害発生時の道路機能の確保や建物倒壊による直接的な被害の軽減を図ります。
- ・災害時における日常生活への影響を最小限にするため、上下水道などのインフラ施設の更新や耐震化等を効率的かつ計画的に進めます。
- ・公園等を活用した一時避難場所の確保に努めます。
- ・自主防災組織の未設置地区における組織化を図り、自主的な防災活動を促進するなど、地域防災体制の強化に努めます。

【都市防災の整備方針によるSDGsの目標実現内容】



(4) その他まちづくりの方針

- ・人口減少や高齢化の進行、価値観の多様化やデジタル化の進展、新型コロナウイルスの影響によるライフスタイルの変化など、将来日本が迎える社会に対応し、より住みよいまちづくりを進めるため、ICTの活用や情報通信環境の整備など新たな社会資本の整備を進めます。
- ・今後ますます進展する高齢化社会に対応し、誰もが住みよい環境を形成するため、個々の住宅をはじめ、道路や各種施設など公共空間における段差の解消や車椅子用通路の設置など、ユニバーサルデザインを取り入れた快適な生活空間の整備を進めます。
- ・住民が交流や生活情報の入手ができる場の確保・充実を図るとともに、小学校区を中心とした地域コミュニティの形成を促進します。
- ・持続可能なまちづくりを推進するため、住民や事業者に対し地域活動への積極的な参加を促すなど、住民と行政が協働で取り組む体制の構築を図ります。
- ・上記に示す「小学校区を中心とした地域コミュニティの形成」、「住民と行政で取り組む体制の構築」の考えを踏まえ、地域コミュニティの形成を図るため、小学校の教室等を活用し、「高齢者施設」、「地域生活交流施設」、「来訪者（観光客等）休憩施設」など、様々な複合的利活用を推進していくために、地域の「担い手づくり」から上記施設導入に向けた「社会実験」を繰り返し、地域が必要とし、末永く地域コミュニティの形成に資する機能・施設の導入を、地域住民と行政の取り組む体制ともども検討していきます。

【その他まちづくりの方針によるSDGsの目標実現内容】



第5章 重点的まちづくり施策

第5章 重点的まちづくり施策

1. 基本的な考え方

玉城町の将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を実現するため、分野別方針を着実に実施していくものとします。

ここでは、分野別方針の中でも、特に重点的に実施すべき方針について、施策などを想定して、その実現を目指していくものとして設定します。

1つ目の重点的まちづくりとしては、まちづくりの方針の「誰もが安全・快適に暮らせるまちづくり」を実現するため、日常面として道路・交通に対する施策、万が一の面としてハザードに対する施策を設定します。

2つ目の重点的まちづくりとしては、まちづくりの方針の「まちの活力を高める魅力的なまちづくり」を実現するため、土地利用、地域コミュニティの形成に対する施策を設定します。

2. 重点的まちづくり施策

(1) 誰もが安全・快適に暮らせるまちづくりを目指して

①道路・交通

●道路 ⇒【担当課：建設課】

- ・自動車から歩行者交通に至る総合的な道路交通体系の充実を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備及びその整備のあり方についての検討を推進するとともに、通行帯の明示や交通安全施設の整備、バリアフリー対策等による安全な歩行者空間の確保に努めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 都市計画道路の整備のあり方の検討
- [ハード] 都市計画道路の未整備区間の整備等推進
- [ハード] 道路における通行帯の明示
- [ハード] 交通安全施設の整備推進
- [ハード] 道路等のバリアフリー対策の実施

- ・周辺路線の渋滞緩和や大規模災害への備えを強化するため、新たな宮川架橋の整備を検討します。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 宮川架橋の整備検討（関係機関等への整備要請等を含めた協議）

- ・円滑な道路交通や歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、町道の拡幅整備や道路・橋梁の計画的な修繕等による適正な維持管理、歩行環境の整備を推進します。

【重点的まちづくり施策】

- [ハード] 町道の拡幅整備
- [ハード] 道路・橋梁の修繕計画等に基づく適正な維持管理の実施
- [ハード] 歩行環境の整備推進

●公共交通 ⇒【担当課：総務政策課・保健福祉課】

- ・JR 参宮線については、JR 田丸駅周辺の再整備や快速みえ等の運行本数増加の要望など、町外との移動を支える機能の強化に努めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] JR 田丸駅周辺の再整備の検討
- [ハード] JR 田丸駅周辺の再整備の推進
- [ソフト] 快速みえ等の運行本数増加の要望

- ・路線バス伊勢玉城線については、町外への移動手段として維持するため、利用を促進します。
- ・元気バスについては、他市町への運行や多様化するニーズへの対応など、利便性の高い移動手段となるように見直し検討を図ります。
- ・今後の更なる人口減少や高齢化の進行、デジタル化の進展等を見据えて、自動運転や乗り合いタクシーなども含めた、新たな公共交通体系の構築を検討します。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 路線バスの利用促進に向けたPR等の実施
- [ソフト] 元気バスにおけるニーズに対応した見直し検討
- [ソフト] 時代の変化に合わせた新たな公共交通体系の検討

誰もが安全・快適に暮らせるまちづくりを目指して

内容		短期	中期	長期	
道路	都市計画道路	ソフト	整備のあり方の検討		
		ハード		未整備区間の整備等推進	
	歩行者空間	ハード	道路における通行帯の明示		
		ハード	交通安全施設の整備推進		
		ハード	道路等のバリアフリー対策の実施		
	宮川架橋	ソフト	宮川架橋の整備検討		
	町道等	ハード	町道の拡幅整備		
ハード		道路・橋梁の修繕計画等に基づく適正な維持管理の実施			
ハード		歩行環境の整備推進			
公共交通	JR 田丸駅周辺	ソフト	再整備の検討		
		ハード		再整備の推進	
	JR 参宮線	ソフト	快速みえ等の運行本数増加の要望		
	バス	ソフト	路線バスの利用促進に向けたPR等の実施		
		ソフト	元気バスにおけるニーズに対応した見直し検討		
	公共交通	ソフト	時代の変化に合わせた新たな公共交通体系の検討		

②河川・下水道等

●河川 ⇒【担当課：建設課】

- ・外城田川、宮川については、河川整備計画に基づく河川改修等を促進します。
- ・町内を流れるその他の河川についても、水害を防止・軽減するため、計画的な整備や維持管理を推進します。

【重点的まちづくり施策】

- [ハード] 河川整備計画に基づく河川改修等の促進
- [ハード] 河川整備対象外の河川についても計画的な整備と維持管理の推進

●上下水道 ⇒【担当課：上下水道課】

- ・公共下水道事業区域外においては、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、施設の耐震化・老朽化対策を推進します。
- ・下水道施設については、定期的な点検等により施設の長寿命化を図るとともに、浸水対策の強化や災害発生時の応急復旧体制の充実を図ります。

【重点的まちづくり施策】

- [ハード] 農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及促進、耐震化・老朽化対策の推進
- [ハード] 下水道施設の長寿命化及び浸水対策の強化
- [ソフト] 下水道施設の災害発生時の応急復旧体制の充実

誰もが安全・快適に暮らせるまちづくりを目指して

内容			短期	中期	長期
河川	河川改修	ハード	河川整備計画に基づく河川改修等の促進		
		ハード	河川整備対象外の河川についても計画的な整備と維持管理の推進		
上下水道	下水道等	ハード	農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及促進、耐震化・老朽化対策の推進		
		ハード	下水道施設の長寿命化及び浸水対策の強化		
		ソフト	下水道施設の災害発生時の応急復旧体制の充実		

③都市防災 ⇒【担当課：総務政策課・産業振興課・建設課】

- ・玉城町では、過去に浸水被害を受けていることや、地震・土砂災害等の危険性を想定しています。このため、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に即した土地利用検討区域の設定について検討していきます。
- ・土砂災害の危険性が高い地域については、宅地化を抑制するほか、水源涵養機能を持つ樹林地等の保全や急傾斜地崩壊対策事業等の推進を図ります。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 土地利用検討区域の設定について検討
- [ソフト] 土砂災害の危険性が高い地域の宅地化抑制
- [ソフト] 水源涵養機能を持つ樹林地の保全
- [ハード] 急傾斜地崩壊対策事業等の推進

- ・水害を最小限に止めるため、河川やため池等の改修を促進するとともに、洪水等の危険性が高い地域における開発の抑制や開発行為における雨水流出抑制施設の設置などの治水対策を推進します。

【重点的まちづくり施策】

- [ハード] 河川やため池等のハザードを有する施設の改修促進
- [ソフト] 洪水等の危険性の高い地域の開発抑制、雨水流出抑制施設の設置促進

- ・災害発生時に円滑な避難や緊急輸送等を実施するため、狭隘道路の拡幅や道路・橋梁の計画的な点検、修繕、耐震化等を促進・推進します。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 狭隘道路の拡幅検討
- [ハード] 狭隘道路の拡幅整備
- [ソフト] 道路・橋梁の計画的な点検
- [ハード] 道路・橋梁の計画的な修繕と耐震化等の促進・推進

- ・住宅等の耐震化や空き家対策を促進し、災害発生時の道路機能の確保や建物倒壊による直接的な被害の軽減を図ります。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 住宅等の耐震診断の実施と耐震化の促進
- [ソフト] 空き家対策の相談及び空き家対策の実施

- ・災害時における日常生活への影響を最小限にするため、上下水道などのインフラ施設の更新や耐震化等を効率的かつ計画的に進めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 上下水道などのインフラ施設の更新計画の作成及び更新
- [ハード] 上下水道などのインフラ施設の更新・耐震化等の推進

- ・公園等を活用した一時避難場所の確保に努めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 一時避難場所や避難経路などの緊急時対策の更新
- [ハード] 公園等を中心とした一時避難場所の確保

- ・自主防災組織の未設置地区における組織化を図り、自主的な防災活動を促進するなど、地域防災体制の強化に努めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 自主防災組織の組織化及び防災活動の促進による地域防災体制の強化

誰もが安全・快適に暮らせるまちづくりを目指して

内容		短期	中期	長期	
都市 防 災	土砂災害等	ソフト	土地利用検討区域の設定について検討		
		ソフト	土砂災害の危険性が高い地域の宅地化抑制		
		ソフト	水源涵養機能を持つ樹林地の保全		
		ハード	急傾斜地崩壊対策事業等の推進		
	河川・ため池	ハード	河川やため池等のハザードを有する施設の改修促進		
		ソフト	洪水等の危険性の高い地域の開発抑制		
		ソフト	雨水流出抑制施設の設置促進		
	道路	ソフト	狭隘道路の拡幅検討		
		ハード	↳ 狭隘道路の拡幅整備		
		ソフト	道路・橋梁の計画的な点検		
		ハード	↳ 道路・橋梁の計画的な修繕と耐震化等の促進・推進		
	住宅等	ソフト	住宅等の耐震診断の実施と耐震化の促進		
		ソフト	空き家対策の相談及び空き家対策の実施		
	インフラ施設	ソフト	上下水道などのインフラ施設の更新計画の作成及び更新		
		ハード	上下水道などのインフラ施設の更新・耐震化等の推進		
	一時避難所等	ソフト	一時避難場所や避難経路などの緊急時対策の更新		
ハード		公園等を中心とした一時避難場所の確保			
自主防災	ソフト	自主防災組織の組織化			
	ソフト	防災活動の促進による地域防災体制の強化			

(2) まちの活力を高める魅力的なまちづくりを目指して

①土地利用

●市街地 ⇒【担当課：総務政策課・教育委員会・建設課】

- ・建て替えや共同化、耐震化の促進、空き家の除却・活用等による建物のリフレッシュと併せて都市基盤の整備を推進し、景観形成にも配慮しながら、居住環境と安全性の向上を図ります。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 市街地の建築物の建て替え、共同化、耐震化の検討及び促進
- [ハード] 空き家等の除却・活用等と併せた都市基盤の整備推進

- ・歴史文化交流拠点に位置づけた田丸城址から玄甲舎にかけての市街地については、城下町の面影を残すまちなみ整備や案内サインの整備等による観光客の受入環境の充実を目指します。また、(文化財の) 県指定を受けている田丸城址については、国指定に向けた要望を推進します。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 文化財の国指定を踏まえ歴史文化交流拠点における整備計画の作成
- [ハード] 城下町のまちなみ整備や案内サインの整備推進

●市街地外 ⇒【担当課：総務政策課・税務住民課・上下水道課・産業振興課・建設課】

- ・郊外に分布する居住水準の高い住宅地については、公園整備や空き家対策・交通安全対策の強化などにより、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の保全に努めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 空き家対策の相談及び空き家対策の実施
- [ハード] 公園整備、交通安全施設の整備推進

- ・既存集落地においては、道路・下水道等の都市基盤の整備や空き家対策の強化などにより、居住環境の維持・改善に努めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 空き家対策の相談及び空き家対策の実施
- [ハード] 道路・下水道等の都市基盤の整備推進

- ・(主) 鳥羽松阪線沿道においては、適切な開発指導により周辺環境に配慮しながら商業施設の立地を誘導し、沿道型商業機能の維持・形成を図ります。
- ・サニーロード沿道においては、伊勢志摩エリアにおけるドライブルートとして機能していることから、市街地ゾーンと一体となった観光関連機能の集積を進めます。
- ・産業集積拠点に位置づけた積良工業団地については、農業との土地利用調整や工場敷地内の緑地面積率、環境施設面積率を定める条例等に基づく周辺環境への配慮を行いながら企業誘致を推進します。
- ・町南部に分布する既存の大規模工場については、玉城町環境保全条例等に基づき、周辺環境に配慮しながら工場の拡張整備を促進します。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 商業、観光、工場等の適正な誘導

- ・北東部の住工混在地区を形成する小規模工場については、移転集約化のほか、緩衝性、防音性の強化などによる周辺環境との調和や、隣接する工業系用途地域との連続性を考慮した工業地の形成など、操業環境の維持に向けた対策を検討します。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 小工場事業者からの相談発生などに合わせ操業環境の維持に向けた検討

- ・一体的に維持すべき優良農地については、耕作放棄地の発生防止・活用や、老朽化する農道の改修など、長期にわたる営農を前提とした効率的な農地利用と農業基盤の整備を図ります。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 優良農地を中心とした営農に向けた検討
- [ハード] 営農に向けた農業基盤の整備推進

- ・国東山系の林地や玉城丘陵、外城田川をはじめとする河川、点在するため池など、市街地外に広がる豊かな自然環境については、一体的な保全に努めるとともに、住民利用や観光的利用を促すレクリエーション、自然体験学習などの場として活用を図ります。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 豊かな自然資源の一体的保全の推進及び有効活用に向けた検討

まちの活力を高める魅力的なまちづくりを目指して

内容		短期	中期	長期
土地利用	居住環境	ソフト	市街地の建築物の建て替え、共同化、耐震化の検討及び促進	
		ハード	空き家等の除却・活用等と併せた都市基盤の整備推進	
	歴史文化交流	ソフト	歴史文化交流拠点における整備計画の作成	
		ハード	城下町のまちなみ整備や案内サインの整備推進	
	郊外居住地	ソフト	空き家対策の相談及び空き家対策の実施	
		ハード	公園整備、交通安全施設の整備推進	
	既存集落地	ソフト	空き家対策の相談及び空き家対策の実施	
		ハード	道路・下水道等の都市基盤の整備推進	
	産業	ソフト	商業、観光、工場等の適正な誘導	
	既存工場	ソフト	小工場事業者からの相談発生などに合わせ操業環境の維持に向けた検討	
優良農地	ソフト	優良農地を中心とした営農に向けた検討		
	ハード	営農に向けた農業基盤の整備推進		
自然資源	ソフト	豊かな自然資源の一体的保全の推進及び有効活用に向けた検討		

②道路・交通 ⇒【担当課：建設課】

●道路

- ・広域連携軸である伊勢自動車道については、広域的な交流・連携を支える機能の維持を図ります。

【重点的まちづくり施策】
 [ソフト] 伊勢自動車道の適正な機能の維持

- ・町内を通る県道については、周辺地域及び町内における移動を支える機能や防災機能の維持・強化を図るため、必要な整備を促進します。

【重点的まちづくり施策】
 [ハード] 周辺地域や町内移動機能となる県道の必要な整備を促進

- ・周辺路線の渋滞緩和や大規模災害への備えを強化するため、新たな宮川架橋の整備を検討します。

【重点的まちづくり施策】
 [ソフト] 宮川架橋の整備検討（関係機関等への整備要請等を含めた協議）

- ・既存道路と分離する形で歩道や自転車道、ポケットパークなどを設置し、人に優しいアメニティ性の高い移動空間の整備を進めることで、町民同士のコミュニケーションによる地域コミュニティの醸成を促進します。

【重点的まちづくり施策】
 [ハード] 歩道、自転車道、ポケットパークなどの整備推進

まちの活力を高める魅力的なまちづくりを目指して

内容		短期	中期	長期
道路	伊勢自動車道	ソフト	伊勢自動車道の適正な機能の維持	
	県道	ハード	周辺地域や町内移動機能となる県道の必要な整備を促進	
	宮川架橋	ソフト	宮川架橋の整備検討	
	移動空間の整備	ハード	歩道、自転車道、ポケットパークなどの整備推進	

③その他まちづくりの方針 ⇒【担当課：総務政策課・教育委員会・建設課】

- ・人口減少や高齢化の進行、価値観の多様化やデジタル化の進展、新型コロナウイルスの影響によるライフスタイルの変化など、将来日本が迎える社会に対応し、より住みよいまちづくりを進めるため、ICTの活用や情報通信環境の整備など新たな社会資本の整備を進めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 玉城町に必要で導入可能なICTの活用を検討
- [ハード] 情報通信環境の整備など新たな社会資本の整備推進

- ・今後ますます進展する高齢化社会に対応し、誰もが住みよい環境を形成するため、個々の住宅をはじめ、道路や各種施設など公共空間における段差の解消や車椅子用通路の設置など、ユニバーサルデザインを取り入れた快適な生活空間の整備を進めます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 道路・各種施設におけるユニバーサルデザイン導入に向けた検討
- [ハード] ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備推進

- ・住民が交流や生活情報の入手ができる場の確保・充実を図るとともに、小学校区を中心とした地域コミュニティの形成を促進します。
- ・持続可能なまちづくりを推進するため、住民や事業者に対し地域活動への積極的な参加を促すなど、住民と行政が協働で取り組む体制の構築を図ります。
- ・上記に示す「小学校区を中心とした地域コミュニティの形成」、「住民と行政で取り組む体制の構築」の考えを踏まえ、地域コミュニティの形成を図るため、小学校の教室等を活用し、「高齢者施設」、「地域生活交流施設」、「来訪者（観光客等）休憩施設」など、様々な複合的利活用を推進していくために、地域の「担い手づくり」から上記施設導入に向けた「社会実験」を繰り返し、地域が必要とし、末永く地域コミュニティの形成に資する機能・施設の導入を、地域住民と行政の取り組む体制ともども検討していきます。

【重点的まちづくり施策】

- [ソフト] 小学校を中心とした地域コミュニティの形成に向けた人材発掘・育成
- [ソフト] 地域コミュニティの形成に向けた住民・事業者・行政による体制の整備
- [ハード] 小学校を活用した地域コミュニティの形成に向けた施設・機能の整備
- [ソフト] 地域コミュニティ施設・機能の民間活力の導入（維持・運営等）

まちの活力を高める魅力的なまちづくりを目指して

内容		短期	中期	長期	
その他まちづくりの方針	新たな社会資本	ソフト	玉城町に必要で導入可能な ICT の活用を検討		
		ハード	情報通信環境の整備など新たな社会資本の整備推進		
	ユニバーサルデザイン	ソフト	道路・各種施設におけるユニバーサルデザイン導入に向けた検討		
		ハード	↳ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備推進		
	地域コミュニティ	ソフト	小学校を中心とした地域コミュニティの形成に向けた人材発掘・育成		
		ソフト	地域コミュニティの形成に向けた住民・事業者・行政による体制の整備		
		ハード		小学校を活用した地域コミュニティの形成に向けた施設・機能の整備	
		ソフト		地域コミュニティ施設・機能の民間活力の導入（維持・運営等）	

第6章 計画実現に向けて

第6章 計画実現に向けて

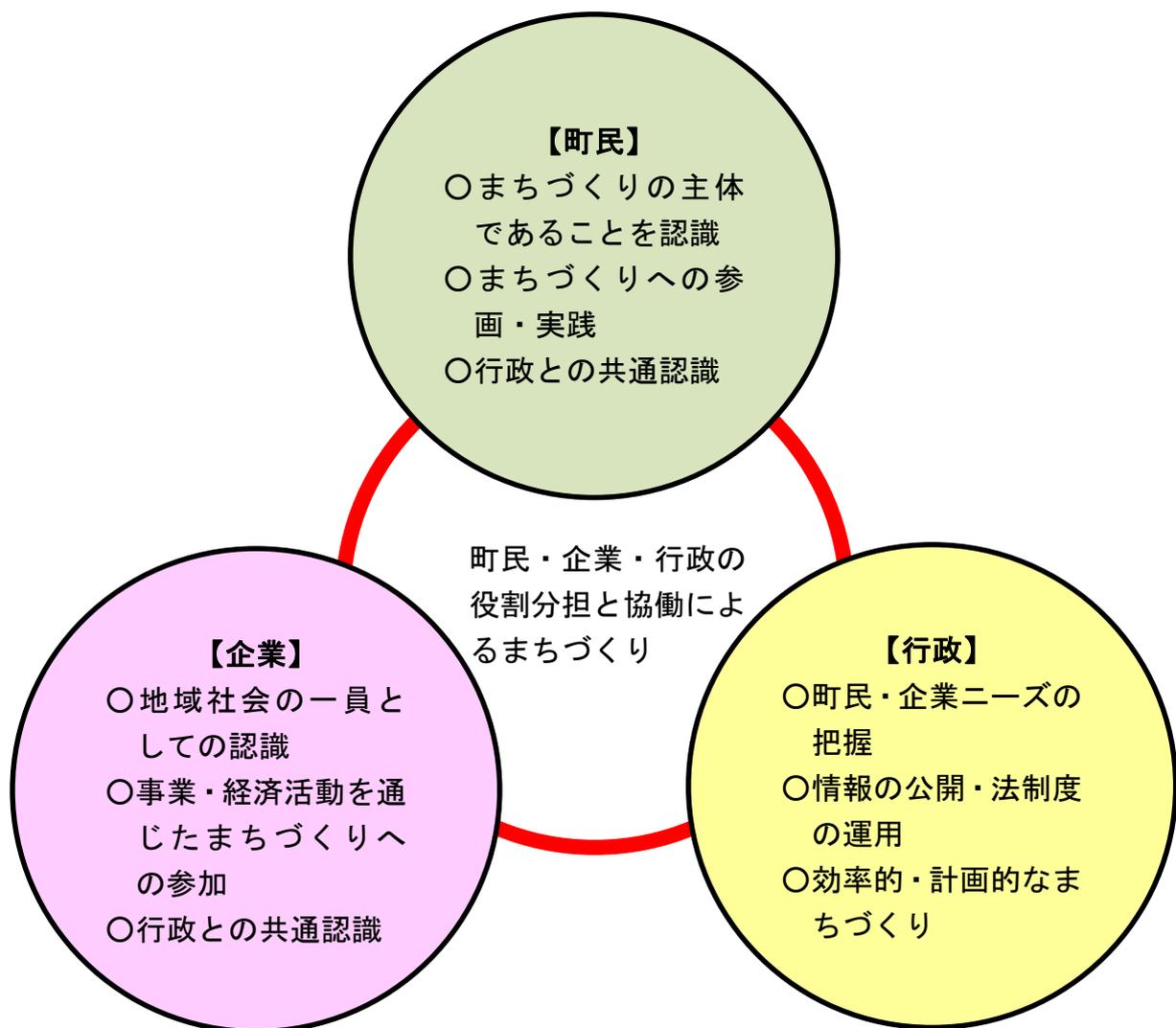
1. 町民・企業協働の推進

本計画は、玉城町の将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を実現するため、分野別方針を着実に実施していく際の方針としての役割を果たします。

しかしながら、方針に基づき計画を実現するためには、町民・企業・行政が協働で、目標などをしっかりと共有していく必要があります。

そして、それぞれがお互いに役割を分担し、連携してまちづくりを進めていきます。

■町民・企業・行政の役割分担・協働によるまちづくりイメージ



(1) 町民参加によるまちづくり

町民は、玉城町のまちづくりの主体であり、計画的かつ効率的にまちづくりを推進するためには、町民の皆さんの理解と協力が欠かせません。

このため、玉城町のまちづくりを実施・実現するためには、町民の皆さんと行政が知恵を出し、考え、行動できる、まちづくり参加に向けた仕組みを構築するとともに、連携と協働体制の強化を図っていきます。

また、地域の中にまちづくりのリーダーとなる人材を育成するとともに、自治会などの地域組織やNPO団体などの組織を支援し、町民参加のまちづくりの実現を図っていきます。

(2) 企業参加によるまちづくり

企業は、自らの事業・経済活動を通じて、玉城町のまちづくりに大きな影響力を有していることから、町民と同様にまちづくりの一員です。

このため、玉城町の地域特性やまちづくりのルールなどの理解を深め、まちづくりに対して積極的な参加を図っていきます。

また、企業による土地利用の動向は、計画的な土地利用に大きな影響を及ぼすため、事業拡大などの展開に際しては早期に情報提供や地域とのコンセンサスをとるなど、より良いまちづくりの実現に向けて協働・連携を図っていきます。

(3) 行政のまちづくりへの取り組み

本計画は、都市計画に関するまちづくりの方針です。本計画を実現するためには、都市計画やまちづくりの分野など、幅の広い分野も含むこととなります。

このため、計画の実現に向け、庁内連携はもとより、隣接都市、三重県などとも連携を図っていきます。

また、町民や企業の理解・協働によるまちづくりを実現するため、情報などの公開の実施や効率的かつ計画的なまちづくりの実現を目指していきます。

2. まちづくりの進捗管理、計画の見直し

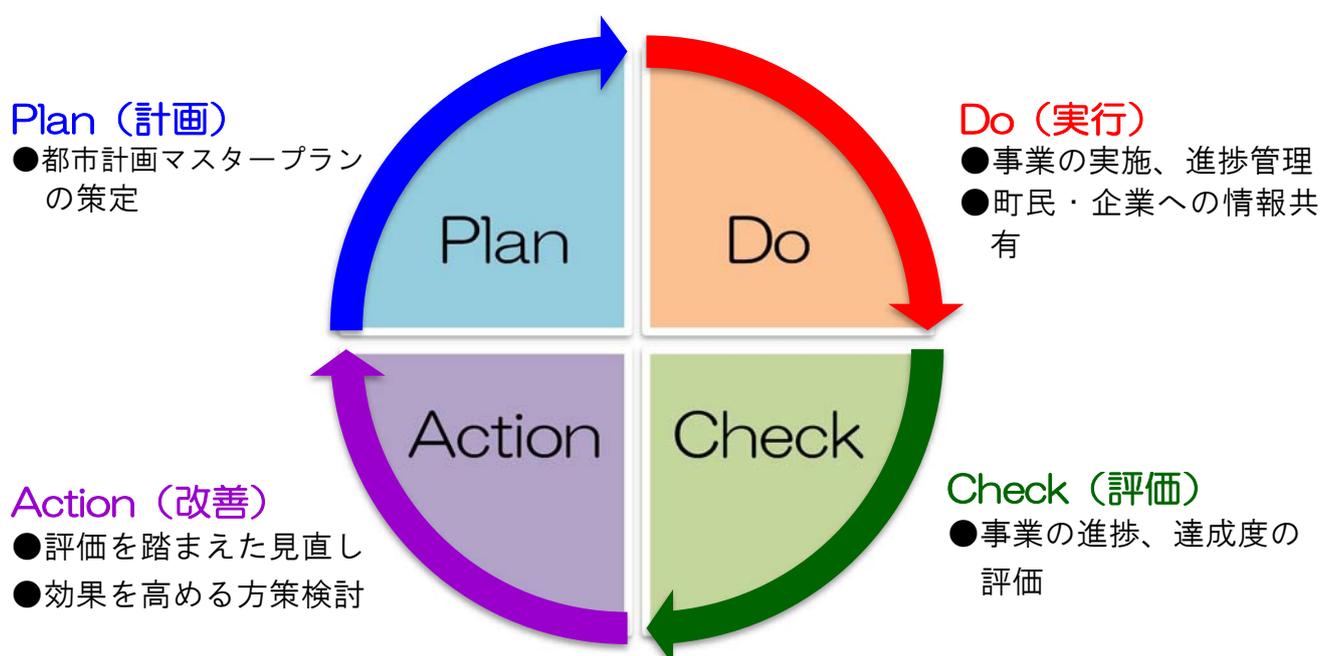
社会情勢がめまぐるしく変化するなか、新たなまちづくりの課題や多様な町民・企業ニーズへ対応しなければなりません。

そこで、事業を精査・検証し、より効果的な手法を採択して実行するといったPDCAサイクルによるマネジメントが必要です。

そのため、関係部局の連携を図りつつ、各種事業の目標を設定し、進捗状況を把握・管理するとともに、事業を評価・検証しながら、必要に応じて本計画を見直します。

本計画の見直しについては、目標年次への到達による見直しを基本としますが、人口の状況や産業の動向といった社会経済情勢に応じ、おおむね10年を目処に見直しを行います。

■PDCAサイクルイメージ



參考資料

参考資料

1. 策定の経緯

年月日	会議等	内容
令和3年6月22日	第1回策定委員会	委員委嘱状交付 委員長・副委員長の選出 都市計画マスタープランについて 玉城町の現状 上位関連計画 問題点・課題の整理
令和3年11月15日	第2回策定委員会	「全体構想」及び「重点的まちづくりの施策」
令和3年12月3日	玉城町都市計画審議会	都市計画マスタープラン（全体案）
令和3年12月15日	議会説明	都市計画マスタープラン（全体案）
令和3年12月27日 ～ 令和4年1月31日	パブリックコメント	ご意見10件（人数2名）
令和4年2月24日	第3回策定委員会	都市計画マスタープラン最終確認

2. 玉城町都市計画マスタープラン策定委員会名簿（順不同）

任期：委嘱日～令和4年3月11日

氏名	所属・役職	備考
池山 敦 ◎	皇學館大学 准教授	
辻井 真也 ○	土地家屋調査士	都市計画審議会委員
西本 吉隆	建築士	都市計画審議会委員
板谷 一満	玉城町商工会 会長	
小林 政弘	玉城町農業委員会 会長	
西山 定	玉城町観光協会 会員	
福盛 雅子	玉城町女性消防団 班長	
中西 章	玉城町教育委員会 教育長	

※◎：委員長、○：副委員長

【事務局】

氏名	所属・役職	備考
真砂 浩行	建設課 課長	
松田 臣二	建設課 課長補佐 都市計画担当	
中西 紘汰	建設課 主事	
江島 知樹	建設課 主事	

3. 用語解説

【あ】行	
ICT	「Information and Communication Technology」の略称、情報通信技術。
空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画。空家の発生予防や適正管理・利活用などを総合的かつ計画的に推進。
インフラ	日々の生活を支える基盤。道路・線路、ガス・水道、電話・電気など。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年（2030年）までを期限とする世界共通の目標。
オープンスペース	建物などに設けられる歩行者用通路や植栽などを整備した空間。
【か】行	
既存ストック	既に整備済みの都市施設（道路、公園等）など。
狭隘道路	緊急車両の通行や防災上の支障となる、幅員が狭い道路。
公共交通	不特定多数の人々が利用する交通。
コミュニティ	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域およびその人々の集団。
【さ】行	
親水空間	水や川に触れることで親しみを深めることができる場所。
生活サービス機能	商業・医療・福祉などの機能。
製造品出荷額等	製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計。
【た】行	
昼夜間人口	昼間人口は、玉城町に他の都市から通勤等をする人口を足し、玉城町から他の都市へ通勤等をする人口を引いた人口。 夜間人口は、玉城町に常住する人口。
低未利用地	用途地域内における低密度な土地利用や農地。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため該当地域の特性に応じて、合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。
特別用途地区	都市計画法の地域地区の一つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。

【た】行	
都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能。
都市基盤	道路、上下水道、学校、公園などの、日常生活や産業活動を支える施設。
都市計画道路・公園	都市計画法に基づき計画された道路・公園。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行うことで、健全な市街地形成を目的とする事業。減歩と換地の制度により、道路や公園などの公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。
【な】行	
南海トラフ地震	南海トラフ沿いで発生する、陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり跳ね上がることで発生する地震。
【は】行	
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
ボトムアップ	現場や町民の方からの提案を基に、行政などが意思決定しているもの。
【や】行	
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザイン。
U I ターン	「Uターン」は、一度生まれ育った場所以外で勤務したのちに、再び出身地に戻ることに。 「Iターン」は、生まれ育った場所で勤務したあと、出身地以外の場所に移住すること。

玉城町都市計画マスタープラン

令和4年3月

発行 玉城町建設課